

国土交通省防災業務計画修正 (案)

新旧対照表

令和 8 年 7 月

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
第1章 災害予防 第1節 災害対策の推進 第5 土砂災害に対する安全性の確保 （略） ○大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、<u>無人化施工</u>等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、地方支分部局においてあらかじめ策定するものとする。 （略） 第14 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても<u>相互に機能を補完、代替し、全体として、</u>ライフライン機能を確保できるよう<u>水道施設及び下水道施設</u>のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。 （略）	第1章 災害予防 第1節 災害対策の推進 第5 土砂災害に対する安全性の確保 （略） ○大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、<u>遠隔施工</u>等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、地方支分部局においてあらかじめ策定するものとする。 （略） 第14 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設について、<u>災害・事故時も</u>ライフライン機能を確保できるよう<u>各施設</u>のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。 （略）

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
第17 廃棄物処理施設等の整備等の推進 ○北海道においては、<u>水道及び</u>廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、<u>水道施設、</u>廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。 (略) 第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備保 <u>(新規)</u> (略) ○ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。	第17 廃棄物処理施設等の整備等の推進 ○北海道においては、廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。 (略) 第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備保 ○<u>災害時の緊急車両の通行確保のため、道路啓開計画に位置付けられた道路啓開ルート上の踏切について災害時優先開放踏切としての指定を進め、災害発生後の踏切の状況等を共有する緊急連絡体制の整備のための取組を推進するものとする。</u> (略) ○ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開について、地方公共団体のみでは迅速な対応が困難な場合には、適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	○ <u>土砂災害や津波等による道路の寸断等により、山間部や沿岸部、又は離島において集落の孤立が発生するおそれがある。</u> そのため、孤立集落の状況を把握するため、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関からの情報収集に関わる体制を構築するとともに、これら関係機関と調整しつつ、迅速な道路啓開等に努める。
<u>(新規)</u>	○ <u>道路法等に基づく道路啓開計画において、関係機関と孤立集落の情報収集に係わる体制を構築する。</u>
(略)	(略)
○ <u>無人化施工機械</u> の活用に関する体制の整備を図るものとする。	○ <u>遠隔施工機械</u> の活用に関する体制の整備を図るものとする。
(略)	(略)
第2章 災害応急対策 第6節 災害発生時における応急工事等の実施	第2章 災害応急対策 第6節 災害発生時における応急工事等の実施
(略)	(略)
○非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、 <u>又は生ずるおそれがある場合</u> において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。	○非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、 <u>若しくは生じるおそれがある場合又は当該非常災害等に係る緊急輸送のために寄港する船舶の隻数が著しく増加することが見込まれる場合</u> において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
(略) ○必要に応じて<u>無人化</u>施工機械の活用を図るものとする。 (略) 第7節 災害発生時における交通の確保 第1 道路交通の確保 ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、<u>ビーコン</u>、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。	<u>また、必要に応じ、港湾管理者に対し、要請を行うか否かの判断に資する情報を提供するものとする。</u> (略) ○必要に応じて<u>遠隔</u>施工機械の活用を図るものとする。 (略) 第7節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、<u>人工衛星画像の活用</u>により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第1章 災害予防 第1節 震災対策の推進 第7 土砂災害に対する安全性の確保 (略) ○地震に伴う大規模な河道閉塞等の発生時における土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び同法第31条に基づく関係地方公共団体への緊急情報の通知について、迅速かつ効果的に実施できるよう、関係地方公共団体、関係機関等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努めるものとする。 ○地震に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、<u>無人化</u>施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、あらかじめ策定するものとする。 また、これを迅速、効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。 (略)	第1章 災害予防 第1節 震災対策の推進 第7 土砂災害に対する安全性の確保 (略) ○地震に伴う大規模な河道閉塞等の発生時における土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び同法第31条に基づく関係地方公共団体への<u>土砂災害</u>緊急情報の通知について、迅速かつ効果的に実施できるよう、関係地方公共団体、関係機関等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努めるものとする。 ○地震に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、<u>遠隔</u>施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、あらかじめ策定するものとする。 また、これを迅速、効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。 (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○土砂災害警戒区域等の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、<u>都道府県等に対しては、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な支援・助言を行うものとする。</u> (略) 第16 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設について<u>も相互に機能を補完、代替し、全体として、ライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。</u> (略) 第19 廃棄物処理施設等の整備等の推進 ○北海道においては、<u>水道及び廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、水道施設、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。</u>	○土砂災害警戒区域等のホームページ、標識等による住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備、<u>市町村に対する、土砂災害警戒情報及びメッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報の時系列の提供、きめ細かな降雨予測や、周辺における土砂災害の発生状況等の情報の提供、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な支援・助言を行うものとする。</u> (略) 第16 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設について、<u>災害・事故時もライフライン機能を確保できるよう各施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。</u> (略) 第19 廃棄物処理施設等の整備等の推進 ○北海道においては、廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、<u>廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備 (略) ○複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。 (略) ○<u>無人化</u>施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。 第5節 防災訓練 (略) ・情報の収集・連絡 災害発生時の状況を想定し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、<u>余震</u>の状況等）や所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。	第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備 (略) ○複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災や<u>能登半島地震及びその後の豪雨災害</u>の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。 (略) ○<u>遠隔</u>施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。 第5節 防災訓練 (略) ・情報の収集・連絡 災害発生時の状況を想定し、地震情報（震度、震源、マグニチュード、<u>地震活動</u>の状況等）や所管施設及び交通施設の被害状況に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する訓練を実施するものとする。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
第2節 災害対策用ヘリコプター等による情報収集	第2節 災害対策用ヘリコプター等による情報収集
○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、無人航空機、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。	○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、無人航空機、衛星通信システム、監視カメラ、 <u>人工衛星</u> 等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。
(略)	(略)
第7節 災害発生時における応急工事等の実施	第7節 災害発生時における応急工事等の実施
(略)	(略)
○必要に応じて <u>無人化</u> 施工機械の活用を図るものとする。	○必要に応じて <u>遠隔</u> 施工機械の活用を図るものとする。
(略)	(略)
第8節 災害発生時における交通の確保等	第8節 災害発生時における交通の確保等
第1 道路交通の確保	第1 道路交通の確保

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、<u>ビーコン</u>、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 (略) 第11節 二次災害の防止対策 (略) ○地震に伴う大規模な河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流等の発生による二次災害を防止するため、地方支分部局等と連携し、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査を実施するとともに、同法第31条に基づき関係市町村及び都道府県に緊急情報を通知するものとする。 (略) 第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画	○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、<u>人工衛星画像の活用</u>により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 (略) 第11節 二次災害の防止対策 (略) ○地震に伴う大規模な河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流等の発生による二次災害を防止するため、地方支分部局等と連携し、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査を実施するとともに、同法第31条に基づき関係市町村及び都道府県に<u>土砂災害</u>緊急情報を通知するものとする。 (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第1節 地震防災応急対策に係る措置 第5 警戒宣言時の広報 ○地震防災応急対策にかかる措置の実施状況について、必要に応じ、逐次広報を行うものとし、特に次の事項について重点的に行うものとする。 ・水防対策に関する事項 ・道路交通対策に関する事項 ・鉄道・海上・航空の各交通対策に関する事項 ・緊急輸送対策に関する事項 ・土砂災害<u>危険箇所</u>等、土砂災害の危険性に関する事項 ・所管施設の管理上の措置に関する事項 第6 地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達等 (略) ○警戒本部は、地震防災応急対策に係る措置の実施状況を大震法第10条第1項に規定する地震災害警戒本部に報告することとし、主な報告等の事項は次のとおりとする。 ・水防対策に関する事項 ・道路交通対策に関する事項 ・鉄道・海上・航空の各交通対策に関する事項 ・緊急輸送対策に関する事項	第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画 第1節 地震防災応急対策に係る措置 第5 警戒宣言時の広報 ○地震防災応急対策にかかる措置の実施状況について、必要に応じ、逐次広報を行うものとし、特に次の事項について重点的に行うものとする。 ・水防対策に関する事項 ・道路交通対策に関する事項 ・鉄道・海上・航空の各交通対策に関する事項 ・緊急輸送対策に関する事項 ・土砂災害<u>警戒区域</u>等、土砂災害の危険性に関する事項 ・所管施設の管理上の措置に関する事項 第6 地震防災応急対策の実施状況等に関する情報の収集、伝達等 (略) ○警戒本部は、地震防災応急対策に係る措置の実施状況を大震法第10条第1項に規定する地震災害警戒本部に報告することとし、主な報告等の事項は次のとおりとする。 ・水防対策に関する事項 ・道路交通対策に関する事項 ・鉄道・海上・航空の各交通対策に関する事項 ・緊急輸送対策に関する事項

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・土砂災害<u>危険箇所</u>等、土砂災害の危険性に関する事項 ・所管施設の管理上の措置に関する事項	・土砂災害<u>警戒区域</u>等、土砂災害の危険性に関する事項 ・所管施設の管理上の措置に関する事項
第5章 南海トラフ巨大地震対策計画	第5章 南海トラフ巨大地震対策計画
(略)	(略)
○第1節から第9節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災や平成<u>28</u>年熊本地震、令和6年能登半島地震等の過去の大規模地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後から概ね7日～<u>10</u>日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に<u>焦点を絞って</u>記載している。	○第1節から第9節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災や平成<u>28</u>年熊本地震、令和6年能登半島地震等の過去の大規模地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、<u>南海トラフ巨大地震</u>発生直後から概ね7日～<u>10</u>日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項を記載している。
(略)	(略)
第1節 初動体制の立ち上げ	第1節 初動体制の立ち上げ
(略)	(略)
○応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、<u>確保や輸送・配分に関し</u>業務継続計画に基づいた確保や輸送・配分を行う。	○応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、業務継続計画に基づいた確保や輸送・配分を行う。
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>

修正前	修正後
(略) ・自動車運送事業者の保有する燃料タンク（インタンク）に関する情報共有、燃料優先確保のための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、<u>CNG</u>車、電気バス等の普及を図る。 (略) ・<u>TEC-FORCE</u>やリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。 ・<u>TEC-FORCE</u>が迅速に活動できるよう、事前に<u>TEC-FORCE</u>予備隊員を含む、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、<u>TEC-FORCE</u>活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。また、高度な専門性を有する<u>TEC-FORCE</u>アドバイザーや<u>TEC-FORCE</u>パートナーと一体となって官民で連携して活動する体制の構築を図るものとする。 (略) 第2節 避難支援（住民等の安全確保） 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援	(略) ・自動車運送事業者の保有する燃料タンク（インタンク）に関する情報共有、燃料優先確保のための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、<u>CNG</u>車、電気バス等の普及を図る。 (略) ・<u>TEC-FORCE</u>やリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。 ・<u>TEC-FORCE</u>が迅速に活動できるよう、事前に <u>TEC-FORCE</u> 予備隊員を含む、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、<u>TEC-FORCE</u>活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。また、高度な専門性を有する <u>TEC-FORCE</u> アドバイザーや <u>TEC-FORCE</u> パートナーと一体となって官民で連携して活動する体制の構築を図るものとする。 (略) 第2節 避難支援（住民等の安全確保） 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○地震発生直後、震度6強以上の揺れ等により、中部地方や近畿地方の都市部における老朽木造住宅・老朽ビルを中心に、多くの建物が全壊・半壊となる。特に、大阪や名古屋の都心部を中心に多く存在する超高層ビルや大型集客施設等において、長周期地震動による揺れに伴う被害や天井の落下等の被害が発生するとともに、造成宅地の崩壊や液状化による建物被害も発生する。また、倒壊した家屋、工場や店舗等の火気、燃料等から多くの箇所ですべて同時出火し、大阪市内の木造住宅密集市街地等を中心に、近畿地方で約<u>35</u>万棟の家屋が焼失する。 そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や密集市街地の整備改善といった事前対策を促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・建築基準法に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・支援する。 ・密集市街地等の整備改善に向けて、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組<u>み</u>を推進する。	○地震発生直後、震度6強以上の揺れ等により、中部地方や近畿地方の都市部における老朽木造住宅・老朽ビルを中心に、多くの建物が全壊・半壊となる。特に、大阪や名古屋の都心部を中心に多く存在する超高層ビルや大型集客施設等において、長周期地震動による揺れに伴う被害や天井の落下等の被害が発生するとともに、造成宅地の崩壊や液状化による建物被害も発生する。また、倒壊した家屋、工場や店舗等の火気、燃料等から多くの箇所ですべて同時出火し、大阪市内の木造住宅密集市街地等を中心に、近畿地方で約 <u>35</u>万棟の家屋が焼失する。 そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や密集市街地の整備改善といった事前対策を促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・建築基準法 <u>(昭和25年法律第201号)</u>に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・支援する。 ・密集市街地等の整備改善に向けて、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組を推進する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、危険性の高い密集市街地について、消防庁等と連携して感震ブレーカーの設置等の取組みを推進する。	・地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、危険性の高い密集市街地について、消防庁等と連携して感震ブレーカーの設置等の取組を推進する。
(略)	(略)
・住民等の避難に資するよう、海域の地震・津波観測データも活用しながら、緊急地震速報、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともにその高精度化に取り組む。	・住民等の避難に資するよう、海域の地震・津波観測データも活用しながら、緊急地震速報、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともにその高精度化に取り組む。<u>さらに、聴覚障がい者や海水浴客へより確実に伝達するため、「津波フラッグ」の導入の促進や周知啓発に取り組む。</u>
(略)	(略)
・<u>ICT</u>等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。	・<u>ICT</u>等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。
・自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、大津波警報や地震情報をカーナビゲーションに提供する等、<u>ITS</u>を活用した取組を推進する。	・自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、大津波警報等や地震情報をカーナビゲーションに提供する等、<u>ITS</u>を活用した取組を推進する。
(略)	(略)
・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防御の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、<u>GPS</u>波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。	・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防御の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、<u>GPS</u>波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略) 第3 避難者の受け入れ ○特に名古屋や大阪等の大都市部において、発災直後に大量の避難者が発生すると想定される。特に都市部では、地震による建物被害や余震への不安等により、多くの人が避難所等へ避難するため、あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等に避難する人が発生する。 そのため、国土交通省は、応急活動に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け入れる。 ○また、道の駅、高速道路の<u>SA・PA</u>、避難場所として位置付けられた都市公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。 (略) 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保 (略) <平時から準備しておくべき事項>	(略) 第3 避難者の受け入れ ○特に名古屋や大阪等の大都市部において、発災直後に大量の避難者が発生すると想定される。特に都市部では、地震による建物被害や余震への不安等により、多くの人が避難所等へ避難するため、あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等に避難する人が発生する。 そのため、国土交通省は、応急活動<u>等</u>に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け入れる。 ○また、道の駅、高速道路の <u>SA・PA</u>、避難場所として位置付けられた都市公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。 (略) 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保 (略) <平時から準備しておくべき事項>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・ 構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する<u>耐震対策について</u>、新幹線鉄道は概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域の主要駅及び主要路線の耐震補強を定めた「<u>特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令</u>」(以下、「<u>耐震省令</u>」という。)に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。<u>一方、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により比較的大きな軌道沈下が生じた高架橋と同様の高架橋の柱について、令和5年3月に耐震省令を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒して優先的に耐震補強を行うよう鉄道事業者を指導する。</u>また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。 (略) ・ 非常時において、空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港の<u>業務継続計画</u>（A2-BCP）の実効性を強化するための改訂や訓練等を指導する。 (略) ・ 旅客自動車運送事業者の<u>BCP</u>策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した図上訓練等の実施を指導する。	・ <u>鉄道の耐震対策については、</u>構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する対策は、新幹線鉄道では概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域の主要駅及び主要路線の耐震補強を定めた「<u>特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令</u>」に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。 (略) ・ 非常時において、空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港 <u>BCP</u>（A2-BCP）の実効性を強化するための改訂や訓練等を指導する。 (略) ・ 旅客自動車運送事業者の <u>BCP</u>策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した図上訓練等の実施を指導する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者、その他の地域関係者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。 <u>(新規)</u> (略) ・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（JNT0）のウェブサイト等における発信や JNT0 コールセンターにおける<u>多言語の24時間の電話による問い合わせ対応</u>を実施する。 (略)	第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者、その他の地域関係者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。 ・<u>帰宅困難者の帰宅に向けては、自力での徒歩帰宅が困難な要配慮者やこどもにも配慮した搬送手段を確保するため、地方公共団体と運輸事業者等との事前計画の策定を支援する。</u> (略) ・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（JNT0）のウェブサイト等における発信や JNT0 <u>の</u>コールセンターにおける <u>24時間多言語対応</u>を実施する。 (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第4節 被災状況等の把握 第1 ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査 ○南海トラフ巨大地震では、広範囲にわたる強い揺れと巨大な津波により、大規模な被災が同時多発すると想定される。 そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係する防災機関と連携しつつ、災害対策用ヘリや人工衛星、<u>SAR</u>観測技術、レーザ測量技術等を活用した緊急調査を実施する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・<u>SAR</u>観測技術やレーザ測量技術、<u>IT</u>技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。 ・被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象に<u>CCTV</u>等の増設を進める。 (略) 第2 全国からの<u>TEC-FORCE</u>派遣	第4節 被災状況等の把握 第1 ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査 ○南海トラフ巨大地震では、広範囲にわたる強い揺れと巨大な津波により、大規模な被災が同時多発すると想定される。 そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係する防災機関と連携しつつ、災害対策用ヘリや人工衛星、<u>SAR</u>観測技術、レーザ測量技術等を活用した緊急調査を実施する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・<u>SAR</u>観測技術やレーザ測量技術、<u>IT</u>技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。 ・被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象に<u>CCTV</u>等の増設を進める。 (略) 第2 全国からの<u>TEC-FORCE</u>派遣

修正前	修正後
○「南海トラフ巨大地震における<u>TEC-FORCE</u>活動計画」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確に<u>TEC-FORCE</u>を派遣し、応急対策活動を実施する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・発災直後から概ね7日～<u>10</u>日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「<u>TEC-FORCE</u>活動計画」を策定し、関係機関で共有する。 → 応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等 → 要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成 → 第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員 → 大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保 → 地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点、搬送等の協力業者等の選定 ・<u>TEC-FORCE</u>が使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録する。また、<u>TEC-FORCE</u>として派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、	○「南海トラフ巨大地震における <u>TEC-FORCE</u> 活動計画」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確に <u>TEC-FORCE</u> を派遣し、応急対策活動を実施する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・発災直後から概ね7日～<u>10</u>日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「<u>TEC-FORCE</u> 活動計画」を策定し、関係機関で共有する。 → 応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等 → 要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成 → 第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員 → 大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保 → 地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点、搬送等の協力業者等の選定 ・<u>TEC-FORCE</u> が使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録する。また、<u>TEC-FORCE</u> として派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レン

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。 (略) ・災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施および研修・講習の受講、ICTやIoTの活用等により、<u>TEC-FORCE</u>の災害対応力向上を図る。 ・専門的な知識を有する民間企業等の人材を<u>TEC-FORCE</u>予備隊員制度により募集・採用し、災害時に国家公務員（非常勤職員）として被災地に派遣することにより、<u>TEC-FORCE</u>としての応援体制の強化を図るものとする。 ・他の災害応急対策責任者を応援するにあたり、学識経験者を<u>TEC-FORCE</u>アドバイザーとして委嘱し、高度な技術的助言を得るための体制を整備するものとする。 ・災害応急対策責任者を支援する組織及び能力を有する法人又は団体と災害協定等を締結し、<u>TEC-FORCE</u>パートナーとして位置付け、<u>TEC-FORCE</u>と迅速かつ円滑な連携を図るものとする ・様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。	タクシー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。 (略) ・災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施および研修・講習の受講、ICTやIoTの活用等により、<u>TEC-FORCE</u>の災害対応力向上を図る。 ・専門的な知識を有する民間企業等の人材を <u>TEC-FORCE</u> 予備隊員制度により募集・採用し、災害時に国家公務員（非常勤職員）として被災地に派遣することにより、<u>TEC-FORCE</u>としての応援体制の強化を図るものとする。 ・他の災害応急対策責任者を応援するにあたり、学識経験者を <u>TEC-FORCE</u> アドバイザーとして委嘱し、高度な技術的助言を得るための体制を整備するものとする。 ・災害応急対策責任者を支援する組織及び能力を有する法人又は団体と災害協定等を締結し、<u>TEC-FORCE</u> パートナーとして位置付け、<u>TEC-FORCE</u> と迅速かつ円滑な連携を図るものとする。 ・様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
また、女性隊員も含めて<u>TEC-FORCE</u>隊員が安心して活動可能な環境を構築するため、トイレカーの導入等を行う。 (略) 第4 被災情報等の統合災害情報システム（DiMAPS）への集約と共有 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・膨大な災害情報を<u>地理院地図</u>上に集約し、迅速に把握・共有することができる DiMAPS を平成<u>27</u>年9月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。 (略) ・DiMAPS について、災害情報の自動入力コンテンツを強化するとともに、被害情報等の集約・共有を半自動化する<u>被害情報入力プラットフォーム</u>（DiJEST）を開発・導入することにより、省力化を図る。 第5節 被災者の救命・救助 第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等 (略)	また、女性隊員も含めて <u>TEC-FORCE</u> 隊員が安心して活動可能な環境を構築するため、トイレカーの導入等を行う。 (略) 第4 被災情報等の統合災害情報システム（DiMAPS）への集約と共有 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・膨大な災害情報を集約し、迅速に把握・共有することができる DiMAPS を平成 <u>27</u> 年 9 月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。 (略) ・DiMAPS について、災害情報の自動入力コンテンツを強化するとともに、被害情報等の集約・共有を半自動化する<u>被害情報入力プラットフォーム</u>（DiJEST）を開発・導入することにより、省力化を図る。 第5節 被災者の救命・救助 第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等 (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
＜平時から準備しておくべき事項＞ ・自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行う <u>ITS</u> スポットや可搬型路側機等の増強、SNS 等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、<u>ETC 2.0</u> や民間が収集したプローブデータ、AIWeb カメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携を図るとともに、人工衛星画像の活用にも<u>取り組み</u>、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。 (略) ・道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>	＜平時から準備しておくべき事項＞ ・自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行う <u>ITS</u> スポットや可搬型路側機等の増強、SNS 等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、<u>ETC2.0</u> や民間が収集したプローブデータ、AIWeb カメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、人工衛星画像の活用により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。 (略) ・道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法 <u>(昭和 27 年法律第 180 号)</u> 等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。 ・<u>陸路による移動や輸送が困難となる事態に備え、海路・空路を活用したアクセスルートについて、関係機関と事前に調整を行い、主要道路の通行が不能となる場合や広域的な交通途絶が発生した場合には、代替ルートとして活用する。</u> ・<u>大規模災害時における広域的な放置車両の移動については、緊急車両等の通行を確保するため、災害対策基本法に基づく措置を適切に活用し、迅速かつ円滑</u>

修正前	修正後
(略) ・緊急車両の通行確保のため、今後、道路啓開計画に位置付けられた道路啓開ルート上の踏切についても、<u>優先して開放する踏切</u>の指定を進める。あわせて、地震後の踏切の状況等を共有する緊急連絡体制の整備のための取組や、指定した踏切について関係機関と連携の元、抜本的な対策を講じるための取組を推進する。 第3 陸海空の総合啓開 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急輸送ルートの総合啓開や緊急排水に関する計画には、次の内容等を定める。 → 各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定 → 想定される広域的な救援等の種類と規模 → 啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療（<u>D M A T</u>等）・輸送の拠点、発電所等ライフライン重要拠点（なお、拠点確保にあたっては基幹	<u>な道路啓開を行うよう、道路管理者は放置車両等の移動・撤去を行う区間（面的対応を含む）や周知方法等について、あらかじめ関係機関と確認するなど、実効性の向上に向けた取組を推進する。</u> (略) ・緊急車両の通行確保のため、今後、道路啓開計画に位置付けられた道路啓開ルート上の踏切について、<u>災害時優先開放踏切</u>の指定を進める。あわせて、地震後の踏切の状況等を共有する緊急連絡体制の整備のための取組や、指定した踏切について関係機関と連携の元、抜本的な対策を講じるための取組を推進する。 第3 陸海空の総合啓開 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急輸送ルートの総合啓開や緊急排水に関する計画には、次の内容等を定める。 → 各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定 → 想定される広域的な救援等の種類と規模 → 啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療（<u>DMAT</u>等）・輸送の拠点、発電所等ライフライン重要拠点（なお、拠点確保にあたっては基幹的広

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
的広域防災拠点、道の駅、<u>PA・SA</u>、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用) → 代替機能を有する施設（河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む） → 緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠点までの緊急輸送ルート案（複数案） → 緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間の設定 → 啓開や緊急排水を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応 → 救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開や緊急排水の進捗状況を迅速に情報提供するための体制整備 (略) ・港湾法に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾BCPの改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。 ・空港における緊急輸送等の早期回復を目的として、空港の耐震等による防災拠点化を推進するとともに、被災した場合でも空港機能を維持するため所要の資機材等の確保等を進める。 (略)	域防災拠点、道の駅、<u>SA・PA</u>、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用) → 代替機能を有する施設（河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む） → 緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠点までの緊急輸送ルート案（複数案） → 緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間の設定 → 啓開や緊急排水を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応 → 救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開や緊急排水の進捗状況を迅速に情報提供するための体制整備 (略) ・港湾法 <u>(昭和25年法律第218号)</u> に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾BCPの改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。 ・空港における緊急輸送等の早期回復を目的として、空港の耐震等による防災拠点化を推進するとともに、<u>各空港の空港BCP（A2-BCP）に基づき</u>被災した場合でも空港機能を維持するため所要の資機材等の確保等を進める。 (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第4 救命・救助活動の支援 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するための海上輸送対策を策定。 ・旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請。 ・北海道からの広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、スペース確保のための運用方針を策定。 ・定期的に連携強化のための検討会を開催（年2回）するとともに合同図上訓練を実施。 ・洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施。 第5 孤立集落等への対応支援	第4 救命・救助活動の支援 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するための海上輸送対策を策定<u>する</u>。 ・旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請<u>する</u>。 ・北海道からの広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、スペース確保のための運用方針を策定<u>する</u>。 ・定期的に連携強化のための検討会を開催（年2回）するとともに合同図上訓練を実施<u>する</u>。 ・洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施<u>する</u>。 第5 孤立集落等への対応支援

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○南海トラフ巨大地震の強い揺れで生じる土砂災害や巨大な津波による道路の寸断により、山間部や沿岸部の広い範囲で約<u>2, 7 0 0</u>の集落が孤立すると想定されているほか、半島・離島が孤立するおそれがある。 そのため、国土交通省は、孤立集落の状況を把握するため、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関から<u>の情報収集に係わる体制を整理</u>するとともに、これら関係機関と調整しつつ、迅速な道路啓開等に努める。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・道路法等に基づく道路啓開計画において、関係機関と孤立集落の情報収集に関わる体制を<u>整理</u>する。 (略) 第6節 被害の拡大防止・軽減 第1 複合災害への対応 (略) ○河道閉塞等の大規模な被災や二次災害のおそれ等に対しては、迅速かつ集中的な対応を行うため、高度な技術力を持つ<u>TEC-FORCE</u>隊員を集中的に派遣する。 (略)	○南海トラフ巨大地震の強い揺れで生じる土砂災害や巨大な津波による道路の寸断により、山間部や沿岸部の広い範囲で約<u>2,700</u>の集落が孤立すると想定されているほか、半島・離島が孤立するおそれがある。 そのため、国土交通省は、孤立集落の状況を把握するため、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関から<u>なる情報収集の体制を構築</u>するとともに、これら関係機関と調整しつつ、迅速な道路啓開等に努める。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・道路法等に基づく道路啓開計画において、関係機関と孤立集落の情報収集に関わる体制を<u>構築</u>する。 (略) 第6節 被害の拡大防止・軽減 第1 複合災害への対応 (略) ○河道閉塞等の大規模な被災や二次災害のおそれ等に対しては、迅速かつ集中的な対応を行うため、高度な技術力を持つ <u>TEC-FORCE</u> 隊員を集中的に派遣する。 (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解対応型遠隔施工重機の配備等、<u>緊急調査及び応急対策に必要な装備の充実を図る。</u> (略) 第4 非常災害時における国による港湾の管理等 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する全国で2箇所¹の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。 <u>(新規)</u>	＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解対応型遠隔施工重機の配備等緊急調査及び応急対策に必要な装備の充実を図る。 (略) 第4 非常災害時における国による港湾の管理等 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する全国で2か所の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。 ・<u>南海トラフ地震等の大規模地震発生時における港湾の防災拠点を活用した海上輸送支援体制構築のための具体計画を検討する。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
第7節 施設等の復旧、被災地域の復興	第7節 施設等の復旧、被災地域の復興
第1 施設等の復旧	第1 施設等の復旧
(略)	(略)
<平常時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
(略)	(略)
・緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保等を行うため、港湾法に港湾施設の応急復旧に他人の土石等を活用可能とする制度（応急公用負担）を規定。	・緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保等を行うため、港湾法に港湾施設の応急復旧に他人の土石等を活用可能とする制度（応急公用負担）を規定 <u>す</u> る。
第2 迅速な復旧に向けた取組	第2 迅速な復旧に向けた取組
(略)	(略)
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
・迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する基本的な考え方を示した「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を平成 <u>29</u>	・迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する基本的な考え方を示した「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を平成 <u>29</u> 年

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
年7月に国において策定し、地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を通じて内容を周知する。また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。 (略) ・大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成<u>29</u>年1月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定効率化（簡素化）及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。 ・地方公共団体におけるデジタル技術の導入を促進し、<u>災害復旧事業を迅速かつ効率的を実施するため「災害復旧事業におけるデジタル技術活用の手引き」を作成。</u> (略) ・令和7年6月に成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」により改正された水道法に基づく水道事業者と日本下水道事業団との協定の締結等、水道施設の復旧体制の充実を推進する。 (略) 第8節 被災者・避難者の生活支援 第1 避難者に必要な物資の広域輸送	7月に国において策定し、地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を通じて内容を周知する。また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。 (略) ・大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成<u>29</u>年1月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定効率化（簡素化）及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。 ・「<u>災害復旧事業におけるデジタル技術活用の手引き</u>」により、<u>地方公共団体におけるデジタル技術の導入を促進し、災害復旧事業の迅速かつ効率的な実施を図る。</u> (略) ・令和7年6月に成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」により改正された水道法<u>（昭和32年法律第177号）</u>に基づく水道事業者と日本下水道事業団との協定の締結等、水道施設の復旧体制の充実を推進する。 (略) 第8節 被災者・避難者の生活支援 第1 避難者に必要な物資の広域輸送

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○南海トラフ巨大地震では、最大<u>1, 2 3 0</u>万人の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。 そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・基幹ネットワークの強化を図るため代替性確保のための道路ネットワーク整備、大都市圏環状道路等の整備を推進する。 (略) <u>(新規)</u> (略) ・<u>J R</u>貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い貨物鉄道ネットワークの構築を促進する。	○南海トラフ巨大地震では、最大<u>1,230</u>万人の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。 そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・基幹ネットワークの強化を図るため代替性確保のための道路ネットワーク整備、大都市圏環状道路等の整備を推進する。 (略) ・<u>南海トラフ地震等の大規模地震発生時における港湾の防災拠点を活用した海上輸送支援体制構築のための具体計画を検討する。</u> (略) ・<u>JR</u>貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い貨物鉄道ネットワークの構築を促進する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・防災体制を強化するため道の駅、<u>S A ・ P A</u>等の防災拠点化を推進する。 (略) 第2 避難場所の拡大 ○南海トラフ巨大地震では、最大<u>1, 2 3 0</u>万人の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。 そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。 (略) 第4 生活用水と衛生環境の確保 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略)	・防災体制を強化するため道の駅、<u>SA ・ PA</u>等の防災拠点化を推進する。 (略) 第2 避難場所の拡大 ○南海トラフ巨大地震では、最大<u>1,230</u>万人の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。 そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。 (略) 第4 生活用水と衛生環境の確保 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・多くの避難者が想定される地域等については、浄水場及び下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、<u>B C P</u>の策定を速やかに実施する。	・多くの避難者が想定される地域等については、浄水場及び下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、<u>BCP</u>の策定を速やかに実施する。
(略)	(略)
第5 被災者向け住宅等の供給体制の整備	第5 被災者向け住宅等の供給体制の整備
○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、<u>UR</u>賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。	○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、<u>UR</u>賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。
(略)	(略)
第9節 被災した地方公共団体支援 第1 リエゾンの派遣	第9節 被災した地方公共団体支援 第1 リエゾンの派遣
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
＜平時から準備しておくべき事項＞ ・地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、南海トラフ巨大地震における <u>TEC-FORCE</u> 活動計画に基づき、深刻な被害が想定<u>されている</u>地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。 (略) ・気象庁防災対応支援チーム（<u>JETT</u>）を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、<u>解説</u>を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。 (略) 第2 情報通信機材等の派遣 ○南海トラフ巨大地震における <u>TEC-FORCE</u> 活動計画に基づき、発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共BB等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。 (略)	＜平時から準備しておくべき事項＞ ・地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、南海トラフ巨大地震における <u>TEC-FORCE</u> 活動計画に基づき、深刻な被害が想定<u>される</u>地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。 (略) ・気象庁防災対応支援チーム（<u>JETT</u>）を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、<u>説明</u>を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。 (略) 第2 情報通信機材等の派遣 ○南海トラフ巨大地震における <u>TEC-FORCE</u> 活動計画に基づき、発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共BB等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。 (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第10節 強い揺れへの備え 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等 ○南海トラフ巨大地震では、中部地方から九州地方にかけての太平洋沿岸部を中心に震度7という強い揺れが発生し、全壊する住宅や建物等が最大で約<u>127.9</u>万棟発生すると想定されている。 そのため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的に対策を推進する。 ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、耐震性の不十分な住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。 (略) 第2 公共施設の耐震化等 (略) ・地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮による浸水被害、津波の遡上等から地域を守るため、海岸・河川堤防、水門・樋門、排水施設等について、地盤改良等の耐震・液状化対策を推進する。	第10節 強い揺れへの備え 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等 ○南海トラフ巨大地震では、中部地方から九州地方にかけての太平洋沿岸部を中心に震度7という強い揺れが発生し、全壊する住宅や建物等が最大で約<u>127.9</u>万棟発生すると想定されている。 そのため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的に対策を推進する。 ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）や、耐震化に係る支援の充実により、耐震性の不十分な住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。 (略) 第2 公共施設の耐震化等 (略) ・地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮による浸水被害、津波の遡上等から地域を守るため、海岸・河川堤防、水門・樋門、排水施設等について、地盤改良等の耐震化・液状化対策を推進する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略) 第4 火災対策 ○南海トラフ巨大地震による強い揺れや巨大な津波により大規模な火災が発生し、最大で約<u>76.7</u>万棟が焼失すると想定されている。 そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域においては対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 ・大規模な火災の発生が懸念される密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への共同建替え、避難や消火活動の向上を図る狭<u>隘</u>道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進する。 (略) 第5 土砂災害対策 ○地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼしたり、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害<u>危険箇所</u>について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を高めるための積極的・効果的な広報を含めた警戒避難体制の整備等、ハード・ソフトと一体となった効果的な土砂災害対策を推進する。	(略) 第4 火災対策 ○南海トラフ巨大地震による強い揺れや巨大な津波により大規模な火災が発生し、最大で約 <u>76.7</u>万棟が焼失すると想定されている。 そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域においては対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 ・大規模な火災の発生が懸念される密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への共同建替え、避難や消火活動の向上を図る狭<u>あい</u>道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進する。 (略) 第5 土砂災害対策 ○地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼしたり、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害<u>警戒区域</u>について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を高めるための積極的・効果的な広報を含めた警戒避難体制の整備等、ハード・ソフトと一体となった効果的な土砂災害対策を推進する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・<u>また</u>、地震後の土砂災害による二次災害防止及び復旧・復興を図るため、土木・建設関係事業者と連携して、被害状況把握、土砂災害発生に備えた重機や機材の確保等の応急対策の実施体制を構築する。 <u>(新規)</u> 第11節 巨大な津波への備え 第1 避難路・避難場所の確保等 ○南海トラフ巨大地震では、襲来する巨大な津波により、最大で約<u>21.5</u>万人が死亡すると想定されている。 そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 (略) ・道の駅や高速道路の<u>SA・PA</u>等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。	・地震後の土砂災害による二次災害防止及び復旧・復興を図るため、土木・建設関係事業者と連携して、被害状況把握、土砂災害発生に備えた重機や機材の確保等の応急対策の実施体制を構築する。 ・<u>南海トラフ巨大地震等により発生する土砂災害への対応を強化するため、「大規模土砂災害対策技術センター」において大学等関係機関と連携し、大規模土砂災害に対する調査研究を推進する。</u> 第11節 巨大な津波への備え 第1 避難路・避難場所の確保等 ○南海トラフ巨大地震では、襲来する巨大な津波により、最大で約<u>21.5</u>万人が死亡すると想定されている。 そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 (略) ・道の駅や高速道路の<u>SA・PA</u>等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略) ・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成26年9月に策定（平成29年7月改正）。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る手段の一つとして、津波救命艇の普及に取り組む。 第2 津波防災地域づくりの推進	(略) ・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成26年9月に策定（平成29年7月改正）。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る手段の一つとして、津波救命艇の普及に取り組む。 第2 津波防災地域づくりの推進
(略) ○津波防災地域づくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。 (略)	(略) ○津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。 (略)
第12 防災力強化に向けた日頃からの備え 第1 防災訓練	第12 防災力強化に向けた日頃からの備え 第1 防災訓練
(略) ・重要港湾以上の全ての港湾において策定されている港湾BCPの実効性を確保するため、BCPに基づく訓練を実施する。	(略) ・重要港湾以上の全ての港湾において策定されている港湾BCPの実効性を確保するため、BCPに基づく訓練を実施する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(新規)	・各空港で策定された空港 BCP (A2-BCP) に基づき、 <u>空港関係者やアクセス事業者等と連携し、訓練の実施等による空港 BCP の実効性の強化に努める。</u>
(新規)	・ <u>道路啓開の実効性を高めるため、道路管理者及び関係者と連携し、具体的行動の習熟及び関係機関の連携強化を図ることを目的として、実践的な訓練を定期的に実施する。</u>
(略)	(略)
第2 防災教育の推進	第2 防災教育の推進
(略)	(略)
・防災学習ポータルサイト・防災教育ポータルサイトにて様々な <u>防災</u> に関する写真・動画、地域での取組の良事例の紹介を行うとともに、デジタル教材やデジタルマップ等を用いて児童・生徒の学習を支援する方法の具体例の提示や、類似するコンテンツをまとめて整理する等、ユーザー（教員・児童・生徒等）の利便性向上にむけた改良を行う。	・防災学習ポータルサイト・防災教育ポータルサイトについて、様々な <u>災害</u> に関する写真・動画、地域での取組の良事例の紹介、デジタル教材やデジタルマップ等を用いて児童・生徒の学習を支援する方法の具体例の提示を行うとともに、類似するコンテンツをまとめて整理する等、ユーザー（教員・児童・生徒等）の利便性向上にむけた改良を行う。
(略)	(略)
第3 防災広報の充実・強化	第3 防災広報の充実・強化
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・国土交通省及び各関係機関の情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、海外や国内に対して、平時から容易に防災情報等を入手できる体制を構築。 第4 担い手の確保・育成 (略) ○実勢を反映した設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準の確保及び国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による施工時期等の平準化のほか、<u>社会保険への加入促進や、学校での出前授業や建設業の魅力を伝えるポータルサイトによる情報発信等の取組</u>を推進する。 ○令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、処遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。 ○<u>令和6年3月に中央建設業審議会が改定した「工期に関する基準」</u>について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。 (略)	・国土交通省及び各関係機関の情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、海外や国内に対して、平時から容易に防災情報等を入手できる体制を構築<u>する</u>。 第4 担い手の確保・育成 (略) ○実勢を反映した<u>公共工事</u>設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準の確保及び国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による施工時期等の平準化のほか、<u>若者や女性などの入職を促進するため、教育機関等と連携し、ものづくり産業としての建設業の魅力・やりがいや、改善が進む最新の建設現場の現状などの効果的な発信</u>を推進する。 ○令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(<u>令和6年法律第49号</u>)に基づき、処遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。 ○<u>中央建設業審議会が作成・勧告した「工期に関する基準」</u>(最終改定：令和6年3月)及び「<u>労務費に関する基準</u>」(<u>令和7年12月</u>)について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。 (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第6章 首都直下地震対策計画 ○本計画は、「国土交通省首都直下地震対策計画」のうち、「第3章 首都直下地震発生時における応急活動計画」及び「第4章 <u>巨大地震</u>の発生に備え戦略的に推進する対策」と同一のものである。 ○第1節から第9節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部地震、平成30年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、<u>巨大地震発生直後から概ね7日～10日目までの間</u>を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に<u>焦点を絞って</u>記載している。 ○第10節から第12節では、<u>巨大地震による揺れ・津波・土砂災害・地盤沈下・液状化・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため</u>、国土交通省として取り組むべき予防的な対策を、中長期的な視点も踏まえつつ記載している。 第1節 <u>首都中枢機能の継続</u> 第1 活動可能な体制の構築 ○東京、神奈川、千葉、埼玉を中心に強い揺れが発生するとともに、太平洋沿岸部では最大<u>10m程度</u>の津波が発生する場合も想定され、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特	第6章 首都直下地震対策計画 ○本計画は、「国土交通省首都直下地震対策計画」のうち、「第3章 首都直下地震発生時における応急活動計画」及び「第4章 <u>首都直下地震</u>の発生に備え戦略的に推進する対策」と同一のものである。 ○第1節から第10節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災や平成28年熊本地震、<u>令和6年能登半島地震等の過去の大規模地震</u>の教訓や実際の対応も参考にしつつ、<u>首都直下地震発生直後から概ね7日～10日目までの間</u>を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動、並び当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項を記載している。 ○第11節から第15節では、<u>首都直下地震による揺れ・津波・土砂災害・液状化・地盤沈下・火災等による甚大な人的・物的被害を軽減するため</u>、国土交通省の取り組むべき予防的な対策について、中長期的な視点も踏まえつつ記載している。 第1節 <u>初動体制の立ち上げ</u> 第1 活動可能な体制の構築 ○東京、神奈川、千葉、埼玉を中心に強い揺れが発生するとともに、太平洋沿岸部では最大<u>約18m以上</u>の津波が発生する場合も想定され、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。 そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、発災後は、実際の被災状況等（津波警報等の解除に時間を要する場合も含む）に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。 （略） ○応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、<u>確保や輸送・配分に関し業務継続計画に基づいた輸送・配分を行う。</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・国土交通省業務継続計画に基づき、発災直後から概ね7日目までの間、国土交通省が所管する各防災拠点等における応急活動の継続が可能となるよう、必要な水・食料、燃料を備蓄する。 ・自動車運送事業者の保有する燃料タンク（インタンク）に関する情報共有、燃料優先確保のための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、<u>CNG車</u>、電気バス等の普及を図る。 （略）	に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。 そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、<u>応急活動計画を策定しておくとともに</u>、発災後は、実際の被災状況等（津波警報等の解除に時間を要する場合も含む）に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。 （略） ○応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、業務継続計画に基づいた<u>確保や輸送・配分</u>を行う。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・国土交通省業務継続計画に基づき、発災直後から概ね7日目までの間、国土交通省が所管する各防災拠点等における応急活動の継続が可能となるよう、必要な水・食料、<u>燃料等</u>を備蓄する。 ・自動車運送事業者の保有する燃料タンク（インタンク）に関する情報共有、燃料優先確保のための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、<u>CNG車</u>、電気バス等の普及を図る。 （略）

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・ <u>TEC-FORCE</u>やリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。 <u>(新規)</u> ・ 道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、<u>企業等</u>との災害協定の締結や関係機関との協議会を設置する。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>	・ <u>TEC-FORCE</u>やリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。 ・ <u>TEC-FORCEが迅速に活動できるよう、事前にTEC-FORCE予備隊員を含む、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、TEC-FORCE活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。また、高度な専門性を有するTEC-FORCEアドバイザーやTEC-FORCEパートナーと一体となって官民で連携して活動する体制の構築を図るものとする。</u> ・ 道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、<u>関係機関</u>との災害協定の締結や協議会を設置する。 ・ <u>地方整備局・港湾管理者・業界団体等で締結されている包括災害協定について、協定による応急復旧が円滑に進むよう、日頃から関係者間で意見交換を行う。</u> ・ <u>確実な初動体制の立ち上げに資するよう、災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、防災拠点機能の確保に必要な対策を総合的かつ効率的に推進する。また、津波襲来時の一時的な避難場所の確保、行政機能の早期回復を図るための官庁施設における津波対策及び施設管理者による官庁施設の津波防災診断を推進する。さらに、発災時における被害の状況を想定し、地域防災計画等</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
	<u>を踏まえ、施設運用管理上の対策等と連携しつつ、施設整備上の対策を実施する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・庁舎損壊等が生じた場合においても初動体制を立ち上げられるよう、発災後も確実に機能するバックアップ施設を確保する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災業務に携わる関係機関の立地の集約化その他の防災拠点機能の強化を図る。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・多重無線装置の未整備箇所への整備、光ファイバ回線の複ルート化、システム等のセキュリティ強化など、冗長性・信頼性の向上を図ることにより、防災対応業務の継続が可能な環境整備を推進する。</u>
・活動可能な体制の構築のため、職員の参集訓練及び代替庁舎への対策本部機能移設訓練を実施する。	・活動可能な体制の構築のため、職員の参集訓練及び代替庁舎への対策本部機能移設訓練を実施する。
<u>(新規)</u>	<u>・地方公共団体が津波予報（津波高）に応じた的確な防災対応を実施できるように、堤防等の施設整備状況などの情報提供を行う。</u>
(略)	(略)
<u>第3 首都中枢機能の継続</u>	<u>(削除)</u>
<u>○強い揺れによって首都中枢機能を担う様々な施設が被災することにより、応急活動への支障とともに、全国的・世界的な経済活動への影響など、被害が拡大・波及し、甚大化することが懸念される。</u>	<u>(削除)</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>そのため、国土交通省は、首都直下地震による様々な被害の拡大・波及を最小限にとどめるため、万全の備えを行う。</u>	
<u><平時から準備しておくべき事項></u>	<u>(削除)</u>
<u>・首都圏の道路、港湾、空港、鉄道は人・物・情報の流れを支える我が国の重要な首都中枢機能を担うインフラであり、これらの施設の被災に伴う機能の停止や低下は地震発生後の応急活動に著しい支障となるだけでなく、全国、あるいは世界経済への波及など、その影響は計り知れないこと等を踏まえ、施設の耐震化や代替機能の確保等、万全の対策を講じる。</u>	<u>(削除)</u>
<u>・国土交通省業務継続計画の検証訓練等を継続的に実施することで、様々な事態への対応力を向上させる。</u>	<u>(削除)</u>
<u>・首都中枢機能の継続を図るため、各府省庁と連携しつつ官庁施設の地震対策を推進し応急活動に必要な電源や情報通信機能等を確保する。また、施設管理者による官庁施設の津波防災診断の推進、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。さらに発災時における被害の状況を想定し、地域防災計画等を踏まえ、施設運用管理上の対策等と連携しつつ、施設整備上の対策を実施する。</u>	<u>(削除)</u>
<u>・庁舎損壊等が生じた場合においても初動体制を立ち上げられるよう、発災後も確実に機能するバックアップ施設を確保する。</u>	<u>(削除)</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・ <u>初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災拠点機能の強化を図る。</u>	(削除)
・ <u>様々な被害の拡大・波及を最小限にとどめるため、災害対応に必要な河川情報システムについて、不具合状況を確認し、その解消に必要な指示、調整を行える体制を整える。</u>	(削除)
・ <u>自動車の検査登録業務の機能継続を可能とするため、自動車登録検査関係システムについて、必要な電源供給環境整備の他、研修・訓練等を実施する。更に、メインシステムとバックアップシステムの同時被災を避けるため、施設の耐震性能等の強化や立地地域の見直し等の取組を進める。</u>	(削除)
・ <u>また、災害規模に応じた自動車の検査登録に関わる特例措置等の実施基準を策定する他、災害時に迅速な対応が図れるよう、関係機関と調整を進める。</u>	(削除)
・ <u>基幹ネットワークの強化と代替性を確保するため、首都圏3環状道路等の整備を推進する。</u>	(削除)
<u>(新規)</u>	第2節 首都中枢機能の確保 第1 首都中枢機能の業務継続体制の構築
<u>(新規)</u>	○ <u>首都直下地震発生時においては、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、行政中枢機能の継続性を確保する業務継続体制を構築する必要がある。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
	<u>そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づく業務継続体制を確保するため、バックアップ施設を含め様々な事態への対応力を向上する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>＜平時から準備しておくべき事項＞</u>
<u>(新規)</u>	<u>・国土交通省業務継続計画の検証訓練等を継続的に実施することで、様々な事態への対応力を向上させる。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・多くの中央省庁の庁舎において老朽化が進行していることから、想定を上回る事態を視野に入れた老朽化対策の在り方を検討し、計画的に必要な対策に取り組む。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・庁舎損壊等が生じた場合においても初動体制を立ち上げられるよう、発災後も確実に機能するバックアップ施設を確保する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災拠点機能の強化を図る。</u>
<u>(新規)</u>	<u>第2 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの機能の維持</u>
<u>(新規)</u>	<u>○強い揺れによって首都中枢機能を担う様々な施設が被災することにより、応急活動への支障とともに、全国的・世界的な経済活動への影響など、被害が拡大・波及し、甚大化することが懸念される。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
	<u>そのため、国土交通省は、首都圏の上下水道、道路、港湾、空港、鉄道は人・物・情報の流れを支える我が国の重要な首都中枢機能を担うインフラであり、これらの施設の被災に伴う機能の停止や低下は地震発生後の応急活動に著しい支障となるだけでなく、全国、あるいは世界経済への波及など、その影響は計り知れないこと等を踏まえ、施設の耐震化や代替機能の確保等、万全の対策を講じる。</u>
<u>(新規)</u>	<u>○特に、首都圏数千万人といわれる通勤者の主要な交通手段である鉄道の復旧に時間を要する場合には、関係事業者等と連携し、鉄道不通区間における迅速な代替輸送を実施する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>＜平時から準備しておくべき事項＞</u>
<u>(新規)</u>	<u>・首都中枢機能に関する長期的な水供給や排水処理に支障が生じないよう、上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・上下水道は発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、法面・盛土の土砂災害防止対策、避難路、避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化等を推進す</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
	<u>る。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・基幹ネットワークの強化と代替性を確保するため、首都圏3環状道路等の整備を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮による浸水被害等から地域を守るため、河川・海岸堤防、水門・樋門、排水施設等について、地盤改良等の耐震化・液状化対策を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・地震被害により道路が寸断し、陸路による移動や輸送が困難となる事態に備え、緊急用河川敷道路や緊急用船着場などの河川施設が、啓開路線を相互に結ぶ路線として有効に活用できるよう、あらかじめ計画しておくなど、関係機関との連携体制の充実を図る。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・港湾については、大規模地震時における港内の海上支援ネットワークの確保を図るため、耐震強化岸壁をはじめ、背後の荷さばき地及び臨港交通施設等を含む、陸上輸送から海上輸送を担う一連の構成施設の整備を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・滑走路の液状化対策を含め、空港運用のために機能確保が必要な基本施設等の耐震化、老朽化対策等の取組を推進するとともに、空港へのアクセス経路の耐震化を推進する。特に、航空ネットワークの拠点となる東京国際空港及び成田国際空港のうち、耐震化が完了していない東京国際空港の基本施設等の耐震化を着実に進める。</u>

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	・<u>鉄道の耐震対策については、構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する対策は、新幹線鉄道では概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域の主要駅及び主要路線の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。</u>
<u>(新規)</u>	・<u>駅間で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間の指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、各事業者の対応策を指導するとともに、その状況を定期的に確認する。</u>
<u>(新規)</u>	・<u>地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者、その他の地域関係者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。</u>
<u>(新規)</u>	・<u>帰宅困難者の帰宅に向けては、自力での徒歩帰宅が困難な要配慮者やこどもにも配慮した搬送手段を確保するため、地方公共団体と運輸事業者等との事前計画の策定を支援する。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>・近年、激甚化・頻発化する自然災害により、多くの鉄道路線が被災している現状を踏まえ、RAIL-FORCEによる被災状況の把握及び復旧に向けた技術的助言を、より迅速かつ高度に実施するためにRAIL-FORCE隊員の対応能力向上と資機材のICT化・高度化を図る。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・発災後、道路・港湾・航路・空港・鉄道等の復旧の全体調整と効率的な復旧等に資するよう、関東ブロックの地方支分部局が中心となり、関係機関や地方公共団体と連携した取組を進める。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・応急復旧のためのがれきの一時仮置き要請に対応するため、公園等の活用についても検討を進める。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・鉄道の復旧に時間を要する場合に備え、鉄道不通区間における迅速な代替輸送等を実施するために、関東ブロックの地方支分部局を中心に関係機関や地方公共団体と連携しつつ、バスや航空機の活用など交通モード横断的な旅客輸送確保マニュアルを策定する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>第3 首都中枢機能の継続性の確保等に向けた陸海空の総合啓開</u>
<u>(新規)</u>	<u>○発災後、道路、港湾、航路、空港、河川は、施設の被災等により寸断されると想定されるが、そうした状況下においても、首都中枢機能の継続性の確保のため</u>

修正前	修正後
	<u>めに必要な人員・物資の緊急輸送や、被災者の救命・救助を行う自衛隊や消防、警察等の一刻も早い被災地への進出・展開を支援するため、被災地への進出経路（緊急輸送ルート）を迅速に確保する必要がある。特に、首都直下地震では、都心の深刻な渋滞等により道路の通行が困難な状況が発生すると想定されるため、迅速な代替ルートの確保が必要となる。特に、首都直下地震では、被災地内の多くの道路において、激しい渋滞等による道路啓開作業の遅れに伴い、救命救助・消火活動、支援物資輸送などの緊急車両の通行が阻害され、被害が拡大するおそれがある。</u> <u>そのため、国土交通省は、自動車のプローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施する。加えて、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港、河川を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開（総合啓開）や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。</u>
<u>（新規）</u>	<u>＜平時から準備しておくべき事項＞</u>
<u>（新規）</u>	<u>・緊急輸送ルートの総合啓開や緊急排水に関する計画には、次の内容等を定める。</u> <u>→各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定</u> <u>→想定される広域的な救援等の種類と規模</u> <u>→啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療（DMAT等）・輸送の拠点、発電所等ライフライン重要拠点（なお、拠点確保にあたっては基幹的広</u>

修正前	修正後
	<u>域防災拠点、道の駅、SA・PA、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用)</u> <u>→代替機能を有する施設（河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む)</u> <u>→緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠点までの緊急輸送ルート案（複数案)</u> <u>→緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間の設定</u> <u>→啓開や緊急排水を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応</u> <u>→救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開や緊急排水の進捗状況を迅速に情報提供するための体制整備</u>
<u>(新規)</u>	<u>・道路及び航路等の啓開や緊急排水に必要な関係機関との連携を強めるため、建設業者、専門業種（レッカー、カッター等）、建設機械レンタル業者等との協定締結を進める。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、人工衛星画像の活用により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。</u>

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	・ <u>警察が地震発生後の道路交通法に基づく第一次交通規制を実施することに伴い、道路管理者は警察と連携し、道路情報板等を活用して情報共有を行う。あわせて、道路管理者をはじめとする関係機関は、当該関係者からなる協議会を活用して道路の被災状況等の情報収集を行うとともに、緊急車両等の通行を確保するため、道路の被災状況を踏まえた道路啓開作業の調整等を行う。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法（昭和27年法律第180号）等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。特に、発災直後の救命・救助活動を支えるため、道路管理者は、被災状況や交通規制などの道路の通行可否を把握するとともに、関係道路管理者や警察と連携のもと、都心部へ向かう八方向の放射状の主要道路等において、周囲から中心部へ向けて一斉に道路啓開を実施するものとする。</u> <u>また、陸路による移動や輸送が困難となる事態に備え、海路・空路の他、緊急用河川敷道路等を活用したアクセスルートについて、関係機関と事前に調整を行い、主要道路の通行が不能となる場合や広域的な交通途絶が発生した場合には、代替ルートとして活用するものとする。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>大規模災害時における広域的な放置車両の移動については、緊急車両等の通行を確保するため、災害対策基本法に基づく措置を適切に活用し、迅速かつ円滑な道路啓開を行うよう、道路管理者は放置車両等の移動・撤去を行う区間（面</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
	<u>的対応を含む）や周知方法等について、あらかじめ関係機関と確認するなど、実効性の向上に向けた取組を推進する。</u>
<u>（新規）</u>	<u>・緊急車両の円滑な移動のため、高速道路と一般道路等を連携させた緊急輸送ルート</u> <u>の確保方策について検討を推進する。</u>
<u>（新規）</u>	<u>・発災時には、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、広域迂回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等ソフト・ハードの渋滞対策を</u> <u>検討する。</u>
<u>（新規）</u>	<u>・ライフラインの早期復旧に向け、道路啓開による支援を行うことを想定し、関</u> <u>係機関との連携体制について検討する。</u>
<u>（新規）</u>	<u>・様々な震源を想定し被災パターンに応じた道路啓開計画をもとに、役割・連携</u> <u>方法を確認するなど実効性を高める取組を推進する。</u>
<u>（新規）</u>	<u>・緊急車両の通行確保のため、優先して開放する「災害時優先開放踏切」の指定</u> <u>を進めるとともに、道路啓開計画に位置付けられた道路啓開ルート上の踏切に</u> <u>ついて、地震発生後の踏切の状況等を共有する緊急連絡体制を構築する。</u>
<u>（新規）</u>	<u>・港湾における緊急輸送路等の早期回復を目的として、水深に異状を生じたおそ</u> <u>れがある場合に、必要に応じて水路測量等を実施するため、所要の資機材等の</u> <u>整備等を進める。また、航路標識の応急復旧用資機材の整備等も進める。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	・ <u>東京湾に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾BCPの改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>発災時に海上ルートを活用した円滑な支援が可能となるよう、複数の港湾が相互に連携し、緊急物資輸送を行うための広域港湾BCPおよび港湾BCPの策定を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する全国で2か所の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>空港における緊急輸送等の早期回復を目的として、空港の耐震等による防災拠点化を推進するとともに、各空港の空港BCP（A2-BCP）に基づき、被災した場合でも空港機能を維持するため所要の資機材等の確保等を進める。</u>

修正前	修正後
<u>(新規)</u> 第2節 避難支援（住民等の安全確保） 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援 ○地震発生直後、震度6強以上の揺れ等により、都心部を囲むように多数分布している老朽木造住宅・老朽ビルを中心に、多くの建物が全壊・半壊となる。特に、東京都心部を中心に多く存在する超高層ビルや大型集客施設等において、長周期地震動による揺れに伴う被害や天井の落下等の被害が発生するとともに、造成宅地の崩壊や液状化による建物被害も発生する。また、倒壊した家屋、工場や店舗等の火気、燃料等から多くの箇所ですべて同時出火し、環状6号～8号線沿線等に広範に連担している木造住宅密集市街地などを中心に、大規模な延焼火災により数万棟が焼失する。 そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や密集市街地の<u>改善整備</u>といった事前対策を<u>緊急的に</u>促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。 ○特に東京都や神奈川県においては、地震に伴う斜面の崩壊により家屋の全半壊、歩行者等の被害等が各地で発生する。 そのため、国土交通省では、<u>特に東京都や神奈川県など崩壊による被害が甚大</u>	・<u>国土交通省の保有する車両・資機材の輸送について、自衛隊と連携し、事前に自衛隊航空機等での運搬の可否を検証し、運搬可能な災害対策用機械を把握するとともに、輸送機体ごとの固縛要領や電波干渉などを踏まえた輸送可能性の検証を訓練等を通じて行う。こうした連携強化により、国土交通省の人員・保有する資機材の更なる迅速・的確な活用強化を図る。</u> 第3節 避難支援（住民等の安全確保） 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援 ○地震発生直後、震度6強以上の揺れ等により、都心部を囲むように多数分布している老朽木造住宅・老朽ビルを中心に、多くの建物が全壊・半壊となる。特に、東京都心部を中心に多く存在する超高層ビルや大型集客施設等において、長周期地震動による揺れに伴う被害や天井の落下等の被害が発生するとともに、造成宅地の崩壊や液状化による建物被害も発生する。また、倒壊した家屋、工場や店舗等の火気、燃料等から多くの箇所ですべて同時出火し、環状6号～8号線沿線等に広範に連担している木造住宅密集市街地などを中心に、大規模な延焼火災により<u>最大数十万棟</u>が焼失する。 そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や密集市街地の<u>整備改善</u>といった事前対策を促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。 ○また、地震に伴う急傾斜地の崩壊による家屋等の損壊で、家屋等の下敷きによる死傷など、<u>多数の人的被害が発生するおそれがある。</u> そのため、国土交通省では、<u>土砂災害防止施設の整備や土砂災害ハザードマッ</u>

修正前	修正後
<u>となることが想定される斜面</u>の事前対策を重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。	<u>プの整備、大規模盛土造成地の安全性把握調査及び液状化ハザードマップの作成等</u>の事前対策を重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。
(略)	(略)
<u>(新規)</u>	<u>○海上部においても、船舶等に対する避難勧告や災害情報等の提供を迅速に実施し、被害の軽減を図る。</u>
＜平時から準備しておくべき事項＞	＜平時から準備しておくべき事項＞
・不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの<u>建替</u>等、耐震化の促進を図る。	・不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの<u>再生</u>等、耐震化の促進を図る。
・建築基準法に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・支援する。	・建築基準法<u>(昭和25年法律第201号)</u>に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・支援する。
・<u>木造住宅密集市街地</u>等の<u>改善整備</u>に向けて、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組<u>み</u>を推進する。	・密集市街地等の<u>整備改善</u>に向けて、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組を推進する。
(略)	(略)

修正前	修正後
(新規) ・大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査（大規模盛土造成地<u>マップ</u>及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査）及び防止対策を推進する。 ・特に甚大な被害が想定される地域を中心に土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの整備等、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を促進する。 ・住民や重要施設等の安全確保に資するよう、緊急地震速報を引き続き迅速かつ<u>的確に提供する</u>。また、住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供する。 ・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知、<u>防災情報通信ネットワークの整備</u>を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。 (略)	・地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、危険性の高い密集市街地について、消防庁等と連携して感震ブレーカーの設置等の取組を推進する。 ・大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査（大規模盛土造成地の<u>安全性把握調査</u>及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査）及び防止対策を推進する。 ・特に甚大な被害が想定される地域を中心に、<u>土砂災害防止施設の整備を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの整備等、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を促進する。</u> ・住民等の避難に資するよう、<u>海域の地震・津波観測データも活用しながら、緊急地震速報、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともにその高精度化に取り組む。</u>さらに、<u>聴覚障がい者や海水浴客へより確実に伝達するため、「津波フラッグ」の導入の促進や周知啓発に取り組む。</u> ・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知を引き続き支援するとともに、<u>まるごとまちごとハザードマップとして避難路・避難場所や津波浸水高さ、津波到達時間等</u>を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。 (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・ <u>ICT</u>等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。 ・ 自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、大津波警報や地震情報をカーナビゲーションに提供する等、<u>ITS</u>を活用した取組を推進する。 (略) ・ 避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の<u>斜面崩落</u>防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、<u>木造住宅密集地域</u>対策、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。 ・ 避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防御の推進に取り組む。 ・ 東京湾における<u>効果的な海上交通管制を構築し、船舶を迅速かつ円滑に避難させる体制が整ったところ、非常災害発生周知措置等に係る定期的な訓練の実施に努める。</u> ・ 海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、<u>津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、平時における船舶の津波避難対策の検討を支援する。</u>	・ <u>ICT</u>等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。 ・ 自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、大津波警報<u>等</u>や地震情報をカーナビゲーションに提供する等、<u>ITS</u>を活用した取組を推進する。 (略) ・ 避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の<u>法面・盛土の土砂災害</u>防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、<u>密集市街地</u>対策、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。 ・ 避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防御の推進に取り組む。<u>特に、津波到達時間が短い地域等においては、GPS波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。</u> ・ 東京湾における<u>海上交通機能の維持を図るため、非常災害発生周知措置等を適切に実施できるよう、定期的に訓練を行う。</u> ・ 海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略) - 船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、<u>より迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る。</u> - 船舶を迅速かつ円滑に避難させるため、<u>海上交通機能の維持等のための制度の整備及び関連施設の整備等を推進。新東京湾海上交通センターの運用を開始し、非常災害発生周知措置の体制を整える。</u> 第2 水門等の確実な操作等 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ - 水門等の確実な操作のため、施設の耐水化等を進めるとともに、短時間で数多くの水門等を操作する必要があること、また東日本大震災では水門等操作に携わった多数の方々が津波の犠牲になったこと等を踏まえ、津波<u>遡上</u>が想定される地域においては、重点的に水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。 第3 避難者の受け入れ	(略) - 船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る。 <u>(削除)</u> 第2 水門等の確実な操作等 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ - 水門等の確実な操作のため、施設の耐水化等を進めるとともに、<u>広範囲にわたり、かつ</u>短時間で数多くの水門等を操作する必要があること、また東日本大震災では水門等操作に携わった多数の方々が津波の犠牲になったこと等を踏まえ、津波が想定される地域においては、重点的に水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理運用を推進する。 第3 避難者の受け入れ

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○首都直下地震においては、特に東京都、神奈川、千葉県、埼玉県の大都市部を中心に、発災直後に大量の避難者が発生すると想定される。特に都心部では、地震による建物被害やその後の地震活動への不安等により、多くの人が避難所等へ避難するため、あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等に避難する人が発生する。 そのため国土交通省は、応急活動等に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け入れる。	○首都直下地震においては、特に東京都、神奈川、千葉県、埼玉県の大都市部を中心に、発災直後に大量の避難者が発生すると想定される。特に都心部では、地震による建物被害やその後の地震活動への不安等により、多くの人が避難所等へ避難するため、あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等に避難する人が発生する。 そのため、<u>国土交通省は、応急活動等に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け入れる。</u>
○また、道の駅、高速道路の<u>S A・P A</u>、避難場所として位置<u>づ</u>けられた都市公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。	○また、道の駅、高速道路の<u>SA・PA</u>、避難場所として位置<u>付</u>けられた都市公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。
(略)	(略)
＜平時から準備しておくべき事項＞	＜平時から準備しておくべき事項＞
(略)	(略)
・避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。	・避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。<u>これらの施設は、災害時の円滑な利用の観点から、平常時に定期的な施設の維持管理を行うとともに、日頃から防災関連施設の積極的な活用や普及啓発を図るものとする。</u>
第3節 所管施設・事業者における利用者等の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保	第4節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保

修正前	修正後
○首都直下地震により、首都直下地震が想定される地域の<u>J R</u>や私鉄各線を中心に、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生する。また、延宝房総沖地震タイプや大正関東地震タイプの地震の場合は、太平洋沿岸部での津波等により在来線が被害を受け不通となることが想定される。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・<u>構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する耐震対策について、新幹線鉄道は概ね完了している。在来線については主要駅及び主要路線の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(以下、「耐震省令」という。)</u>に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。<u>一方、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により比較的大きな軌道沈下が生じた高架橋と同様の高架橋の柱について、令和5年3月に耐震省令を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒して優先的に耐震補強を行うよう鉄道事業者を指導する。</u>また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、<u>新幹線については脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。</u>	○首都直下地震により、首都直下地震が想定される地域の<u>JR</u>や私鉄各線を中心に、架線の損傷や軌道変状、切土・盛土の被害、橋梁の亀裂・損傷等が発生する。また、延宝房総沖地震タイプや大正関東地震タイプの地震の場合は、太平洋沿岸部での津波等により在来線が被害を受け不通となることが想定される。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・<u>鉄道の耐震対策については、構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する対策は、新幹線鉄道では概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域の主要駅及び主要路線の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。</u>また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、<u>新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・ 駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、鉄道事業者に対し、対応策を指導する。 (略) ・ <u>被災空港を目的地とする航空機が多数発生した場合においても、状況に応じて安全に他空港への目的地変更ができるよう対応要領等を策定する。</u> <u>(新規)</u> ・ 多数の船舶が航行し、輻輳する湾域等において、津波に対する大型船の待避場所を確保する。 (略) ・ 旅客自動車運送事業者の<u>BCP</u>策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した図上訓練等の実施を指導する。	・ 駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、鉄道事業者に対し、対応策を指導するとともに、<u>その状況を定期的に確認する。</u> (略) <u>(削除)</u> ・ <u>非常時において、空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港BCP（A2-BCP）の実効性を強化するための改訂や訓練等を指導する。</u> ・ 多数の船舶が航行し、輻輳する湾域等において、津波に対する大型船舶の待避場所を確保する。 (略) ・ 旅客自動車運送事業者の<u>BCP</u>策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した図上訓練等の実施を指導する。

修正前	修正後
・<u>羽田空港では地震・津波に対応する避難計画をとりまとめた、「東京国際空港業務継続計画」を策定しており、同計画に基づいた円滑な避難や行動計画の周知のため、津波襲来を想定した訓練を実施する。</u> 第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策 ○例えば、首都圏のピーク時の駅滞留者及び鉄道乗車中の利用者は約<u>180万人</u>であり、首都直下地震においては、地震発生直後、大量の避難者や 帰宅困難者が発生することが想定されている。 そのため、<u>事前の対策により、</u>周辺企業における自社従業員の待機の徹底や混乱を避けるための地域の行動ルールの策定・周知など、地域ぐるみの取組を<u>推進するとともに、</u>地方公共団体や鉄道、バス事業者等により、鉄道利用者に加え駅に集まる避難者に対する避難誘導<u>や情報提供など</u>帰宅困難者対策が適切に行われる<u>よう、指導・支援する。</u> ○また、帰宅困難者対策は、勤務先や一時滞在等にとどまるよう促すことを基本的な考えとしているが、実際に帰宅する人が発生した場合は、他の交通モードと連携しつつ、船舶を活用した帰宅困難者の輸送についても適切に行われるよう、指導・支援する。 ○地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Port	(削除) 第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策 ○例えば、首都圏のピーク時の駅滞留者及び鉄道乗車中の利用者は約<u>180万人</u>であり、首都直下地震においては、地震発生直後、大量の避難者や 帰宅困難者が発生することが想定されている。 そのため、<u>これに対応するためには</u>周辺企業における自社従業員の待機の徹底や混乱を避けるための地域の行動ルールの策定・周知など、地域ぐるみの取組が<u>不可欠であり、</u>地方公共団体や鉄道、バス事業者等により、鉄道利用者に加え駅に集まる避難者に対する避難誘導<u>及び</u>帰宅困難者対策が適切に行われる<u>必要がある。</u> ○また、帰宅困難者対策は、勤務先や一時滞在<u>施設等</u>にとどまるよう促すことを基本的な考えとしているが、実際に帰宅する人が発生した場合は、他の交通モードと連携しつつ、船舶を活用した帰宅困難者の輸送についても適切に行われるよう、指導・支援する。 ○地方公共団体や民間事業者等と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
1」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。 <u>(新規)</u> ・地下街等の所有者又は管理者による避難確保計画の<u>作成</u>を支援する。 <u>(新規)</u> (略)	Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者、<u>その他の地域関係者等</u>による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。 ・<u>帰宅困難者の帰宅に向けては、自力での徒歩帰宅が困難な要配慮者やこどもにも配慮した搬送手段を確保するため、地方公共団体と運輸事業者等との事前計画の策定を支援する。</u> ・地下街等の所有者又は管理者による避難確保計画の<u>策定</u>を支援する。 ・<u>道路管理者及び関係機関間において、地域防災計画等で示されている帰宅支援対象道路の共有を図るとともに、発災時における当該道路の被害状況を共有できる体制の整備を図る。また、駅周辺に滞留する帰宅困難者に対し、被害状況等に関する適切な情報提供のあり方について検討する。</u> (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、<u>防災拠点</u>の整備に対して支援を行う。 ・災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、噴火速報をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。	・大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、<u>受入拠点</u>の整備に対して支援を行う。 ・災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、噴火速報をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供する。
(略)	(略)
第3 エレベーター内の閉じ込めへの対応	第3 エレベーター内の閉じ込めへの対応
○首都直下地震では、エレベーターの停止に<u>伴う</u>閉じ込めが多数発生すると想定される。 そのため、国土交通省は、消防や民間事業者等によるエレベーター内の閉じ込めに対する救出活動等が適切に行われるよう支援する。	○首都直下地震では、<u>長周期地震動によるエレベーターの停止などにより、エレベーター内の閉じ込め</u>が多数発生すると想定される。 そのため、国土交通省は、消防や民間事業者等によるエレベーター内の閉じ込めに対する救出活動等が適切に行われるよう支援する。
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
・早期に閉じ込めの救出がされるよう、<u>エレベーター保守事業者による閉じ込め救出体制の整備等</u>を進める。 ・エレベーターへの<u>P波感知型地震時管制運転装置</u>の設置を促進する。	・早期に閉じ込めの救出がされるよう、閉じ込め救出の<u>担い手の確保等</u>、体制の整備を進める。 ・エレベーターへの地震時管制運転装置の設置を促進する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第4節 被災状況等の把握 第1 ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査と首都中枢機能の早期点検 ○首都直下地震は、人口や建物、インフラが高度に集積した地域で発生するため、住宅倒壊や火災による道路閉塞、幹線道路の深刻な渋滞などにより、国土交通省が実施する緊急調査が困難となることが想定される。 そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係機関と連携しつつ、<u>自動二輪車</u>や災害対策用ヘリ、<u>人工衛星</u>、<u>SAR</u>観測技術、レーザ測量技術等を活用した緊急調査を実施する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・<u>SAR</u>観測技術やレーザ測量技術、<u>IT</u>技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。 ・被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象に<u>CCTV</u>等の増設を進める。 ・各地方整備局等に配備する災害対策用ヘリの計画的な更新を進め、ヘリの広域的な応援体制を強化し、早期に迅速な被災状況の把握が<u>出来る</u>ように、体制の確保を図る。	第5節 被災状況等の把握 第1 ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査と首都中枢機能の早期点検 ○首都直下地震は、人口や建物、インフラが高度に集積した地域で発生するため、住宅倒壊や火災による道路閉塞、幹線道路の深刻な渋滞などにより、国土交通省が実施する緊急調査が困難となることが想定される。 そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係する<u>防災</u>機関と連携しつつ、災害対策用ヘリ<u>や</u>人工衛星、<u>SAR</u>観測技術、レーザ測量技術等を活用した緊急調査を実施する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・<u>SAR</u>観測技術やレーザ測量技術、<u>IT</u>技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。 ・被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象に<u>CCTV</u>等の増設を進める。 ・各地方整備局等に配備する災害対策用ヘリの計画的な更新を進め、ヘリの広域的な応援体制を強化し、早期に迅速な被災状況の把握が<u>できる</u>ように、体制の確保を図る。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略) <u>(新規)</u> 第2 全国からの<u>TEC-FORCE</u>派遣 ○首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確にTEC-FORCEを派遣<u>と</u>応急対策活動を実施する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・発災直後から概ね7日～<u>10</u>日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「<u>TEC-FORCE</u>活動計画」を策定し、関係機関で共有する。 →応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等 →要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成 →第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員 →大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保	(略) ・<u>衛星インターネット装置、モバイル映像伝送装置を全国分散・広域配備することにより、南海トラフ地震等の大規模地震でも安定した通信確保を図る。</u> 第2 全国からの<u>TEC-FORCE</u>派遣 ○「<u>首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画</u>」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確にTEC-FORCEを派遣<u>し、</u>応急対策活動を実施する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・発災直後から概ね7日～<u>10</u>日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「<u>TEC-FORCE</u>活動計画」を策定し、関係機関で共有する。 →応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等 →要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成 →第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員 →大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
→地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点等の選定 ・ <u>TEC-FORCE</u>が使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録するとともに、<u>レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、迅速な移動手段を確保する。</u> (略) ・ 災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施、ICTやIoTの活用等により、TEC-FORCEの災害対応力向上を図る。 ・ <u>TEC-FORCE隊員を支援できる民間人材の確保やTEC-FORCEの活動をマネジメントする機能の強化など、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化に努める。</u> <u>(新規)</u>	→地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点等の選定 ・ <u>TEC-FORCE</u>が使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録する。<u>また、TEC-FORCEとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。</u> (略) ・ 災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施および<u>研修・講習の受講</u>、ICTやIoTの活用等により、TEC-FORCEの災害対応力向上を図る。 <u>(削除)</u> ・ <u>専門的な知識を有する民間企業等の人材をTEC-FORCE予備隊員制度により募集・採用し、災害時に国家公務員（非常勤職員）として被災地に派遣することにより、TEC-FORCEとしての応援体制の強化を図るものとする。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	・ <u>他の災害応急対策責任者を応援するにあたり、学識経験者をTEC-FORCEアドバイザーとして委嘱し、高度な技術的助言を得るための体制を整備するものとする。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>災害応急対策責任者を支援する組織及び能力を有する法人又は団体と災害協定等を締結し、TEC-FORCEパートナーとして位置付け、TEC-FORCEと迅速かつ円滑な連携を図るものとする。</u>
・ 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。	・ 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。<u>また、女性隊員も含めてTEC-FORCE隊員が安心して活動可能な環境を構築するため、トイレカーの導入等を行う。</u>
第3 住民や事業者等からの情報収集	第3 住民や事業者等からの情報収集<u>と発信</u>
(略)	(略)
＜平時から準備しておくべき事項＞	＜平時から準備しておくべき事項＞
・ 初動時における建設業者・交通関係事業者等情報収集<u>と</u>協力者との協定等を締結しておくとともに、情報収集・伝達・集約の手段について定める。	・ 初動時における建設業者・交通関係事業者等情報収集<u>への</u>協力者との協定等を締結しておくとともに、情報収集・伝達・集約の手段について定める。
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u> 第4 被災情報等の統合災害情報システム（DiMAPS）への集約と共有 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・膨大な災害情報を<u>地理院地図上</u>に集約し、迅速に把握・共有することができるDiMAPSを平成27年9月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。 (略) ・関係機関とDiMAPSを共有するとともに、訓練等を通じ<u>て</u>実際においても十分活用できるようにする。 <u>(新規)</u>	・<u>発災初期の段階は、マスメディア、インターネット、SNS等を通じて風評や「デマ」が大量に流布するなどのおそれがあることから、これらの情報を速やかに把握・分析し、事実確認や打消し情報の発信等を行う。</u> 第4 被災情報等の統合災害情報システム（DiMAPS）への集約と共有 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・膨大な災害情報を集約し、迅速に把握・共有することができるDiMAPSを平成27年9月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。 (略) ・関係する防災機関とDiMAPSを共有するとともに、訓練等を通じ<u>て</u>実際においても十分活用できるようにする。 ・DiMAPSについて、災害情報の自動入力コンテンツを強化するとともに、被害情報等の集約・共有を半自動化する。<u>被害情報入力プラットフォーム（DiJEST）を開発・導入することにより、省力化を図る。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第5節 被災者の救命・救助 第1 沿岸域における被災者の搜索救助 (略) ○また、<u>上記海域において船舶の漂流・転覆・座礁、海上及び臨海部の火災、危険物等の流出、多数の漂流物等が発生することが想定される。一方で、現有する庁舎や海上保安庁等の船舶等にも重大な被害が発生するおそれがある。</u> そのため、国土交通省は、<u>あらかじめ策定した動員計画に基づき全国から海上保安庁の船艇、航空機を動員し、関係機関とも連携しながら、対応勢力が不足する初動期においては人命救助（火災・危険物等流出事故への対応を含む）を最優先として対応し、緊急性等も考慮しつつ、順次、人員・物資の緊急輸送等を実施する。</u> <平時から準備しておくべき事項> <u>(新規)</u> ・東京湾における<u>効果的な海上交通管制の構築により、海上交通機能の維持とダメージを最小化し、被災地への海上輸送ルート確保に向けた体制が整ったところである。非常災害発生周知措置等に係る定期的な訓練の実施に努める。</u> (略)	第6節 被災者の救命・救助 第1 沿岸域における被災者の搜索救助 (略) ○また、船舶の漂流・転覆・座礁、海上及び臨海部の火災、危険物等の流出、多数の漂流物等が発生することが想定される。一方で、現有する庁舎や海上保安庁等の船舶等にも重大な被害が発生するおそれがある。 そのため、国土交通省は、<u>関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港、河川を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開（総合啓開）や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。</u> <平時から準備しておくべき事項> ・<u>発災直後において、海上保安庁の船艇・航空機を全国から迅速に動員するため、あらかじめ動員計画を策定する。</u> ・東京湾における<u>海上交通機能を維持し、搜索救助活動等を行う関係船舶の活動を阻害させないため、非常災害発生周知措置等を適切に実施できるよう、定期的に訓練を行う。</u> (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・ <u>東日本大震災で得られた教訓や首都直下地震で想定される事態を踏まえ、緊急時対応のための巡視船艇・航空機の整備を進める。</u> 第2 <u>状況に応じた優先的な道路啓開の実施等</u> <u>(新規)</u> <u>○首都直下地震では、被災地内の多くの道路において、激しい渋滞等による道路啓開作業の遅れに伴い、救命救助・消火活動、支援物資輸送などの緊急車両の通行が阻害され、被害が拡大するおそれがある。</u> <u>そのため、国土交通省は、自動車のプローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施する。</u> <u><平時から準備しておくべき事項></u> ・ <u>自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。</u>	・ <u>大規模災害等が同時に発生した場合であっても対応できる体制の強化を図るため、災害対応力を有する巡視船艇・航空機の整備を進める。</u> 第2 <u>陸海空の総合啓開</u> <u>「第2節 首都中枢機能の確保 第3 首都中枢機能の継続性の確保等に向けた陸海空の総合啓開」に記載したところにより、陸海空の総合啓開を実施する。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・ <u>発災後に道路状況に関する情報共有や啓開作業の調整等を行うため、道路管理者等関係機関による協議会を活用する。</u>	(削除)
・ <u>発災後に道路啓開に必要な重機やレッカー車等を確実に確保するため、建設業界やレッカー業界等との災害協定を締結する。</u>	(削除)
・ <u>道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪も含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。</u>	(削除)
・ <u>電柱倒壊による道路閉塞を防止するため、電線共同溝の整備など無電柱化を推進する。</u>	(削除)
・ <u>緊急車両の円滑な移動のため、首都高速と一般道路等を連携させた緊急輸送ルート確保方策について検討を推進する。</u>	(削除)
・ <u>発災時には、被災地域内の交通負荷を可能な限り軽減するため、広域迂回への誘導、緊急交差点改良、他モードとの交通連携等ソフト・ハードの渋滞対策を検討する。</u>	(削除)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・ <u>ライフラインの早期復旧に向け、道路啓開による支援を行うことを想定し、関係機関との連携体制について検討する。</u>	<u>(削除)</u>
・ <u>様々な震源を想定し被災パターンに応じた道路啓開計画をもとに、役割・連携方法を確認するなど実効性を高める取組を推進する。</u>	<u>(削除)</u>
・ <u>緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。</u>	<u>(削除)</u>
<u>第3 陸海空の総合啓開</u>	<u>(削除)</u>
○ <u>発災後、道路、港湾、航路、空港、河川は、施設の被災等により寸断されると想定されるが、そうした状況下においても、被災者の救命・救助を行う自衛隊や消防、警察等の一刻も早い被災地への進出・展開を支援するため、被災地への進出経路（緊急輸送ルート）を迅速に確保する必要がある。特に、首都直下地震では、都心の深刻な渋滞等により道路の通行が困難な状況が発生すると想定されるため、迅速な代替ルートの確保が必要となる。</u> <u>そのため、国土交通省は、関係機関と連携しつつ、道路、港湾、航路、空港、河川を総合的に活用した緊急輸送ルートを設定するとともに、それらを確保するための総合的な啓開（総合啓開）や緊急排水に関する計画をあらかじめ策定し、発災後は、これに基づく重点的な啓開・排水作業を実施する。</u>	<u>(削除)</u>
<u><平時から準備しておくべき事項></u>	<u>(削除)</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>・緊急輸送ルートの総合啓開に関する計画には、次の内容等を定める。</u> <u>→各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定</u> <u>→想定される広域的な救援等の種類と規模</u> <u>→啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療（D M A T等）・輸送の拠点、発電所等ライフライン重要拠点（なお、拠点確保にあたっては基幹的広域防災拠点、道の駅、P A ・S A、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用）</u> <u>→代替機能を有する施設（河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む）</u> <u>→緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠点までの緊急輸送ルート案（複数案）</u> <u>→緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間の設定</u> <u>→啓開活動を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応</u> <u>→救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開作業の進捗状況を迅速に情報提供するための体制整備</u>	<u>(削除)</u>
<u>・道路及び航路等の啓開や緊急排水に必要な関係機関との連携を強めるため、建設業者、専門業種（レッカー、カッター等）、建設機械レンタル業者との協定締結を進める。</u>	<u>(削除)</u>
<u>・緊急輸送ルートのうち、特に重要な路線等について、耐震補強や落橋防止装置の整備、代替ルート・施設の整備、沿道建築物の耐震化など、被災を最小化する措置を重点的に講じる。</u>	<u>(削除)</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・ <u>港湾における緊急輸送路等の早期回復を目的として、水深に異状を生じたおそれがある場合に、必要に応じて水路測量等を実施するため、所要の資機材等の整備等を進める。また、航路標識の応急復旧用資機材の整備等も進める。</u>	(削除)
・ <u>東京湾に指定されている緊急確保航路について、発災時に早急に応急復旧が可能となるよう、航路啓開作業の訓練等を実施する。</u>	(削除)
・ <u>改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。</u>	(削除)
・ <u>改正港湾法に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾 BCP の改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。</u>	(削除)
第4 救命・救助活動の支援	第3 救命・救助活動の支援
(略)	(略)
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・二次被害の発生予測に資するため、測量用航空機・人工衛星等を活用した被災状況調査結果など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう統合災害情報システム（DiMAPS）の活用を進める。 （略） ・人命救助のために重要な発災から72時間を考慮した迅速な広域応援部隊の輸送を実現。 ・警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、南海トラフ地震及び首都直下地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するための海上輸送対策を策定。 ・旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請。 ・北海道からの広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、スペース確保のための運用方針を策定。 ・定期的に連携強化のための検討会を開催（年2回）するとともに合同図上訓練を実施。 ・洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施。	・二次被害の発生予測に資するため、測量用航空機・人工衛星等を活用した被災状況調査結果など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう、<u>統合災害情報システム（DiMAPS）の活用を進める。</u> （略） ・人命救助のために重要な発災から72時間を考慮した迅速な広域応援部隊の輸送を実現<u>する。</u> ・警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、南海トラフ<u>巨大</u>地震及び首都直下地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するための海上輸送対策を策定<u>する。</u> ・旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請<u>する。</u> ・北海道からの広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、<u>スペース確保のための運用方針を策定する。</u> ・定期的に連携強化のための検討会を開催（年2回）するとともに合同図上訓練を実施<u>する。</u> ・洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施<u>する。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>第4 孤立集落等への対応支援</u>
<u>(新規)</u>	○<u>地震に伴う土砂災害や津波による道路の寸断等により、山間部や沿岸部、または離島において集落の孤立が発生するおそれがある。</u> <u>そのため、国土交通省は、孤立集落の状況を把握するため、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関からなる情報収集の体制を構築するとともに、これら関係機関と調整しつつ、迅速な道路啓開等に努める。</u>
<u>(新規)</u>	<u>＜平時から準備しておくべき事項＞</u>
<u>(新規)</u>	・<u>道路法等に基づく道路啓開計画において、関係機関と孤立集落の情報収集に関わる体制を構築する。</u>
<u>(新規)</u>	・<u>孤立により困難となる通信手段の確保については、通信用機材の提供も含め、関係機関と連携して対応方策を検討する等、事前の準備を進める。</u>
<u>(新規)</u>	・<u>令和6年能登半島地震を踏まえ半島防災の推進を図るとともに、離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。</u>
第6節 被害の拡大防止・軽減	第7節 被害の拡大防止・軽減
<u>第1 コンビナート火災・油流出等への対応</u>	<u>(削除)</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○東京湾は沿岸部に工場やコンビナート等が集積し、かつ1日平均600隻の船舶が航行する海上交通の過密な海域でもあるため、地震による被災に伴い、火災、危険物等の海域への流出等が発生し、被害が拡大するおそれがある。 そのため、国土交通省は、港湾管理者等関係機関と連携・協力しつつ、救助・救援、消火等を迅速に実施する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・民間企業や消防等関係機関との連携を図るため、官民一体となって訓練を実施する。 ・民間企業が所有する工場の耐震化や護岸・岸壁の適切な維持管理、航路沿いの護岸の耐震化、必要な資機材の準備等、地震発生時の被災を軽減する事前対策を促進する。 ・海上保安庁による消火・災害対応能力を強化するため、巡視船艇の必要な整備を進める。 ・東京湾において、地震発生時における船舶の一時退避場所を確保する。 ・石油コンビナート防災訓練に参加し、自治体や消防など関係機関との連携の強化を図る。	(削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
第2 複合災害への対応	第1 複合災害への対応

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>○大規模地震発生後の長期にわたる復旧・復興期間において、暴風・高潮・大雨・土砂災害・火山噴火・原子力災害等の他の災害等による複合的な影響が生じ得ることが考えられる。</u> <u>これらの複合災害は、想定され得る条件が多様であり、災害ごとの特性に応じた対応をできる限り円滑に行うことが基本である。そのため、対応の検討にあたっては、災害ごとの対策等の充実を図るとともに、より厳しい想定についても可能な範囲で考慮していく必要がある。</u>
<u>(新規)</u>	<u>○二次災害・複合災害として暴風、高潮、大雨、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、適切に事前対策を実施するとともに、首都直下地震が発生した場合には、庁舎、道路・鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、土砂災害防止施設等の被害、土砂災害警戒区域等での被害状況、河道閉塞の発生等の有無について、緊急的に点検・調査・応急対策を行う体制を構築する。</u>
<u>(新規)</u> ○墨田区や江東区等の海拔ゼロメートル地帯においては、地震の強い揺れに伴い、排水機場の機能不全等により大規模な浸水被害が発生することが想定される。また、堤防や水門等の沈下・損壊に伴い洪水・高潮により浸水被害が発生	<u>○首都圏には、住宅密集地など斜面崩壊等による被害が甚大となる地域が多数存在しており、これらの地域では、地震後の降雨等により緩んだ地盤の崩壊や河道閉塞の決壊等、被害の拡大・深刻化も懸念される。</u> <u>そのため、国土交通省では、膨大な斜面崩壊等による被害想定箇所についてあらかじめリスク評価を実施するとともに、地震発生後、この評価に基づいた重点的な点検・応急対策を実施する。</u> ○墨田区や江東区等の海拔ゼロメートル地帯においては、地震の強い揺れに伴い、排水機場の機能不全等により大規模な浸水被害が発生することが想定される。また、堤防や水門等の沈下・損壊に伴い洪水・高潮により浸水被害が発生

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
するおそれがあり、さらに、満潮時や異常潮位発生時には浸水域が拡大・深刻化することになる。 そのため、国土交通省は、関係機関と連携して重点的に事前対策を推進するとともに、河川堤防等の緊急復旧や緊急排水を実施する。また、浸水があらかじめ予測できる場合は、関係機関と連携し、防災行動計画による避難等の支援を実施する。 ○首都圏には、住宅密集地など斜面崩壊等による被害が甚大となる地域が多数存在しており、これらの地域では、地震後の降雨等により緩んだ地盤の崩壊や河道閉塞の決壊等、被害の拡大・深刻化も懸念される。 そのため、国土交通省では、膨大な斜面崩壊等による被害想定箇所についてあらかじめリスク評価を実施するとともに、地震発生後、この評価に基づいた重点的な点検・応急対策を実施する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>	するおそれがあり、さらに、満潮時や異常潮位発生時には浸水域が拡大・深刻化することになる。 そのため、国土交通省は、関係機関と連携して重点的に事前対策を推進するとともに、河川堤防等の緊急復旧や<u>浸水区域における</u>緊急排水を実施する。また、浸水があらかじめ予測できる場合は、関係機関と連携し、防災行動計画による避難等の支援を実施する。 <u>(削除)</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ <u>・河道閉塞形成の可能性が高い地域をあらかじめ把握し、発災後の対応計画を事前に策定する。</u> <u>・山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解対応型遠隔施工重機の配備等、緊急調査及び応急対策に必要な装備の充実を図る。</u> <u>・緊急調査を迅速に実施できるよう防災体制の整備を図るとともに、対応する職員の技術力向上・維持のための研修・訓練を継続的に実施する。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	・ <u>関係自治体と連携し、首都直下地震後及び地震後の降雨等で斜面崩壊等による被害が想定される箇所について、リモートセンシング（遠隔探査）技術も活用し、被災エリア全体のリスクの把握、リスク評価を実施する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>斜面崩壊等の被害が想定される箇所におけるリスク評価に基づき重点的な緊急点検・応急対策の実施が可能となるよう、緊急点検計画を策定するとともに、訓練等を実施する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>河道閉塞等の大規模土砂災害に係る緊急調査や応急対策に必要な資機材等の整備及び訓練・研修を実施する。</u>
(略)	(略)
・ 複合災害による浸水を想定し、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水に関する計画を策定する。	・ 複合災害による浸水を想定し、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水に関する計画を策定する。
<u>(新規)</u>	・ <u>複合災害に備えるため、国土交通省が管理していない河川等も含めた面的な情報が必要になると想定されることなどを踏まえ、被災エリア全体のリスクの把握、地域の安全度評価の実施などについて、国土交通省が都道府県や市区町村に技術的な支援ができる仕組みを検討する。また、想定される被害が特に甚大な場合や、時間的な猶予が無い場合などは、国土交通省が積極的にリスク情報の提供や対策の実施をする仕組みについても検討する。</u>
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・ <u>関係自治体と連携し、首都直下地震及び地震後の降雨等で斜面崩壊等による被害が想定される箇所についてリスク評価を実施する。</u>	(削除)
・ <u>斜面崩壊等の被害が想定される箇所におけるリスク評価に基づき重点的な緊急点検・応急対策の実施が可能となるよう、緊急点検計画を策定するとともに、訓練等を実施する。</u>	(削除)
・ <u>河道閉塞等の大規模土砂災害に係る緊急調査や応急対策に必要な資機材等の整備及び訓練・研修を実施する。</u>	(削除)
(新規)	第2 コンビナート火災・油流出等への対応
(新規)	○ <u>東京湾は沿岸部に工場やコンビナート等が集積し、多くの船舶が航行する海上交通の過密な海域でもあるため、地震による被災に伴い、火災、危険物等の海域への流出等が発生し、被害が拡大するおそれがある。</u> <u>そのため、国土交通省は、港湾管理者等関係機関と連携・協力しつつ、救助・救援、消火等を迅速に実施する。</u>
(新規)	<平時から準備しておくべき事項>
(新規)	・ <u>民間企業や消防等関係機関との連携を図るため、官民一体となって訓練等を実施する。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	・ <u>民間企業が所有する工場等の耐震化や護岸・岸壁の適切な維持管理、航路沿いの護岸の耐震化、必要な資機材の準備等、地震発生時の被災を軽減する事前対策を促進する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>海上保安庁による消火・災害対応能力を強化するため、巡視船艇の必要な整備を進める。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>東京湾において、地震発生時における船舶の一時退避場所を確保する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>石油コンビナート防災訓練に参加し、自治体や消防など関係機関との連携の強化を図る。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>石油コンビナート等におけるレベル2の津波対策に資するインフラ整備を進める。</u>
第3 <u>あらゆる手段による迅速インフラ復旧と代替輸送</u>	第3 <u>優先順位に基づく施設の応急復旧</u>
○首都直下地震では、首都中枢機能を担う国土交通省の所管施設で多数の被災が発生すると想定される。これらの施設の機能停止や低下は、首都圏のみならず、全国や世界にも影響が及ぶものであり、その迅速な復旧と機能回復は、特に強く国土交通省に求められる。 そのため、国土交通省は、 <u>事前の備えも含め、あらゆる手段を駆使して迅速な応急復旧を行う。</u>	○首都直下地震では、首都中枢機能を担う国土交通省の所管施設で多数の被災が発生すると想定される。これらの施設の機能停止や低下は、首都圏のみならず、全国や世界にも影響が及ぶものであり、その迅速な復旧と機能回復は、特に強く国土交通省に求められる。 そのため、国土交通省は、 <u>緊急輸送への支援や復旧資材の調達、施工業者の確保の状況等を踏まえつつ、例えば、場所によっては緊急車両の通行を確保する</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
	<u>ための段差解消など最低限の措置にとどめる等、優先度・緊急度に応じた施設の応急復旧を行う。</u>
<u>○特に、首都圏数千万人といわれる通勤者の主要な交通手段である鉄道の復旧に時間を要する場合には、関係事業者等と連携し、鉄道不通区間における迅速な代替輸送を実施する。</u>	<u>(削除)</u>
＜平時から準備しておくべき事項＞	＜平時から準備しておくべき事項＞
<u>・発災後、道路・港湾・航路・空港・鉄道等の復旧の全体調整と効率的な復旧等に資するよう、関東ブロックの地方支分部局が中心となり、関係機関や地方公共団体と連携した取組を進める。</u>	<u>(削除)</u>
<u>・応急復旧のためのがれきの一時仮置き要請に対応するため、公園等の活用についても検討を進める</u>	<u>(削除)</u>
<u>・関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。</u>	<u>(削除)</u>
<u>・迅速な応急復旧に資するよう、地籍整備を推進する。</u>	<u>(削除)</u>
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・特に、緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、<u>斜面崩落</u>防止対策、避難路、避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。 ・災害時の緊急復旧活動等を円滑に行うため、緊急河川敷道路や防災船着き場、河川防災ステーション等の整備等の対策を実施する。 ・<u>鉄道の復旧に時間を要する場合に備え、鉄道不通区間における迅速な代替輸送等を実施するために、関東ブロックの地方支分部局を中心に関係機関や地方公共団体と連携しつつ、バスや航空機の活用など交通モード横断的な旅客輸送確保マニュアルを策定する。</u> (略) 第4 非常災害時における国による港湾の管理等 (略) ○熊本地震<u>発</u>の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じた。 そのため、港湾管理者から要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。	・特に、緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、<u>法面・盛土の土砂災害</u>防止対策、避難路、避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。 ・災害時の緊急復旧活動等を円滑に行うため、緊急河川敷道路や防災船着き場、河川防災ステーション等の整備等の<u>必要な</u>対策を実施する。 <u>(削除)</u> (略) 第4 非常災害時における国による港湾の管理等 (略) ○熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じた。 そのため、港湾管理者からの<u>要請</u>があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<平時から準備しておくべき事項> (略) ・大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する全国で2箇所¹の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。 (略) <u>(新規)</u> 第5 被災建築物等応急危険度判定活動 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。 (略)	<平時から準備しておくべき事項> (略) ・大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する全国で2か所²の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。 (略) ・<u>首都直下地震等の大規模地震発生時における港湾の防災拠点を活用した海上輸送支援体制構築のための具体計画を検討する。</u> 第5 被災建築物等応急危険度判定活動 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、<u>関係者と連携し、</u>あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。 (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第6 災害対策用機械の大規模派遣 ○首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・災害対策用機械や<u>無人化</u>施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。 (略) 第7 世界に向けた情報発信 (略) ・<u>発災後、刻々と変化する被災状況等についても、可能な限り海外諸国へ情報提供を行うための専門チームを国土交通省防災センター内に設置する。</u> 第7節 <u>被災した地方公共団体支援</u>	第6 災害対策用機械の大規模派遣 ○首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。<u>また、被災状況に応じて、地方公共団体へ対策本部車や照明車等の災害対策用機械の派遣等を迅速に実施する。</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・災害対策用機械や<u>遠隔</u>施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。 (略) 第7 世界に向けた情報発信 (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第1 リエゾンの派遣	(削除)
○首都直下地震では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の多くの地方公共団体が甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。 そのため、国土交通省は、全国的な組織を最大限活用し、本省及び全国の地方支分部局から被災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての機能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。	(削除)
＜平時から準備しておくべき事項＞	(削除)
・地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、首都直下地震におけるＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ活動計画に基づき、深刻な被害が想定される地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。	(削除)
・本省からのリエゾンの派遣にあたっては、事前に、出身地や勤務経験地、過去の災害対応の経験などの情報も含めた派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣することができるように備えておく。	(削除)
・気象庁防災対応支援チーム（ＪＥＴＴ）を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、解説を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。	(削除)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・<u>東日本大震災から得られた教訓等を踏まえ、被災した地方公共団体や被災者のニーズを想定し、当該地方公共団体や関係機関等と連携しつつ事前計画を策定しておく。</u>	(削除)
<u>第2 情報通信機材等の派遣</u>	(削除)
○<u>首都直下地震におけるTEC－FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、速やかに、衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共BB等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び出動準備に着手するとともに、地方公共団体等からの要請等に対応する。</u>	(削除)
<u><平時から準備しておくべき事項></u>	(削除)
・<u>甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつつ、情報通信機材や災害対策資材を用いた合同訓練 や自治体災害時支援台帳の整備を実施する。</u>	(削除)
第8節 被災者・避難者の生活支援	第8節 被災者・避難者の生活支援
第1 避難者に必要な物資の広域輸送	第1 避難者に必要な物資の広域輸送
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○国土交通省は、広域的な支援物資の輸送を支えるため、所管する道路、港湾、航路、空港等施設の総合啓開や応急復旧等を実施する。 特に陸上からの輸送に加え、東扇島の基幹的広域防災拠点、<u>京浜港</u>や<u>羽田空港</u>、荒川等を活用した海上からの輸送について、国土交通省の総力を挙げて取り組む。 その際、重要なルートとなる航路については、地震や津波による地形変化、海底に沈降した車両等により海底の状況が大きく変化することから、関係機関と連携しつつ航路障害物等の調査を行い同障害物の引き上げを実施するとともに、航路啓開作業の進捗に合わせ水深を確認するための水路測量を実施して、結果を関係者に提供する。 <u>○地震に伴う土砂災害や津波による道路の寸断等により、山間部や沿岸部、または離島において集落の孤立が発生するおそれがある。</u> <u>そのため、国土交通省は、緊急調査等により集落孤立の状況を速やかに把握するとともに、救命・救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。また、これらの機関や地方公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略)	○国土交通省は、広域的な支援物資の輸送を支えるため、<u>基幹的広域防災拠点の活用</u>や所管する道路、港湾、航路、空港等施設の総合啓開や応急復旧等を実施する。 特に陸上からの輸送に加え、東扇島の基幹的広域防災拠点や<u>京浜港</u>、<u>羽田空港</u>、荒川等を活用した海上からの輸送について、国土交通省の総力を挙げて取り組む。 その際、重要なルートとなる航路については、地震や津波による地形変化、海底に沈降した車両等により海底の状況が大きく変化することから、関係機関と連携しつつ航路障害物等の調査を行い同障害物の引き上げを実施するとともに、航路啓開作業の進捗に合わせ水深を確認するための水路測量を実施して、結果を関係者に提供する。 <u>(削除)</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略)

修正前	修正後
<u>(新規)</u> ・海上輸送についても、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結・地方公共団体向けのマニュアル作成等を促進するとともに、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。 ・物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の<u>斜面崩落</u>防止対策、耐震補強等の対策を重点的に推進する。 (略) <u>(新規)</u>	・<u>緊急輸送手段が発災直後から確保可能となるように、地方公共団体と民間物流事業者との連携・協力体制の構築促進を図る。この際、民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みの整備等により、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において非常用電源、非常用通信設備の導入を促進する。</u> ・海上輸送についても、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結<u>や</u>地方公共団体向けのマニュアル作成等を促進するとともに、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。 ・物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の<u>法面・盛土の土砂災害</u>防止対策、耐震補強等の対策を重点的に推進する。 (略)
・発災時に<u>円滑に海上輸送ルート</u>の活用が可能となるよう、港湾の事業継続計画の策定、代替輸送ルートの設定や代替港湾の利用に係る関係者との体制構築、<u>港湾間の災害協定等</u>を推進する。	・<u>首都直下地震等の大規模地震発生時における港湾の防災拠点を活用した海上輸送支援体制構築のための具体計画を検討する。</u> ・発災時に<u>海上ルート</u>を活用した円滑な支援が可能となるよう、<u>複数の港湾が相互に連携し、緊急物資輸送を行うための広域港湾BCPおよび港湾BCPの策定</u>を推進する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・ <u>J R</u>貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い鉄道ネットワークの構築を促進する。 ・ 防災体制を強化するため道の駅、<u>S A ・ P A</u>等の防災拠点化を推進する。 ・ 広域的な支援物資の物流拠点となる基幹的広域防災拠点や物流拠点となることが想定される都市公園や民間事業者の施設等については、発災後の速やかな使用を想定し、必要な対策を進める。 ・ 首都圏（有明地区、東扇島地区）等においては、基幹的広域防災拠点等としての機能強化を図るため、定期的に地域ブロック広域訓練を関係機関と連携して実施するものとする。 (略) ・ 東京湾における<u>効果的な海上交通管制の構築により、海上交通機能の維持とダメージを最小化し、被災地への海上輸送ルートの確保に向けた体制が整ったところ、非常災害発生周知措置等に係る定期的な訓練の実施に努める。</u> ・ <u>発災時の輸送路としても活用可能な緊急河川敷道路や防災船着き場の整備等の必要な対策を実施する。</u>	・ <u>JR</u>貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い<u>貨物</u>鉄道ネットワークの構築を促進する。 ・ 防災体制を強化するため道の駅、<u>SA ・ PA</u>等の防災拠点化を推進する。 ・ 広域的な支援物資の物流拠点となる基幹的広域防災拠点<u>等</u>や物流拠点となることが想定される都市公園や民間事業者の施設等については、発災後の速やかな使用を想定し、必要な対策を進める。 ・ 首都圏（有明地区、東扇島地区）、<u>近畿圏（堺泉北港堺2区）、中部圏（三の丸地区、静岡県庁、名古屋港、名古屋飛行場、静岡空港）</u>においては、基幹的広域防災拠点等としての機能強化を図るため、定期的に地域ブロック広域訓練を関係機関と連携して実施するものとする。 (略) ・ 東京湾における<u>海上交通機能を維持し、搜索救助活動等を行う関係船舶の活動を阻害させないため、非常災害発生周知措置等を適切に実施できるよう、定期的に訓練を行う。</u> <u>(削除)</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・ <u>地方公共団体等と連携して孤立のおそれがある集落等をあらかじめ抽出し、発災後の孤立集落調査に向けた事前計画を策定する。</u>	<u>(削除)</u>
・ <u>孤立により困難となる通信手段の確保については、通信用機材の提供も含め、関係機関と連携して対応方策を検討する等、事前の準備を進める。</u>	<u>(削除)</u>
・ <u>離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。</u>	<u>(削除)</u>
(略)	(略)
第2 避難場所の拡大	第2 避難場所の拡大
(略)	(略)
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
(略)	(略)
<u>(新規)</u>	<u>・ 避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>第3 飲料水の確保、支援</u>

修正前	修正後
<u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>	<u>○給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。</u> <u>○必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものとする。</u> <u>○被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を行うものとする。</u>
第3 生活用水と衛生環境の確保 ○<u>首都直下地震</u>では、<u>水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受ける</u>と想定され、広域にわたり生活用水の供給が停止するおそれや、発災からの時間経過とともに避難所での衛生環境が悪化するおそれがある。 そのため、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう、利水施設管理者間が連携して対応する。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域にお	第4 生活用水と衛生環境の確保 ○<u>強い揺れや巨大な津波により水供給システムや下水処理場・管路が甚大な被害を受ける</u>と想定され、広域にわたり生活用水の供給が停止するおそれや、発災からの時間経過とともに避難所での衛生環境が悪化するおそれがある。 そのため、被災時にも安定した生活用水の供給が可能となるよう、利水施設管理者間が連携して対応する。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域にお

修正前	修正後
ける地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における災害用井戸・湧水の活用を含めた代替水源としての地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。 ・多くの避難者が想定される地域等については、浄水場及び下水処理場や管路が致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、<u>BCP</u>の策定を速やかに実施する。 (略) <u>(新規)</u>	ける地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における災害用井戸・湧水の活用を含めた代替水源としての地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と<u>平時からの</u>利用を推進する。 ・多くの避難者が想定される地域等については、浄水場及び下水処理場や管路が<u>強い揺れや巨大な津波により</u>致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、<u>BCP</u>の策定を速やかに実施する。 (略) ・<u>災害時におけるより快適なトイレ環境確保のための「マンホールトイレの整備促進」「建設現場における快適トイレの普及」等を行う。</u>
第4 被災者向け住宅等の供給体制の整備 ○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、<u>UR</u>賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。	第5 被災者向け住宅等の供給体制の整備 ○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「借上型仮設住宅」、公的賃貸住宅（公営住宅、<u>UR</u>賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
＜平時から準備しておくべき事項＞ ・ 応急仮設住宅については、<u>地方公共団体へのマニュアル作成とそれに基づく訓練の呼びかけや、被災者向け住宅の円滑な確保のための関係団体等と都道府県との間の災害協定締結を支援する。</u> ・ <u>避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。</u> 第9節 施設等の復旧、首都圏の復興 第1 <u>将来的な国土像や長期的なインフラ等の計画</u> ○<u>地震発生後の首都圏の迅速で力強い復興は、国土交通省の重要な使命になる。</u> <u>その復興にあたっては、地方公共団体や事業者が長期的な視点に立ち、戦略的なまちづくりやインフラ整備を進めていく必要がある。</u> <u>そのため、国土交通省は、こうした取組に資するよう、国土のグランドデザインをはじめとする将来的な国土像や長期計画等を明確に示す。</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・ <u>国土の将来像を示す「国土のグランドデザイン」を策定するとともに、事前の復興計画の準備等についての検討を進める。</u>	＜平時から準備しておくべき事項＞ ・ 応急仮設住宅については、<u>関係団体等に関する情報提供や地方公共団体への連携を促進する。</u> <u>(削除)</u> 第9節 施設等の復旧、首都圏の復興 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・港湾については、コンテナ船の更なる大型化や基幹航路の再編等を踏まえ、国民の雇用と所得の維持・創出を図るため、国際コンテナ戦略港湾である京浜港において、大水深コンテナターミナルの機能強化等を推進する。	(削除)
・リニア中央新幹線については、建設主体であるＪＲ東海が、全線開業に向け、国・地方公共団体等と連携・協力しつつ着実に整備を推進する。	(削除)
・羽田、成田の首都圏空港については、機能強化に向けて羽田空港の飛行経路見直し、成田空港の第三滑走路の整備等により、ニューヨーク、ロンドンに匹敵する世界最高水準の発着容量年間約１００万回の実現に取り組む。	(削除)
(新規)	第1 施設等の復旧
(新規)	○地震の規模が大きく、被害も甚大であることから、多数の道路の通行止め箇所、墨田区や江東区等の海拔ゼロメートル地帯において堤防の沈下や液状化により広範囲にわたる浸水等の長期継続が想定される。 こうした状況を踏まえ、人口集中地域やサプライチェーン等被災した場合の経済への影響の大きさ等を考慮しつつ、各施設の被災状況について十分に調査した上で、特に重要な地域については重点的・優先的に施設等の本格復旧、緊急排水等を実施する。
(新規)	○強い揺れや津波によって、自動車検査登録に関わるメインシステムの停止等が発生した場合、多数の水没車両の処理や全国の自動車取引の途絶等、復旧・復興や我が国の経済活動に長期的な影響を及ぼすおそれがある。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
	<u>そのため、国土交通省は、必要な行政機能・システムを維持できるよう、バックアップシステムへの切り替え、制度の柔軟な運用、移動自動車相談所の設置等の対策を実施する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>＜平時から準備しておくべき事項＞</u>
<u>(新規)</u>	<u>・関係機関とともに、緊急排水計画を策定しておくとともに、必要な装備、資機材等について、全国からの応援も含め十分に備える。なお、計画策定にあたっては、作業に活用する現地の道路の構造や被害想定等も十分勘案し、実効性のある計画にする。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・燃料・資機材の確保にあたっては、平時より備蓄管理を進める。その際、燃料等の劣化を防ぐため、日常での利活用を含めた備蓄管理の検討等の対策を進める。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・復旧活動を迅速に進めるため、地方支分部局等間の広域支援体制等を構築しておく。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・サプライチェーンを迅速に確保するため、関係機関が連携して、代替輸送ルートの設定も含む、災害時の事業継続計画を策定するとともに、必要な災害協定の締結等を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・自動車の検査登録業務の機能継続を可能とするため、必要な電源供給等環境整備の他、研修・訓練等を実施する。更に、メインシステムとバックアップシス</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>	<u>テムの同時被災を避けるため、施設の耐震性能等の強化や立地地域の見直し等の取組を進める。</u> <u>・また、災害規模に応じた自動車の検査登録に関わる特例措置等の実施基準を策定する他、災害時に迅速な対応が図れるよう、関係機関と調整を進める。</u> <u>・関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。</u> <u>・地方管理空港等において、必要に応じ、災害復旧工事やエプロンの利用の調整等に関する業務を代行できる制度を活用し支援を行うものとする。</u> <u>・緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保等を行うため、港湾法に港湾施設の応急復旧に他人の土石等を活用可能とする制度（応急公用負担）を規定。</u>
第2 迅速な復旧に向けた取組 ○発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急であり、「災害査定効率化」をはじめとした災害復旧事業の迅速化・効率化の支援を実施する。 そのため、インフラの復旧をより迅速に実施できるよう、被災自治体の支援や、民間事業者等との連携を一層進めていく。 ＜平時から準備しておくべき事項＞	第2 迅速な復旧に向けた取組 ○発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急務であり、「災害査定効率化」をはじめとした災害復旧事業の迅速化・効率化の支援を実施する。 そのため、インフラ復旧をより迅速に実施できるよう、被災自治体の支援や民間事業者等との連携を一層進めていく。 ＜平時から準備しておくべき事項＞

修正前	修正後
・ <u>大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成29年1月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定効率化（簡素化）及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。</u> ・ 迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、<u>随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する基本的な考え方を示した「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を平成29年7月に国において策定し、地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を通じて内容を周知する。</u>また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。 <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u>	<u>（削除）</u> ・ 迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する基本的な考え方を示した「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を平成29年7月に国において策定し、地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を通じて内容を周知する。また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。 ・ <u>近年、激甚化・頻発化する自然災害により、多くの鉄道路線が被災している現状を踏まえ、RAIL-FORCEによる被災状況の把握及び復旧に向けた技術的助言を、より迅速かつ高度に実施するためにRAIL-FORCE隊員の対応能力向上と資機材のICT化・高度化を図る。</u> ・ <u>大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成29年1月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定効率化（簡素化）及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。</u> ・ <u>「災害復旧事業におけるデジタル技術活用の手引き」により、地方公共団体におけるデジタル技術の導入を促進し、災害復旧事業の迅速かつ効率的な実施を図る。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	・ <u>ライフライン事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、ライフライン、インフラの早期復旧のため、要員の確保や資機材の配備、情報提供方法等をあらかじめ計画しておくなど、復旧体制の充実を図る。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>上下水道は発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u>
・ <u>被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための体制を整備する。</u>	・ <u>道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、復旧活動が全体としてできるだけ円滑に進むようにするため、復旧見通し、運行予定等の復旧関連情報の共有化の促進に加え、復旧要員の確保等により、あらかじめ復旧体制の充実を図る。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>災害時のがれきや土砂がまちなかに一様に堆積している場合、関係省庁と連携して、被災地方公共団体が一括撤去できるスキームを活用し、被災者の生活や生業の早期再建につながるよう支援する。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u> 第3 迅速な復興に向けた支援 (略) <平時から準備しておくべき事項> ・<u>地方公共団体が発災後、迅速に復興計画を策定できるよう、東日本大震災における課題等を収集し、共有するなど事前の取組を進める。</u> ・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の<u>取組</u>を推進する。 <u>(新規)</u>	・被災者の生活再建にあたり、罹災証明書の早期交付のため、住家被害認定調査が円滑に行われるよう、不動産鑑定士の士業団体等に対し、被災地方公共団体や被災者等への支援活動を働きかけるものとする。 ・令和7年6月に成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」により改正された水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水道事業者と日本下水道事業団との協定の締結等、水道施設の復旧体制の充実を推進する。 第3 迅速な復興に向けた支援 (略) <平時から準備しておくべき事項> <u>(削除)</u> ・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備や地方公共団体における事前復興まちづくり計画の策定を推進する。 ・災害発生時の迅速な復旧・復興を可能とするため、地方公共団体等を支援して地籍調査を実施し、土地の境界情報の整備を推進する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
<u>第4 担い手の確保・育成</u>	<u>(削除)</u>
<u>○災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の処遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。</u>	<u>(削除)</u>
<u><平時から準備しておくべき事項></u>	<u>(削除)</u>
<u>・実勢を反映した設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準の確保及び国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による施工時期等の平準化のほか、社会保険への加入促進や、学校での出前授業や建設業の魅力を伝えるポータルサイトによる情報発信等の取組を推進する。</u>	<u>(削除)</u>
<u>・令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、処遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。</u>	<u>(削除)</u>
<u>・令和6年3月に中央建設業審議会が改定した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。</u>	<u>(削除)</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・ <u>業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの普及・活用、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。</u>	<u>(削除)</u>
・ <u>公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する</u>	<u>(削除)</u>
<u>(新規)</u>	<u>第10節 被災した地方公共団体支援</u> <u>第1 リエゾンの派遣</u> <u>○首都直下地震では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の多くの地方公共団体が甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。</u> <u>そのため、国土交通省は、全国的な組織を最大限活用し、本省及び全国の地方支分部局から被災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての機能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。</u>
<u>(新規)</u>	<u><平時から準備しておくべき事項></u>
<u>(新規)</u>	<u>・ 地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、深刻な被害が想定される地方公共団体に速やかに派</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
	<u>遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・本省からのリエゾンの派遣にあたっては、事前に、出身地や勤務経験地、過去の災害対応の経験などの情報も含めた派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣することができるように備えておく。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・また、公用携帯電話、モバイルパソコン等、現地派遣時に必要となる機器や環境の整備を事前に行うとともに、派遣職員の宿泊先や移動手段の確保を行う体制をあらかじめ整えておく。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・気象庁防災対応支援チーム（JETT）を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、説明を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・被災した地方公共団体や被災者のニーズを想定し、当該地方公共団体や関係機関等と連携しつつ、事前計画を策定しておく。</u>
<u>(新規)</u>	<u>第2 情報通信機材等の派遣</u>
<u>(新規)</u>	<u>○首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後速やかに、全国の地方整備局等から、衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共BB等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(新規)	<u>＜平時から準備しておくべき事項＞</u>
(新規)	・ <u>甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつつ、情報通信機材や災害対策資材を用いた合同訓練や自治体災害時支援台帳の整備を実施する。</u>
(新規)	第11節 首都中枢機能の継続性の確保
(新規)	<u>○首都圏には、我が国の政治、行政及び経済の中枢を担う機関が高度に集積しており、首都直下地震が発生により、これらの中枢機能に障害が発生した場合、災害応急対策に大きな支障を来たすおそれだけでなく、我が国全体の国民生活や経済活動に支障が生じるほか、海外にも影響が波及するおそれがある。</u> <u>そのため、首都中枢機能は、各中枢機関単独で発揮されるものではなく、中枢機能同士又はその他機関との連携により発揮されるものであることから、各中枢機能においては、発災後速やかに円滑な情報のやり取り等を開始できるよう、平時から関係機関間で連携関係を構築し、「事前の備え」を徹底する。</u>
(新規)	・ <u>国土交通省業務継続計画の検証訓練等を継続的に実施することによりで、様々な事態への対応力を向上させる。</u>
(新規)	・ <u>首都中枢機能の継続を図るため、災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、防災拠点機能の確保に必要な対策を総合的かつ効率的に推進する。また、津波襲来時の一時的な避難場所の確保、行政機能の早期回復を図るための官庁施設における津波対策及び施設管理者による官庁施設の津波防災診断を推</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
	<u>進する。さらに、発災時における被害の状況を想定し、地域防災計画等を踏まえ、施設運用管理上の対策等と連携しつつ、施設整備上の対策を実施する。</u>
(新規)	<u>・多くの中央省庁の庁舎において老朽化が進行していることから、想定を上回る事態を視野に入れた老朽化対策の在り方を検討し、計画的に必要な対策に取り組む。</u>
(新規)	<u>・庁舎損壊等が生じた場合においても初動体制を立ち上げられるよう、発災後も確実に機能するバックアップ施設を確保する。</u>
(新規)	<u>・初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災拠点機能の強化を図る。</u>
(新規)	<u>○また、ライフライン及び交通インフラは、首都中枢機能の継続性の確保のために必要不可欠な基盤である。これらのライフライン及びインフラについて、耐震化、多重化等を図るとともに、災害発生時には、首都中枢機関への供給に関わる部分を優先的に復旧させるよう、ライフライン及びインフラの機能の維持に係る施策を推進する。さらに、電力・通信が早期に復旧しないとといった厳しい事態も想定し、首都中枢機能の継続性の確保の観点から、ライフライン及びインフラの冗長性・代替性の確保等に努める。</u>
(新規)	<u>・首都中枢機関に関する長期的な水供給や排水処理に支障が生じないよう、上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等を推進する。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	・ <u>上下水道は発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、法面・盛土の土砂災害防止対策、避難路、避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>基幹ネットワークの強化と代替性を確保するため、首都圏3環状道路等の整備を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮による浸水被害等から地域を守るため、河川・海岸堤防、水門・樋門、排水施設等について、地盤改良等の耐震化・液状化対策を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>地震被害により道路が寸断し、陸路による移動や輸送が困難となる事態に備え、緊急用河川敷道路や緊急用船着場などの河川施設が、啓開路線を相互に結ぶ路線として有効に活用できるよう、あらかじめ計画しておくなど、関係機関との連携体制の充実を図る。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	・ <u>港湾については、大規模地震時における港内の海上支援ネットワークの確保を図るため、耐震強化岸壁をはじめ、背後の荷さばき地及び臨港交通施設等を含む、陸上輸送から海上輸送を担う一連の構成施設の整備を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>滑走路の液状化対策を含め、空港運用のために機能確保が必要な基本施設等の耐震化、老朽化対策等の取組を推進するとともに、空港へのアクセス経路の耐震化を推進する。特に、航空ネットワークの拠点となる東京国際空港及び成田国際空港の基本施設等のうち、耐震化が完了していない東京国際空港の基本施設等の耐震化を着実に進める。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>鉄道の耐震対策については、構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する対策は、新幹線鉄道では概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域の主要駅及び主要路線の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>駅間で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間の指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、各事業者の対応策を指導するとともに、その状況を定期的に確認する。</u>

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	・ <u>地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者、その他の地域関係者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>帰宅困難者の帰宅に向けては、自力での徒歩帰宅が困難な要配慮者やこどもにも配慮した搬送手段を確保するため、地方公共団体と運輸事業者等との事前計画の策定を支援する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>近年、激甚化・頻発化する自然災害により、多くの鉄道路線が被災している現状を踏まえ、RAIL-FORCEによる被災状況の把握及び復旧に向けた技術的助言を、より迅速かつ高度に実施するためにRAIL-FORCE隊員の対応能力向上と資機材のICT化・高度化を図る。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>発災後、道路・港湾・航路・空港・鉄道等の復旧の全体調整と効率的な復旧等に資するよう、関東ブロックの地方支分部局が中心となり、関係機関や地方公共団体と連携した取組を進める。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>応急復旧のためのがれきの一時仮置き要請に対応するため、公園等の活用についても検討を進める。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u> 第10節 強い揺れへの備え 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等 ○首都直下地震では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を中心に強い揺れが発生し、全壊する住宅や建物等が最大で約<u>17.5</u>万棟発生すると想定されている。 そのため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的に対策を推進する。 ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、「<u>建築物の耐震改修の促進に関する法律</u>」や、耐震化に係る支援の充実により、耐震化の不足する住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。 (略) ・エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、<u>P波感知型地震時管制運転装置</u>の設置を促進する。	・<u>鉄道の復旧に時間を要する場合に備え、鉄道不通区間における迅速な代替輸送等を実施するために、関東ブロックの地方支分部局を中心に関係機関や地方公共団体と連携しつつ、バスや航空機の活用など交通モード横断的な旅客輸送確保マニュアルを策定する。</u> 第12節 強い揺れへの備え 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等 ○首都直下地震では、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を中心に強い揺れが発生し、全壊する住宅や建物等が最大で約<u>11</u>万棟発生すると想定されている。 そのため、こうした状況にあっても、人的な被害を最小限にとどめるため、戦略的に対策を推進する。 ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）や、耐震化に係る支援の充実により、耐震性の不十分な住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。 (略) ・エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、地震時管制運転装置の設置を促進する。

修正前	修正後
・天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための<u>基準強化</u>、既存建築物の改修の促進により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。 ・宅地については、大規模な盛土造成地の<u>地すべりや崩壊</u>のおそれのある区域を<u>特定</u>し、住民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を<u>推進</u>する。 ・地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、<u>これを応急対策にかか</u>る計画に反映するとともに、<u>これらを基にしたハザードマップを作成、公表することにより液状化に対する住民の防災意識向上</u>を図る。 (略)	・天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための既存建築物の改修の促進により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。 ・宅地については、大規模な盛土造成地の<u>滑動崩落</u>のおそれのある区域を<u>抽出</u>し、住民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を<u>促進</u>する。 ・地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、<u>液状化ハザードマップを作成、公表する取組を促進することにより、住民等の関係者間のリスクコミュニケーションの充実</u>を図る。 (略)
第2 公共施設の耐震化等 ○発災後、公共施設等がいかに迅速に防災拠点や緊急輸送道路、また津波防御施設として機能するかは、被害全体の規模や復旧・復興に向けた活動を左右する、極めて重要な要素である。 そのため、公共施設等については、これまで取り組んできた次に掲げる耐震性能の向上等に引き続き取り組むとともに、特に首都直下地震により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。	第2 公共施設の耐震化等 ○発災後、公共施設等がいかに迅速に防災拠点や緊急輸送道路、また<u>耐</u>津波防御施設として機能するかは、被害全体の規模や復旧・復興に向けた活動を左右する、極めて重要な要素である。 そのため、公共施設等については、これまで取り組んできた次に掲げる耐震性能の向上等に引き続き取り組むとともに、特に首都直下地震により深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・<u>損壊</u>により生ずる洪水・高潮による浸水被害等から地域を守るため、河川・海岸堤防、水門・樋門、排水施設等について、<u>地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進する。</u>	・地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・<u>損傷</u>により生ずる洪水・高潮による浸水被害等から地域を守るため、河川・海岸堤防、水門・樋門、排水施設等について、<u>地盤改良等の耐震化・液状化対策を推進する。</u>
(略)	(略)
<u>(新規)</u>	・<u>地震発生時において、ダム等の機能不全による下流での二次災害の発生を防止するため、ダム等管理設備の耐震化を実施する。</u>
<u>(新規)</u>	・<u>高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する施設では、施設被害に伴う死傷者が発生しないよう、施設・設備の耐震化、火災対策、浸水対策及び落下物防止対策を促進する。</u>
<u>(新規)</u>	・<u>地下街等防災推進計画に基づく耐震対策が未完了の地下街における耐震対策を推進し、地下街の倒壊に伴う閉じ込めを防ぐ。</u>
<u>(新規)</u>	・<u>災害時に系統電力が停止した場合にも一時避難施設や公共施設等の機能を維持するため、建物所有者間等の連携したエネルギー導管、エネルギー供給施設等の整備を推進する。</u>
・<u>緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。</u>	<u>(削除)</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・<u>災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施する。また、道路啓開・災害復旧を国が代行することにより、早期の機能確保を図る。</u> (略) <u>(新規)</u> ・発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震・液状化対策を推進する。 ・さらに、<u>臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、耐震・液状化対策の技術開発を促進する。</u> ・<u>発災時の利用者等の安全を確保する他、発災後の速やかな応急活動の開始や被災者等の避難場所として機能を発揮するよう、庁舎等の耐震化を推進する。</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>	<u>(削除)</u> (略) ・<u>上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等を推進する。</u> ・発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、<u>耐震化</u>・液状化対策を推進する。 ・<u>港湾においては、耐震強化岸壁に加え臨港道路、航路・泊地等の一連の施設について、耐震化・液状化対策等により災害時の健全性の確保を図る。</u> <u>(削除)</u> ・<u>空港における護岸の嵩（かさ）上げや排水機能の強化等の浸水対策を行う。</u> ・<u>耐災害性の強化が必要な海上保安施設等について、改修を行う。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事<u>及び耐震・耐波浪対策の計画的な実施をする。</u> (略) 第3 地震観測の充実と長周期地震動対策 ○首都直下地震に備えるため、地震の観測等を強化し、緊急地震速報を<u>迅速かつ的確に提供する。</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (略) ・発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する<u>予報及び観測情報を発表する。</u> ・<u>既存の超高層建築物等のうち長周期地震動による影響が大きいものへの対策の検討を進める。</u>	・<u>航路標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事を実施する。</u> (略) 第3 地震観測の充実と長周期地震動対策 ○首都直下地震に備えるため、地震の観測等を強化し、緊急地震速報の<u>迅速化・高度化を進める。</u> <u>○地震観測施設の耐災害性の強化を図る。</u> <u>○災害発生時においてもデータ品質を維持し安定的に運用するために、電子基準点網等の耐災害性強化対策を推進する。</u> (略) ・<u>長周期地震動による被害の可能性がある場合も緊急地震速報を発表する。また、</u>発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。 ・<u>超高層建築物等に対して、首都直下地震による長周期地震動が想定されるエリアにおいて、長周期地震動の影響を考慮した安全性検証を求め、対策を進める。</u>

修正前	修正後
第4 火災対策 ○首都直下地震では、家屋倒壊等により大規模な火災が発生し、最大で約<u>41</u>万棟が焼失すると想定されている。 そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域においては対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 ・大規模な火災の発生が懸念される<u>木造住宅</u>密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への共同建替え、避難や消火活動の向上を図る<u>狭隘</u>道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進する。 ・特に、都内を中心に連担している密集市街地の広域的解消を図るため、公的不動産等を種地として活用した連鎖型の再開発事業等を推進・展開する。 ・海上部やコンビナート等臨海部における火災への対応として、消防能力を強化した巡視船艇の整備や民間企業等が所有する護岸や岸壁を含めたコンビナートにおける施設の適切な維持管理、<u>航路沿いの護岸の耐震化</u>を促進する (略)	第4 火災対策 ○首都直下地震では、家屋倒壊等により大規模な火災が発生し、最大で約<u>27</u>万棟が焼失すると想定されている。 そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域においては対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 ・大規模な火災の発生が懸念される密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への共同建替え、避難や消火活動の向上を図る<u>狭あい</u>道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進する。 ・特に、都内を中心に連担している密集市街地の広域的解消を図るため、公的不動産等を種地として活用した連鎖型の再開発事業等を推進・展開する。 ・海上部やコンビナート等臨海部における火災への対応として、消防能力を強化した巡視船艇の整備や民間企業等が所有する護岸や岸壁を含めたコンビナートにおける施設の適切な維持管理を促進する。 (略)
第5 土砂災害対策	第5 土砂災害対策

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○地震により崩壊する危険性が高く、<u>密集する住宅等への被害や防災拠点、重要交通網、避難路等への影響、孤立集落発生の要因等が想定される土砂災害危険箇所</u>について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を高めるための積極的・効果的な広報を含めた警戒避難体制の整備等、ハード・ソフト一体となった効果的な土砂災害対策を推進する。 <u>(新規)</u> 第11節 巨大な津波への備え 第1 避難路・避難場所の確保等 ○延宝房総沖地震タイプや大正関東地震タイプの地震が発生した場合、襲来する津波により、最大で約<u>1.1万人</u>が死亡すると想定されている。 そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 <u>(略)</u> ・特に、高台等が近くでない、避難困難地域における津波避難タワーの整備を促進する。	○地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等に<u>影響を及ぼしたり</u>、孤立集落発生の要因<u>となり得る土砂災害警戒区域</u>について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を高めるための積極的・効果的な広報を含めた警戒避難体制の整備等、ハード・ソフト<u>と</u>一体となった効果的な土砂災害対策を推進する。 ・<u>地震後の土砂災害による二次災害防止及び復旧・復興を図るため、土木・建設関係事業者と連携して、被害状況把握、土砂災害発生に備えた重機や機材の確保等の応急対策の実施体制を構築する。</u> 第13節 巨大な津波への備え 第1 避難路・避難場所の確保等 ○延宝房総沖地震タイプや大正関東地震タイプの地震が発生した場合、襲来する津波により、最大で約<u>4,400人</u>が死亡すると想定されている。 そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 <u>(略)</u> ・特に、高台等が近くでない、避難困難地域における<u>津波避難ビル、津波避難タワーの整備を促進する。なお、津波避難ビル・津波避難タワーの整備・機能向</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略) ・道の駅や高速道路のSA・PA等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。 ・被災者の円滑な避難や被災地の復旧・復興活動の支援のため、避難地、防災拠点として位置付けられた都市公園の整備を進める。 ・避難路沿道建築物及び避難所となる施設の耐震化を促進する。 (略) ・地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。 ・東京湾における効果的な海上交通管制の構築により、船舶に対し警報等を迅速確実に伝達するとともに、危険な海域や避難海域等の情報を提供する体制が整ったところである。非常災害発生周知措置等に係る定期的な訓練の実施に努める。	<u>上にあたっては、自治体が行う津波避難タワー等の整備と一体となって行う避難環境維持のための施設整備第非常用発電設備、備蓄倉庫、非常用照明、空調設備、停電時の通信確保等に対して支援する。</u> (略) ・道の駅や高速道路のSA・PA等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。 ・被災者の円滑な避難や被災地の復旧・復興活動の支援のため、避難場所、防災拠点として位置付けられた都市公園の整備を進める。 ・避難路沿道建築物及び避難所として位置づけられた施設の耐震化を促進する。 (略) ・<u>海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援する。</u> ・東京湾における海上交通機能の維持を図るため、非常災害発生周知措置等を適切に実施できるよう、定期的に訓練を行う。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・<u>住民や重要施設等の安全確保に資するよう、緊急地震速報を引き続き迅速かつ的確に提供する。また、住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供する。</u> <u>(新規)</u> (略) ・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成26年9月に策定（平成29年7月改正）。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る有効な手段の一つとして、津波救命艇の普及に取り組む。 ・<u>船舶に対し警報等を迅速確実に伝達し、情報を提供するため、東京湾における一元的な海上交通管制を構築。新東京湾海上交通センターの運用を開始し、非常災害発生周知措置の体制を整える。</u> 第2 津波防災地域づくりの推進 <u>(新規)</u>	・住民等の避難に資するよう、<u>海域の地震・津波観測データも活用しながら、緊急地震速報、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともに、その高精度化に取り組む。</u> ・<u>部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体となった津波防災地域づくりや緊急避難場所等にもなる高台まちづくりの整備を推進する。</u> (略) ・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成26年9月に策定（平成29年7月改正）。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る手段の一つとして、津波救命艇の普及に取り組む。 <u>(削除)</u> 第2 津波防災地域づくりの推進 <u>○津波による甚大な人的被害、住宅・インフラ、経済被害等を減少するためには、将来的なまちづくりと連携した津波浸水そのものを低減させるためのソフ</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○津波防災地域づくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。 (略) 第3 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等 (略) ・津波から国土を守るとともに、沿岸住民等の避難のリードタイムを稼ぐため、<u>河川管理施設・海岸保全施設</u>等の整備や耐震・液状化対策を進める。 (略) ・水門等の確実な操作のため、水門等施設の耐水化を進めるとともに、短時間で数多くの水門等を操作するため、津波浸水が想定される地域においては、重点的に水門等施設の自動化・遠隔操作化を推進する。	<u>ト対策・ハード対策を効果的に組み合わせることが重要であり、総合的な対策の充実・強化を図る。</u> ○津波防災地域づくりに関する法律<u>(平成23年法律第123号)</u>のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。 (略) 第3 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等 (略) ・津波から国土を守るとともに、沿岸住民等の避難のリードタイムを稼ぐため、<u>海岸保全施設・河川管理施設</u>等の整備や耐震・液状化対策を進める。 (略) ・水門等の確実な操作のため、水門等施設の<u>耐震化及び耐水化</u>を進めるとともに、<u>広範囲にわたり、かつ</u>短時間で数多くの水門等を操作するため、津波が想定される地域においては、重点的に水門等施設の自動化・遠隔操作化<u>及び効果的な管理運用</u>を推進する。

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	・地震時の浸水被害軽減のため、水防体制の強化並びに排水ポンプ、水門等の排水施設や非常用発電装置等の整備及び耐震化・耐水化を進める。
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
第6 被災想定地域における土地境界の明確化の推進	第6 被災想定地域における土地境界の明確化の推進
○ <u>迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して地籍調査を積極的に推進するとともに、国が被災想定地域において重点的に官民境界の基礎的な情報を整備する。</u>	○ <u>円滑な防災・減災事業の実施や災害発生時の迅速な復旧・復興を可能とするため、地方公共団体等を支援して地籍調査を実施し、土地の境界情報の整備を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	第14節 <u>迅速な復興・より良い復興への備え</u>
<u>(新規)</u>	○ <u>東京は、日本の政治・経済・文化の中心であり、首都直下地震からの復興が長期化すれば、国際金融都市等の国際的な役割が果たせなくなるほか、東京の国際競争力の低下が我が国全体の国際競争力の低下をも招くおそれがあることから、迅速な復旧が必要である。首都直下地震からの復興に当たっては、単に元のまちに戻るのではなく、首都直下地震の次の災害への備えとして、オールハザードの観点から災害リスクを減少させる創造的復興等、より良い復興を目指すことが重要である。また、地震発生後の首都圏の迅速で力強い復興は、国土交通省の重要な使命になる。その復興にあたっては、地方公共団体や事業者が長期的な視点に立ち、戦略的なまちづくりやインフラ整備を進めていく必要がある。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
	<u>そのため、国土交通省は、こうした取組に資するよう、国土形成計画をはじめとする将来的な国土像や長期計画等を明確に示す。</u>
(新規)	<u>・国土の将来ビジョンである「国土形成計画」を示すとともに、事前の復興計画の準備等についての検討を進める。</u>
(新規)	<u>・港湾については、コンテナ船の更なる大型化や基幹航路の再編等を踏まえ、国民の雇用と所得の維持・創出を図るため、国際コンテナ戦略港湾である京浜港において、大水深コンテナターミナルの機能強化等を推進する。</u>
(新規)	<u>・リニア中央新幹線については、建設主体であるJR東海が、全線開業に向け、国・地方公共団体等と連携・協力しつつ着実に整備を推進する。</u>
(新規)	<u>・羽田、成田の首都圏空港については、ニューヨーク、ロンドンに匹敵する世界最高水準の発着容量年間約100万回の実現に取り組む。</u>
(新規)	<u>○また、住まいを失った被災者に対し一時的な住まいを迅速に提供に向けた支援を行うとともに、施設の耐震化状況等を広域の地方公共団体間で迅速に共有し、被害を受けていない施設を被災者に広域でマッチングさせるような連携体制を整備する。</u>
(新規)	<u>・地方公共団体による既存の住宅を活用した住まいの確保のための体制の整備を支援する。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>・ 平時から空き家を積極的に使う方策を検討し、空き家の事前登録等を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・ 公営住宅等について、発生時に地方公共団体が迅速にあっせんできる体制の整備等を支援する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・ 地方公共団体による応急仮設住宅の建設に要する資機材の調達・供給体制の整備や用地確保の取組を内閣府等の関係府省と連携して支援する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・ 復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備や地方公共団体における事前復興まちづくり計画の策定を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>○さらに、地方公共団体の復興事業等の迅速・円滑な実施に向け、土地所有等の権利関係の明確化のため、災害危険性の高い地域を中心として、地籍調査を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・ 円滑な防災・減災事業の実施や災害発生後の迅速な復旧・復興を可能とするため、地方公共団体を支援して、地籍調査を実施し、土地の境界情報の整備を推進する。</u>
第12節 防災力強化に向けた日頃からの備え 第1 防災訓練	第15節 防災力強化に向けた日頃からの備え 第1 防災訓練

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
・改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。	・災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。
(略)	(略)
<u>(新規)</u>	・各空港で策定された空港BCP（A2-BCP）に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、訓練の実施等による空港BCPの実効性の強化に努める。
<u>(新規)</u>	・道路啓開の実効性を高めるため、道路管理者及び関係者と連携し、具体的行動の習熟及び関係機関の連携強化を図ることを目的として、実践的な訓練を定期的に実施する。
(略)	(略)
第2 防災教育の推進	第2 防災教育の推進
<u>○住民一人一人が災害時に適切に避難できる能力養うため、子供から家庭、さらには地域へと防災知識等を浸透させる防災教育の支援を推進するものとする。</u>	<u>○インフラ整備の重要性の理解促進や住民の防災意識や早期避難意識の向上に資するため、NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・<u>災害時の写真や動画等の提供、出前講座の実施などを推進。</u> ・特に学校においては、<u>指導計画等の作成支援や授業に活用できる素材や手引き等の提供を実施。</u> <u>(新規)</u> ○<u>被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務、円滑な水防活動等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団等の人材の確保、育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。</u> <u>(新規)</u> 第3 防災広報の充実・強化	<u>(削除)</u> ・特に学校においては、<u>児童・生徒の防災意識の向上と教員による授業の後押しのため、学習指導要領における学習の单元ごとに対応した指導計画等の作成支援や各地域での授業に活用できる素材や手引き等の提供を実施する。</u> ・<u>防災学習ポータルサイト・防災教育ポータルサイトについて、様々な災害に関する写真・動画、地域での取組の良事例の紹介、デジタル教材やデジタルマップ等を用いて児童・生徒の学習を支援する方法の具体例の提示を行うとともに、類似するコンテンツをまとめて整理する等、ユーザー（教員・児童・生徒等）の利便性向上にむけた改良を行う。</u> <u>(削除)</u> ○<u>地形分類を整備・公表することにより、地域の自然災害リスク情報を周知し、国民の防災意識の醸成を進める。</u> 第3 防災広報の充実・強化

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
・国土交通省及び各関係機関の情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、海外や国内に対して、平時から容易に防災情報等を入手できる体制を構築。	・国土交通省及び各関係機関の情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、海外や国内に対して、平時から容易に防災情報等を入手できる体制を構築 <u>する</u> 。
<u>(新規)</u>	<u>第4 災害対応ニーズの抑制と役割の分担</u>
<u>(新規)</u>	<u>○広域的避難先の確保や広域的避難先での円滑な勤務実施につなげるため、二地域居住やテレワークを更に推進する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>○高層マンションでの在宅避難においては、エレベーターの早期復旧を可能とするため、建築物の所有者において自動診断・仮復旧運転機能を追加する。関係事業者とともに高層マンションのエレベーターの円滑・迅速な復旧体制の構築を進めるほか、地方公共団体及び関係事業者とともに建築物の所有者や居住者等へ応急仮設住宅の建設に要する資機材の調のために「1ビル1台復旧」の考え方について普及啓発に取り組む。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>長期優良住宅認定制度や住宅性能表示制度の活用を促進する。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>エレベーター保守事業者による運転休止からの早期復旧の体制強化を図る。</u>
<u>(新規)</u>	<u>第5 防災DXの加速化</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>○災害時に被災状況把握や物資輸送等の様々な場面での活用が想定されるドローンを柔軟に活用できるよう、規制緩和について、あらかじめ検討しておく。</u>
<u>(新規)</u>	<u>○地籍等の国土に関する情報や防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報をデジタルで整備・管理し、分野を超えて統合的かつ安定的に運用できるような仕組みを構築する。</u> <u>また、災害予測・予防の段階において、各主体が保有する防災・減災に関する情報を連携できるよう、データ形式の共通化を進める。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・災害リスク評価の基礎となる地形分類情報及び陸域における全国活断層帯情報（活断層図）を整備する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>・災害発生時においてもデータ品質を維持し安定的に運用するために、電子基準点網の耐災害性強化対策を実施する。</u>
<u>(新規)</u>	<u>第6 担い手の確保・育成</u>
<u>(新規)</u>	<u>○災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の処遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。</u>

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	○ <u>実勢を反映した公共工事設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準の確保及び国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による施工時期等の平準化のほか、若者や女性などの入職を促進するため、教育機関等と連携し、ものづくり産業としての建設業の魅力・やりがいや、改善が進む最新の建設現場の現状などの効果的な発信を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	○ <u>令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第49号)に基づき、処遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	○ <u>中央建設業審議会が作成・勧告した「工期に関する基準」(最終改定：令和6年3月)及び「労務費に関する基準」(令和7年12月)について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。</u>
<u>(新規)</u>	○ <u>業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステム及び、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction2.0」の取組を推進する。</u>
<u>(新規)</u>	○ <u>公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>○被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務、円滑な水防活動等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団等の人材の確保、育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。</u>
<u>(新規)</u>	<u>○自治体支援の拡充のため、地震発生後の大雨時等における自治体の避難情報の発令判断等に助言・支援できる気象防災アドバイザーを育成する。</u>
第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画	第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画
(略)	(略)
○第1節から第9節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成<u>28</u>年熊本地震、平成<u>30</u>年大阪府北部を震源とする地震、平成<u>30</u>年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生直後から概ね7日～<u>10</u>日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項を記載している。	○第1節から第9節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成<u>28</u>年熊本地震、平成<u>30</u>年大阪府北部を震源とする地震、平成<u>30</u>年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生直後から概ね7日～<u>10</u>日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項を記載している。
(略)	(略)
第1節 初動体制の立ち上げ	第1節 初動体制の立ち上げ

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○強い揺れと巨大な津波により、北海道から千葉県までの広域にわたり甚大な被害が発生し、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。 また冬季に地震が発生した場合、積雪寒冷地特有の課題が生じることや、北海道・東北地方の沿岸地の特性（広大な平地、都市間距離が大きい等）といった地理的課題があり、これまでの地震・津波対策の延長線上の対策では十分な対応が困難となることも考えられる。 そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、発災後は、実際の被災状況等（津波警報等の解除に時間を要する場合も含む）に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。 （略） ○応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、<u>確保や輸送・配分に関し</u>業務継続計画に基づいた輸送・配分を行う。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ （略）	○強い揺れと巨大な津波により、北海道から千葉県までの広域にわたり甚大な被害が発生し、庁舎等活動拠点の被災や公共交通機関の停止による参集困難、停電や通信手段の断絶等により、特に初動期を中心に十分な応急活動体制が確保できないおそれがある。 また冬季に地震が発生した場合、積雪寒冷地特有の課題が生じることや、北海道・東北地方の沿岸地の特性（広大な平地、都市間距離が大きい等）といった地理的課題があり、これまでの地震・津波対策の延長線上の対策では十分な対応が困難となることも考えられる。 そのため、国土交通省は、業務継続計画に基づき、厳しい被害状況を想定しながら、応急活動にあたることが可能な職員、指揮命令系統、非常用電源や通信手段等をあらかじめ確認し、<u>応急活動計画を策定しておくとともに、</u>発災後は、実際の被災状況等（津波警報等の解除に時間を要する場合も含む）に応じて実行可能な指揮命令系統の確立や職員・資機材等の適切な配置等を行い、応急活動に全力を尽くす。 （略） ○応急活動に必要な食料やガソリン等の燃料について、業務継続計画に基づいた<u>確保や輸送・配分</u>を行う。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ （略）

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
自動車運送事業者の保有する燃料タンク（インタンク）に関する情報共有、燃料優先確保のための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、<u>CNG</u>車、電気バス等の普及を図る。	自動車運送事業者の保有する燃料タンク（インタンク）に関する情報共有、燃料優先確保のための資源エネルギー庁との事前調整を行う。また、エネルギー源の多様化等を図るべく、<u>CNG</u>車、電気バス等の普及を図る。
(略)	(略)
<u>TEC-FORCE</u>やリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。	<u>TEC-FORCE</u>やリエゾンとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。
<u>(新規)</u>	<u>TEC-FORCE が迅速に活動できるよう、事前に TEC-FORCE 予備隊員を含む、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、TEC-FORCE 活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。また、高度な専門性を有する TEC-FORCE アドバイザーや TEC-FORCE パートナーと一体となって官民で連携して活動する体制の構築を図るものとする。</u>
道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、<u>企業等</u>との災害協定の締結や<u>関係機関との協議会</u>を設置する。	道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、<u>関係機関</u>との災害協定の締結や協議会を設置する。
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災業務に携わる関係機関の立地の集約化その他の防災拠点機能の強化を図る。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (略) 第3 後発地震への注意を促す情報への対応 ○日本海溝・千島海溝沿いで地震が発生した場合には、<u>M_w</u>や震源位置を速やかに計算し、一定精度の<u>M_w</u>が計算された段階（地震発生後<u>15分～2時間程度</u>）で、後発地震への注意を促す基準を満たしているかの評価を行い、基準を満たしている場合に気象庁から<u>後発地震への注意を促す情報</u>（「北海道・三陸沖後発地震注意情報」）を発信する。 ○<u>後発地震への注意を促す情報が発信</u>された際の国土交通省の対応については、情報収集・連絡体制の確認、所管施設の必要に応じた点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。	・初動期において緊密な連携により機能を総合的に発揮できるよう、防災業務に携わる関係機関の立地の集約化その他の防災拠点機能の強化を図る。 ・<u>多重無線装置の未整備箇所への整備、光ファイバ回線の複ルート化、システム等のセキュリティ強化など、冗長性・信頼性の向上を図ることにより、防災対応業務の継続が可能な環境整備を推進する。</u> ・<u>地方公共団体が津波予報（津波高）に応じた的確な防災対応を実施できるように、堤防等の施設整備状況などの情報提供を行う。</u> (略) 第3 後発地震への注意を促す情報への対応 ○日本海溝・千島海溝沿いで地震が発生した場合には、<u>M_w</u>や震源位置を速やかに計算し、一定精度の<u>M_w</u>が計算された段階（地震発生後2時間程度）で、後発地震への注意を促す基準を満たしているかの評価を行い、基準を満たしている場合に気象庁から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を<u>発表</u>する。 ○「<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>」が<u>発表</u>された際の国土交通省の対応については、情報収集・連絡体制の確認、所管施設の必要に応じた点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<u>○また、定められた地震防災応急対応が確実に実施されるよう、防災訓練を実施するとともに、広く一般に対して、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された際に講じられる措置について周知を行うものとする。</u>
<u>(新規)</u>	<u>○詳細については、別に定める『「北海道・三陸沖後発地震注意情報」に関する国土交通省の対応について」等によるものとする。</u>
第2節 避難支援（住民等の安全確保） 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援	第2節 避難支援（住民等の安全確保） 第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援
○地震発生直後、震度6弱以上の揺れが発生する地域の古い建物を中心に日本海溝沿いの巨大地震では約<u>1, 100</u>棟、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>1, 700</u>棟が全壊する。	○地震発生直後、震度6弱以上の揺れが発生する地域の古い建物を中心に日本海溝沿いの巨大地震では約<u>1,100</u>棟、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>1,700</u>棟が全壊する
○積雪寒冷地では耐震性が高い住宅が多いが、積雪時には積雪荷重によって被害が増加する。また、地震火災が同時多発し、暖房機器用の家庭用タンクが倒れるなどの延焼火災を含む大規模な火災により、日本海溝沿いの巨大地震では約<u>100</u>棟、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>3, 100</u>棟が焼失する。 そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や<u>不燃化</u>といった事前対策を<u>緊急的に</u>促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。	○積雪寒冷地では耐震性が高い住宅が多いが、積雪時には積雪荷重によって被害が増加する。また、地震火災が同時多発し、暖房機器用の家庭用タンクが倒れるなどの延焼火災を含む大規模な火災により、日本海溝沿いの巨大地震では約<u>100</u>棟、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>3,100</u>棟が焼失する。 そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や<u>密集市街地の整備改善</u>といった事前対策を促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。
○また、地震の強い揺れに伴う<u>斜面の崩壊により家屋の全半壊、歩行者等の被害等が各地で発生する。</u>	○また、地震の強い揺れに伴い<u>急傾斜地の崩壊が発生すると、家屋の倒壊や崩壊土砂による生き埋め等や、液状化現象による宅地や建物への被害が生じる。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
そのため、国土交通省では、<u>崩壊による被害が甚大となることが想定される斜面の事前対策</u>を重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの<u>建替</u>等、耐震化の促進を図る。 ・建築基準法に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・支援する。 ・<u>延焼被害軽減対策</u>として、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組<u>み</u>を推進する。 <u>(新規)</u>	そのため、国土交通省では、<u>土砂災害防止施設の整備や土砂災害ハザードマップの整備、大規模盛土造成地の安全性把握調査及び液状化ハザードマップの作成等の事前対策</u>を重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの<u>再生</u>等、耐震化の促進を図る。 ・建築基準法<u>(昭和25年法律第201号)</u>に基づき、新築や増改築等を行う建築物に設ける一定の天井について脱落対策を義務付ける。また、避難所となる体育館や劇場等の既存建築物について、天井の改修を促進・支援する。 ・<u>密集市街地等の整備改善</u>に向けて、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組を推進する。 ・地震発生時における<u>通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、危険性の高い密集市街地について、消防庁等と連携して感震ブレーカーの設置等の取組を推進する。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査（大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査）及び防止対策を推進する。	・大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査（大規模盛土造成地の安全性把握調査及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査）及び防止対策を推進する。
(略)	(略)
・住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波情報を引き続き迅速かつ的確に提供する。さらに、聴覚障がい者や海水浴客へより確実に伝達するため、「津波フラッグ」の導入の促進や周知啓発に取り組む。<u>また、緊急地震速報の精度向上に取り組む。</u>	・住民等の避難に資するよう、<u>海域の地震・津波観測データも活用しながら、緊急地震速報、</u>津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともにその高精度化に取り組む。さらに、聴覚障がい者や海水浴客へより確実に伝達するため、「津波フラッグ」の導入の促進や周知啓発に取り組む。
・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知、<u>防災情報通信ネットワークの整備</u>を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。	・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知を引き続き支援するとともに、<u>まるごとまちごとハザードマップとして</u>避難路・避難場所や津波浸水高さや津波到達時間等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。
(略)	(略)
・<u>ICT</u>等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。	・<u>ICT</u>等の新技術を用いて、災害時の情報提供の高度化を図る。
・自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、津波警報等や地震情報をカーナビゲーションに提供する等、<u>ITS</u>を活用した取組を推進する。	・自動車によらざるを得ない場合の避難等を支援するため、<u>大津波警報等</u>や地震情報をカーナビゲーションに提供する等、<u>ITS</u>を活用した取組を推進する。
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の<u>斜面崩落防止対策</u>、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、<u>木造密集地域対策</u>、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。	・避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の<u>法面・盛土の土砂災害防止対策</u>、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、<u>密集市街地対策</u>、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
(略)	(略)
・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防御の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、<u>G P S</u>波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。	・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防御の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、<u>GPS</u>波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。
・海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、<u>津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、平時における船舶の津波避難対策の検討を支援する。</u>	・海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援する。
(略)	(略)
・船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、<u>より</u>迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る。	・船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る
(略)	(略)

修正前	修正後
第3 避難者の受け入れ ○特に仙台等の大都市部において、発災直後に大量の避難者が発生すると想定される。特に都市部では、地震による建物被害や余震への不安等により、多くの人が避難所等へ避難するため、あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等に避難する人が発生する。 そのため、国土交通省は、応急活動に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け入れる。 ○また、道の駅、高速道路のSA・PA、避難場所として位置付けられた都市公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。	第3 避難者の受け入れ ○特に仙台等の大都市部において、発災直後に大量の避難者が発生すると想定される。特に都市部では、地震による建物被害や余震への不安等により、多くの人が避難所等へ避難するため、あらかじめ指定されていた避難所だけでなく、指定されていない庁舎や公園等の公共施設等に避難する人が発生する。 そのため、国土交通省は、<u>応急活動等</u>に支障のない範囲で庁舎等、所管施設へ避難希望者を受け入れる。 ○また、道の駅、高速道路のSA・PA、避難場所として位置付けられた都市公園等の主要な管理施設等においても避難者を受け入れる。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。<u>これらの施設は、災害時の円滑な利用の観点から、平常時に定期的な施設の維持管理を行うとともに、日頃から防災関連施設の積極的な活用や普及啓発を図るものとする。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>・災害時に、ホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするため、宿泊関係団体等と自治体との協定の締結を促す。</u> 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により、東北地方の新幹線で軌道の変位等の被害が約80箇所発生する。在来線も津波被害等により広範囲で不通となることが想定されている。 そのため、国土交通省は、鉄道事業者に対し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施を指導するとともに、鉄道事業者は列車を安全に止めるための対策（新幹線においては更に脱線・逸脱の防止）を実施する。また、発災後は、津波の襲来も念頭において、列車停止後の乗客の安全な避難について万全を期すよう指導する。 ○また、空港については、強い揺れや巨大な津波により、多数の空港が一時閉鎖となる。 そのため、国土交通省は、発災後は、飛行中・地上走行中の航空機への対応を実施する。また、津波警報等が発表された場合には、各空港において空港内の旅客の避難誘導等を迅速に実施する。 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞	<u>（削除）</u> 第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保 第1 列車や航空機等の安全確保 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により、東北地方の新幹線で軌道の変位等の被害が約80箇所発生する。在来線も津波被害等により広範囲で不通となることが想定されている。 そのため、国土交通省は、鉄道事業者に対し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施を指導するとともに、鉄道事業者は列車を安全に止めるための対策（新幹線においては更に脱線・逸脱の防止）を実施する。また、発災後は、津波の襲来も念頭において、列車停止後の乗客の安全な避難について万全を期すよう指導する。 ○また、空港については、強い揺れや巨大な津波により、多数の空港が一時閉鎖となる。 そのため、国土交通省は、発災後は、飛行中・地上走行中の航空機への対応を実施する。また、<u>大</u>津波警報等が発表された場合には、各空港において空港内の旅客の避難誘導等を迅速に実施する。 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞

修正前	修正後
・ 構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する<u>耐震対策について</u>、新幹線鉄道は概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域の<u>ターミナル駅等の重要な鉄道施設</u>の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(以下、「<u>耐震省令</u>」という。)<u>に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。</u><u>一方、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により比較的大きな軌道沈下が生じた高架橋と同様の高架橋の柱について、令和5年3月に耐震省令を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒して優先的に耐震補強を行うよう鉄道事業者を指導する。</u>また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。 ・ 駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、鉄道事業者に対し、対応策を指導する。 (略) ・ <u>被災空港を目的地とする航空機が多数発生した場合においても、状況に応じて安全に他空港への目的地変更ができるよう対応要領等を策定する。</u>	・ <u>鉄道の耐震化対策については、</u>構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する対策は、新幹線鉄道では概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域の<u>主要駅及び主要路線</u>の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」に基づき、速やかに対策を実施するよう鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。 ・ 駅間等で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、鉄道事業者に対し、対応策を指導する<u>とともに、その状況を定期的に確認する。</u> (略) <u>(削除)</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u> (略) ・旅客自動車運送事業者の<u>BCP</u>策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した図上訓練等の実施を指導する。 第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。 <u>(新規)</u> (略)	・非常時において、空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港BCP（A2-BCP）の実効性を強化するための改訂や訓練等を指導する。 (略) ・旅客自動車運送事業者のBCP策定を促進するとともに、事業者、地方公共団体が連携した図上訓練等の実施を指導する。 第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者、<u>その他の地域関係者等</u>による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。 ・<u>帰宅困難者の帰宅に向けては、自力での徒歩帰宅が困難な要配慮者やこどもにも配慮した搬送手段を確保するため、地方公共団体と運輸事業者等との事前計画の作成と支援する。</u> (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（<u>J N T O</u>）のウェブサイト等における発信や<u>J N T O</u>コールセンターにおける<u>多言語の24時間の電話による問い合わせ対応</u>を実施する。 （略） ・大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、<u>防災拠点</u>の整備に対して支援を行う。 ・災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報等をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。 （略） 第3 エレベーター内の閉じ込めへの対応 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞	・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（<u>JNT0</u>）のウェブサイト等における発信や <u>JNT0</u> のコールセンターにおける <u>24時間多言語対応</u>を実施する。 （略） ・大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、<u>受入拠点</u>の整備に対して支援を行う。 ・災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、<u>噴火速報</u>をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供する。 （略） 第3 エレベーター内の閉じ込めへの対応 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・早期に閉じ込めの救出がされるよう、<u>エレベーター保守事業者による</u>閉じ込め救出体制の整備等を進める。 (略) 第4節 被災状況等の把握 第1 ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、広範囲にわたる強い揺れと巨大な津波により、大規模な被災が同時多発すると想定される。 そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係する防災機関と連携しつつ、災害対策用ヘリや人工衛星、<u>SAR</u>観測技術、レーザ測量技術等を活用した緊急調査を実施する。 <平時から準備しておくべき事項> ・迅速な施設点検を行うため、車両の<u>計画的な</u>取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。 (略) ・<u>SAR</u>観測技術やレーザ測量技術、<u>IT</u>技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。	・早期に閉じ込めの救出がされるよう、閉じ込め救出の<u>担い手の確保等</u>、体制の整備を進める。 (略) 第4節 被災状況等の把握 第1 ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、広範囲にわたる強い揺れと巨大な津波により、大規模な被災が同時多発すると想定される。 そのため、国土交通省は、こうした状況下においても緊急的に被災状況等を把握するため、関係する防災機関と連携しつつ、災害対策用ヘリや人工衛星、<u>SAR</u>観測技術、レーザ測量技術等を活用した緊急調査を実施する。 <平時から準備しておくべき事項> ・<u>自動二輪車や自転車</u>による迅速な施設点検を行うため、車両の取得や訓練の実施など、必要な対策を講じる。 (略) ・<u>SAR</u>観測技術やレーザ測量技術、<u>IT</u>技術を活用し、被災前の現状の地形データ、精密標高データ等を入手する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象に<u>CCTV</u>等の増設を進める。 (略) ・被害状況調査を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施。引き続き体制の強化を進める。 <u>(新規)</u> 第2 全国からの<u>TEC-FORCE</u>派遣 <u>○北海道から東北地方・関東地方にかけての広い範囲にわたり大きな被害が想定されるため、あらかじめTEC-FORCE活動計画を策定し、迅速な派遣に備える。</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・発災直後から概ね7日～<u>10</u>日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「<u>TEC-FORCE</u>活動計画」を策定し、関係機関で共有する。	・被災状況等の迅速な把握に資するよう、重要な施設周辺を対象に <u>CCTV</u> 等の増設を進める。 (略) ・被害状況調査を常時支障なく実施できるよう、巡視船艇・航空機の整備を実施。引き続き体制の強化を進める。 ・<u>衛星インターネット装置、モバイル映像伝送装置を全国分散・広域配備することにより、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等の大規模地震でも安定した通信確保を図る。</u> 第2 全国からの <u>TEC-FORCE</u> 派遣 <u>○「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における TEC-FORCE 活動計画」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確に TEC-FORCE を派遣し、応急対策活動を実施する。</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・発災直後から概ね7日～<u>10</u>日目までの間の派遣に対応できるよう、隊員の装備や後方支援も含め、地方整備局等において、次の内容等を定めた「<u>TEC-FORCE</u>活動計画」を策定し、関係機関で共有する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
→ 応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等 → 要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成 → 第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員 → 大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保 → 地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点等の選定 ・ <u>TEC-FORCE</u>が使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録するとともに、<u>レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、迅速な移動手段を確保する。</u> (略) ・ 災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施、<u>ICT</u>や<u>IoT</u>の活用等により、<u>TEC-FORCE</u>の災害対応力向上を図る。	→ 応急対策活動を迅速・的確に実施できるよう、全国の地方整備局等から派遣する隊員数、災害対策用資機材の種類と量、移動手段やルート、進出拠点等 → 要員の交代も想定し、東日本大震災での経験も踏まえ、派遣可能な最大数の編成 → 第一次派遣隊には、特に経験が豊富で自らがその場で一定の判断が可能な者の動員 → 大規模土砂災害等に対し、高度な技術指導等を行うための専門知識を有する者を選定するなど、高度技術支援体制の確保 → 地方整備局ごとに派遣地域をある程度集約するとともに、交代や資機材補給等の拠点、<u>搬送等の協力業者等の選定</u> ・ <u>TEC-FORCE</u>が使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録する。<u>また、TEC-FORCEとして派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。</u> (略) ・ 災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施および研修・講習の受講、<u>ICT</u>や<u>IoT</u>の活用等により、<u>TEC-FORCE</u>の災害対応力向上を図る。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・TEC-FORCE隊員を支援できる民間人材の確保やTEC-FORCEの活動をマネジメントする機能の強化など、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化に努める。	・専門的な知識を有する民間企業等の人材をTEC-FORCE 予備隊員制度により募集・採用し、災害時に国家公務員（非常勤職員）として被災地に派遣することにより、TEC-FORCE としての応援体制の強化を図るものとする。
<u>（新規）</u>	・他の災害応急対策責任者を応援するにあたり、学識経験者をTEC-FORCE アドバイザーとして委嘱し、高度な技術的助言を得るための体制を整備するものとする。
<u>（新規）</u>	・災害応急対策責任者を支援する組織及び能力を有する法人又は団体と災害協定等を締結し、TEC-FORCE パートナーとして位置付け、TEC-FORCE と迅速かつ円滑な連携を図るものとする。
・様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。	・様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。
また、女性隊員も含めてTEC-FORCE 隊員が安心して活動可能な環境を構築するため、トイレカーの導入等を行う。	また、女性隊員も含めてTEC-FORCE 隊員が安心して活動可能な環境を構築するため、トイレカーの導入等を行う。
（略）	（略）
第4 被災情報等の統合災害情報システム（<u>DiMAPS</u>）への集約と共有	第4 被災情報等の統合災害情報システム（<u>DiMAPS</u>）への集約と共有
○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生直後の極めて厳しい状況下においても円滑な応急活動が可能となるよう、国土交通省は、「統合災害情報システム（<u>DiMAPS</u>）」等を用いて災害初動期の情報収集・共有体制を強化すると	○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生直後の極めて厳しい状況下においても円滑な応急活動が可能となるよう、国土交通省は、「統合災害情報システム（<u>DiMAPS</u>）」等を用いて災害初動期の情報収集・共有体制を強化するととも

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
ともに、<u>D i M A P S</u>等を活用し、関係機関との情報共有体制を強化する。また、これを活用して可能な限り一般にも情報を提供し、避難行動等を支援する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・膨大な災害情報を<u>地理院地図上</u>に集約し、迅速に把握・共有することができる <u>D i M A P S</u>を平成27年9月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。 ・円滑な応急対策活動が可能となるよう、国土地理院を中心に津波浸水想定区域等の基礎的な情報を事前に<u>D i M A P S</u>に集約する。 ・関係する防災機関と<u>D i M A P S</u>を共有するとともに、訓練等を通して実際においても十分活用できるようにする。 <u>(新規)</u>	に、<u>DiMAPS</u>等を活用し、関係機関との情報共有体制を強化する。また、これを活用して可能な限り一般にも情報を提供し、避難行動等を支援する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・膨大な災害情報を集約し、迅速に把握・共有することができる <u>DiMAPS</u>を平成27年9月より運用し、災害対応戦略の立案に活用するとともに、ほぼ全ての情報を一般公開している。 ・円滑な応急対策活動が可能となるよう、国土地理院を中心に津波浸水想定区域等の基礎的な情報を事前に <u>DiMAPS</u>に集約する。 ・関係する防災機関と <u>DiMAPS</u>を共有するとともに、訓練等を通して実際においても十分活用できるようにする。 ・<u>DiMAPS</u>について、災害情報の自動入力コンテンツを強化するとともに、被害情報等の集約・共有を半自動化する。被害情報入力プラットフォーム（DiJEST）を開発・導入することにより、省力化を図る。
第5節 被災者の救命・救助 第1 沿岸域における被災者の搜索・救助活動	第5節 被災者の救命・救助 第1 沿岸域における被災者の搜索救助活動

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・ <u>東日本大震災で得られた教訓や南海トラフ巨大地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震で想定される事態を踏まえ、緊急時対応のための巡視船艇・航空機の整備を進める。</u> 第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、被災地内の多くの道路において、激しい渋滞等による道路啓開作業の遅れに伴い、救命救助・消火活動、支援物資輸送などの緊急車両の通行が阻害され、被害が拡大するおそれがある。冬季においては、積雪や凍結等により、物資輸送に通常よりも時間を要する。 そのため、国土交通省は、プローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・ 自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行う <u>ITS</u> スポットや可搬型路側機等の増強、SNS 等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0 や民間が収集したプロ	(略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・ <u>大規模災害等が同時に発生した場合であっても対応できる体制の強化を図るため、災害対応力を有する巡視船艇・航空機の整備を進める。</u> 第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、被災地内の多くの道路において、激しい渋滞等による道路啓開作業の遅れに伴い、救命救助・消火活動、支援物資輸送などの緊急車両の通行が阻害され、被害が拡大するおそれがある。冬季においては、積雪や凍結等により、物資輸送に通常よりも時間を要する。 そのため、国土交通省は、<u>自動車の</u>プローブ情報等を活用し被災状況の迅速な把握と共有を実施するとともに、関係機関や業界等と連携しつつ、状況に応じた優先的な道路啓開を実施する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・ 自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行う <u>ITS</u> スポットや可搬型路側機等の増強、SNS 等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0 や民間が収集したプロ

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
ープデータ、AIWeb カメラの情報<u>などの</u>等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。	ブデータ、AIWeb カメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、<u>人工衛星画像の活用</u>により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。
(略)	(略)
・道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。	・道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。
<u>(新規)</u>	・<u>陸路による移動や輸送が困難となる事態に備え、海路・空路を活用したアクセスルートについて、関係機関と事前に調整を行い、主要道路の通行が不能となる場合や広域的な交通途絶が発生した場合には、代替ルートとして活用する。</u>
<u>(新規)</u>	・<u>大規模災害時における広域的な放置車両の移動については、緊急車両等の通行を確保するため、災害対策基本法に基づく措置を適切に活用し、迅速かつ円滑な道路啓開を行うよう、道路管理者は放置車両等の移動・撤去を行う区間（面的対応を含む）や周知方法等について、あらかじめ関係機関と確認するなど、実効性の向上に向けた取組を推進する。</u>
(略)	(略)

修正前	修正後
・<u>緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制整備などの取組を実施する。</u> 第3 陸海空の総合啓開 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急輸送ルート of 総合啓開や緊急排水に関する計画には、次の内容等を定める。 → 各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定 → 想定される広域的な救援等の種類と規模 → 啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療（<u>DMA T</u>等）・輸送の拠点、発電所等ライフライン重要拠点（なお、拠点確保にあたっては基幹的広域防災拠点、道の駅、<u>SA・PA</u>、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用） → 代替機能を有する施設（河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む）	・<u>緊急車両の通行確保のため、今後、道路啓開計画に位置づけられた道路啓開ルート上の踏切についても、災害時優先開放踏切の指定を進める。あわせて、地震後の踏切の状況等を共有する緊急連絡体制の整備のための取組や、指定した踏切について関係機関と連携の元、抜本的な対策を講じるための取組を推進する。</u> 第3 陸海空の総合啓開 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急輸送ルート of 総合啓開や緊急排水に関する計画には、次の内容等を定める。 → 各施設の規模、維持管理水準や老朽化の程度等も踏まえた被害想定 → 想定される広域的な救援等の種類と規模 → 啓開や緊急排水活動・緊急活動・避難・防災・医療（<u>DMAT</u>等）・輸送の拠点、発電所等ライフライン重要拠点（なお、拠点確保にあたっては基幹的広域防災拠点、道の駅、<u>SA・PA</u>、空港、公園、総合病院等の既存施設を最大限活用） → 代替機能を有する施設（河川の緊急用河川敷道路、船着場、臨港道路等を含む）

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
→ 緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠点までの緊急輸送ルート案（複数案） → 緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間の設定 → 啓開や緊急排水を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応 → 救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開や緊急排水の進捗状況を迅速に情報提供するための体制整備 （略）	→ 緊急輸送道路や緊急確保航路等を使用した後方支援拠点から避難・防災・医療等の各拠点までの緊急輸送ルート案（複数案） → 緊急輸送ルート案や各拠点の重要度等を踏まえた啓開や緊急排水の優先順位・目標時間の設定 → 啓開や緊急排水を実施するために必要な後方支援拠点と体制、資機材、補給対応 → 救命・救助活動を実施する関係機関等に対して、緊急輸送ルートの啓開や緊急排水の進捗状況を迅速に情報提供するための体制整備 （略）
・ <u>特に</u>緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、<u>斜面崩落</u>防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、雪崩危険箇所の調査や公表等の情報開示、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。	・ <u>避難路となる</u>緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、<u>法面・盛土の土砂災害</u>防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、雪崩危険箇所の調査や公表等の情報開示、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。
（略） ・ 港湾における緊急輸送路等の早期回復を目的として、水深に異状を生じたおそれがある場合に、必要に応じて水路測量等を実施するため、所要の資機材等の整備等を進める。また、航路標識の応急復旧用資機材の<u>安定確保に努める。</u>	（略） ・ 港湾における緊急輸送路等の早期回復を目的として、水深に異状を生じたおそれがある場合に、必要に応じて水路測量等を実施するため、所要の資機材等の整備等を進める。また、航路標識の応急復旧用資機材の<u>整備等も進める。</u>
（略）	（略）

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・<u>改正港湾法</u>に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾<u>B C P</u>の改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>	・港湾法<u>(昭和25年法律第218号)</u>に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾<u>BCP</u>の改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。 ・<u>空港における緊急輸送等の早期回復を目的として、空港の耐震等による防災拠点化を推進するとともに、各空港の空港BCP(A2-BCP)に基づき被災した場合でも空港機能を維持するため所要の資機材等の確保等を進める。</u> ・<u>国土交通省の保有する車両・資機材の輸送について、自衛隊と連携し、事前に自衛隊航空機等での運搬の可否を検証し、運搬可能な災害対策用機械を把握するとともに、輸送機体ごとの固縛要領や電波干渉などを踏まえた輸送可能性の検証を訓練等を通じて行う。こうした連携強化により、国土交通省の人員・保有する資機材の更なる迅速・的確な活用強化を図る。</u>
第4 救命・救助活動の支援 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・二次被害の発生予測に資するため、測量用航空機・人工衛星等を活用した被災状況調査結果など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう、統合災害情報システム(D i M A P S)の活用を進める。	第4 救命・救助活動の支援 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・二次被害の発生予測に資するため、測量用航空機・人工衛星等を活用した被災状況調査結果など地理空間情報の速やかな提供が可能となるよう、統合災害情報システム(D i M A P S)の活用を進める。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略) ・警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、南海トラフ地震及び首都直下地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するための海上輸送対策を策定。 ・旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請。 ・広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、スペース確保のための運用方針を策定。 ・定期的に連携強化のための検討会を開催（年2回）するとともに合同図上訓練を実施。 ・洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施。 第5 孤立集落等への対応支援 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の強い揺れで生じる土砂災害や巨大な津波による道路の寸断により、山間部や沿岸部の広い範囲で日本海溝沿いの巨大地震では約<u>210</u>、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>110</u>の集落が孤立すると想定されているほか、離島が孤立するおそれがある。	(略) ・警察庁、消防庁、防衛省及び民間フェリー事業者等と連携し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、南海トラフ地震及び首都直下地震発災時に民間フェリーで広域応援部隊を迅速に輸送するための海上輸送対策を策定<u>する</u>。 ・旅客船事業者団体に対し広域応援部隊の優先的輸送への協力を要請<u>する</u>。 ・広域応援部隊の輸送にかかる民間フェリー事業者において、スペース確保のための運用方針を策定<u>する</u>。 ・定期的に連携強化のための検討会を開催（年2回）するとともに合同図上訓練を実施<u>する</u>。 ・洋上における効果的な災害対応に資することを目的として、必要な情報の提供を実施<u>する</u>。 第5 孤立集落等への対応支援 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の強い揺れで生じる土砂災害や巨大な津波による道路の寸断により、山間部や沿岸部の広い範囲で日本海溝沿いの巨大地震では約<u>210</u>、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>110</u>の集落が孤立すると想定されているほか、離島が孤立するおそれがある。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
そのため、国土交通省は、<u>緊急調査により集落孤立の状況を速やかに把握するとともに、救命・救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。また、これらの機関や地方公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・<u>地方公共団体等と連携して孤立のおそれがある集落等をあらかじめ抽出し、発災後の孤立集落調査に向けた事前計画を策定する。</u> (略) ・離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。 第6節 被害の拡大防止・軽減 第1 複合災害への対応 <u>(新規)</u>	そのため、国土交通省は、<u>孤立集落の状況を把握するため、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関からなる情報収集の体制を構築するとともに、これら関係機関と調整しつつ、迅速な道路啓開等に努める。</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・<u>道路法等に基づく道路啓開計画において、関係機関と孤立集落の情報収集に関わる体制を構築する。</u> (略) ・<u>令和6年能登半島地震を踏まえ半島防災の推進を図るとともに、離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。</u> 第6節 被害の拡大防止・軽減 第1 複合災害への対応 <u>○大規模地震発生後の長期にわたる復旧・復興期間において、暴風・高潮・大雨・土砂災害・火山噴火・原子力災害等の他の災害等による複合的な影響が生じ得ることが考えられる。</u> <u>これらの複合災害は、想定され得る条件が多様であり、災害ごとの特性に応じた対応をできる限り円滑に行うことが基本である。そのため、対応の検討</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(新規) (略) ○河道閉塞等の大規模な被災や二次災害のおそれ等に対しては、迅速かつ集中的な対応を行うため、高度な技術力を持つ<u>TEC-FORCE</u>隊員を集中的に派遣する。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解型<u>無人</u>重機の配備等、<u>緊急調査</u>及び応急対策に必要な装備の充実を図る。	<u>にあたっては、災害ごとの対策等の充実を図るとともに、より厳しい想定についても可能な範囲で考慮していく必要がある。</u> <u>○二次災害・複合災害として暴風、高潮、大雨、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、適切に事前対策を実施するとともに、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合には、庁舎、道路・鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、土砂災害防止施設等の被害、土砂災害警戒区域等での被害状況、河道閉塞の発生等の有無について、緊急的に点検・調査・応急対策を行う体制を構築する。</u> (略) ○河道閉塞等の大規模な被災や二次災害のおそれ等に対しては、迅速かつ集中的な対応を行うため、高度な技術力を持つ <u>TEC-FORCE</u> 隊員を集中的に派遣する。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解対応型<u>遠隔施工</u>重機の配備等緊急調査及び応急対策に必要な装備の充実を図る。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
・関係自治体と連携し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震及び地震後の降雨等で斜面崩壊等による被害が想定される箇所についてリスク評価を実施する。	・関係自治体と連携し、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震及び地震後の降雨等で斜面崩壊等による被害が想定される箇所について、 <u>リモートセンシング（遠隔探査）技術も活用し、被災エリア全体のリスクの把握、リスク評価を実施する。</u>
(略)	(略)
・複合災害による浸水を想定し、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水に関する計画を策定する。	・複合災害による浸水を想定し、河川堤防等の緊急復旧や浸水区域における緊急排水に関する計画を策定する。
<u>(新規)</u>	・複合災害に備えるため、国土交通省が管理していない河川等も含めた面的な情報が必要になると想定されることなどを踏まえ、被災エリア全体のリスクの把握、地域の安全度評価の実施などについて、<u>国土交通省が都道府県や市区町村に技術的な支援ができる仕組みを検討する。また、想定される被害が特に甚大な場合や、時間的な猶予が無い場合などは、国土交通省が積極的にリスク情報の提供や対策の実施をする仕組みについても検討する。</u>
(略)	(略)
第2 コンビナート火災・油流出等への対応	第2 コンビナート火災・油流出等への対応
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・石油コンビナート防災訓練に参加し、自治体や消防など関係機関との連携の強化を図る。 <u>(新規)</u> (略) 第4 非常災害時における国による港湾の管理等 (略) ○平成<u>28</u>年熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じた。 そのため、港湾管理者からの要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略)	＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・石油コンビナート防災訓練に参加し、自治体や消防など関係機関との連携の強化を図る。 <u>・石油コンビナート等におけるレベル2の津波対策に資するインフラ整備を進める。</u> (略) 第4 非常災害時における国による港湾の管理等 (略) ○平成<u>28</u>年熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え、自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じた。 そのため、港湾管理者からの要請があり、地域の実情等を勘案して必要があると認められるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する全国で2箇所の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。 ・非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾BCPの改善等の災害対応力強化に取り組む。 第5 被災建築物等応急危険度判定活動 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。 (略) 第6 災害対策用機械の大規模派遣	・大規模災害発生時に緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとして機能する全国で2か所の基幹的広域防災拠点において、緊急物資輸送等の訓練を行い運用体制の強化を図る。 ・非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携し、防災訓練の実施、港湾BCPの改善等の災害対応力強化に取り組む。 第5 被災建築物等応急危険度判定活動 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、<u>関係者と連携し</u>、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。 (略) 第6 災害対策用機械の大規模派遣

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○<u>発災後、広範囲にわたる被害の拡大防止・軽減活動が展開され、全国規模での災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車、対策本部車、現地へ派遣された職員が泊まることができる待機支援車等）の出動が想定される。</u> <u>そのため、国土交通省は、あらかじめTEC-FORCE活動計画を策定し、これに基づいた迅速かつ的確な災害対策用機械の派遣を行う。</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ （略） ・災害対策用機械や<u>無人化</u>施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。 （略） 第7節 被災した地方公共団体支援 第1 リエゾンの派遣 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、<u>あらかじめTEC-FORCE活動計画を策定し、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに</u>	○<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。</u>また、被災状況に応じて、<u>地方公共団体へ対策本部車や照明車等の災害対策用機械の派遣等を迅速に実施する。</u> ＜平時から準備しておくべき事項＞ （略） ・災害対策用機械や<u>遠隔</u>施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。 （略） 第7節 被災した地方公共団体支援 第1 リエゾンの派遣 （略） ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、<u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、深刻な被害が想定される地方</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。	公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。
(略)	(略)
・気象庁防災対応支援チーム（ <u>J E T T</u> ）を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、 <u>解説</u> を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。	・気象庁防災対応支援チーム（ <u>JETT</u> ）を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、 <u>説明</u> を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。
(略)	(略)
第2 情報通信機材等の派遣	第2 情報通信機材等の派遣
○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、北海道から東北地方・関東地方の広範囲にわたり、多くの地方公共団体が甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。そのため、 <u>あらかじめ TEC-FORCE 活動計画を策定し</u> 、発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、 <u>K u - S A T</u> 、 <u>i - R A S</u> 、公共 <u>B B</u> 等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。	○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、北海道から東北地方・関東地方の広範囲にわたり、多くの地方公共団体が甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。そのため、 <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における TEC-FORCE 活動計画に基づき</u> 、発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、 <u>Ku-SAT</u> 、 <u>i-RAS</u> 、公共 <u>BB</u> 等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第8節 被災者・避難者の生活支援 第1 避難者に必要な物資の広域輸送 ○日本海溝沿いの巨大地震では、約<u>59.9</u>万人、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>32.3</u>万人の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。 そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・トラック輸送については、物資輸送の担い手となる関係事業者等と協議会等を開催し、緊急時の連携等について認識を共有しておくとともに、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結等を促進する。 <u>(新規)</u>	第8節 被災者・避難者の生活支援 第1 避難者に必要な物資の広域輸送 ○日本海溝沿いの巨大地震では、約<u>59.9</u>万人、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>32.3</u>万人の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。 そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・トラック輸送については、物資輸送の担い手となる関係事業者等と協議会等を開催し、緊急時の連携等について認識を共有しておくとともに、地方公共団体と関係事業者等における発災時の物資輸送の実施に関する協定締結等を促進する。 ・<u>緊急輸送手段が発災直後から確保可能となるように、地方公共団体と民間物流事業者との連携・協力体制の構築促進を図る。この際、民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みの整備等により、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において非常用電源、非常用通信設備の導入を促進する。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略) ・物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の<u>斜面崩落防止</u>対策、耐震補強等の対策を重点的に推進する。 (略) ・発災時に<u>円滑に海上輸送ルート</u>の活用が可能となるよう、<u>代替輸送ルート</u>の設定や代替港湾の利用に係る関係者との体制構築、港湾間の災害協定等を推進する。 ・<u>J R</u>貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い貨物鉄道ネットワークの構築を促進する。 ・防災体制を強化するため道の駅、<u>S A ・ P A</u>等の防災拠点化を推進する。 (略) 第2 避難場所の拡大 ○日本海溝沿いの巨大地震では、約<u>5 9 . 9</u>万人、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>3 2 . 3</u>万人の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。	(略) ・物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の<u>法面・盛土の土砂災害防止</u>対策、耐震補強等の対策を重点的に推進する。 (略) ・発災時に<u>海上ルート</u>を活用した円滑な支援が可能となるよう、複数の港湾が相互に連携し、緊急物資輸送を行うための広域港湾 BCP および港湾 BCP の策定を推進する。 ・<u>J R</u>貨物の高性能機関車等の整備に対する支援策を通じて、災害に強い貨物鉄道ネットワークの構築を促進する。 ・防災体制を強化するため道の駅、<u>S A ・ P A</u>等の防災拠点化を推進する。 (略) 第2 避難場所の拡大 ○日本海溝沿いの巨大地震では、約<u>59.9</u>万人、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>32.3</u>万人の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・避難受入施設として活用可能な施設を有する民間事業者等と地方公共団体との間で、利用に関する協定等の締結を支援する。 <u>(新規)</u> 第3 生活用水と衛生環境の確保 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における災害用井戸・湧水の	そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。 ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・災害時に、ホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするため、宿泊関係団体等と自治体との協定の締結を促す。 ・避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。 第3 生活用水と衛生環境の確保 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ ・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における災害用井戸・湧水の

修正前	修正後
活用を含めた代替水源としての地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。 ・多くの避難者が想定される地域等については、浄水場及び下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けまいよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、<u>BCP</u>の策定を速やかに実施する。 ・生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄水施設・設備の設置等について検討するなど対策を進める。	活用を含めた代替水源としての地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と<u>平時からの</u>利用を推進する。 ・多くの避難者が想定される地域等については、浄水場及び下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けまいよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、<u>BCP</u>の策定を速やかに実施する。 ・生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄水施設・設備の設置等について検討するなど対策を進める。
<u>(新規)</u>	<u>・災害時におけるより快適なトイレ環境確保のための「マンホールトイレの整備促進」「建設現場における快適トイレの普及」等を行う。</u>
第4 被災者向け住宅等の供給体制の整備 ○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「<u>借上型応急仮設住宅</u>」、公的賃貸住宅（公営住宅、<u>UR</u>賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。	第4 被災者向け住宅等の供給体制の整備 ○非常に多くの応急仮設住宅等が必要となるため、建設用地や事業者・資材の円滑な確保が課題となるとともに、被災地域が広域にわたるため、複数の広域支援体制の整備等の事前準備が必要となる。 そのため、国土交通省は、通常のプレハブ型の応急仮設に加え、地元企業の活用による「木造応急仮設住宅」の建設や、民間賃貸住宅を活用した「<u>借上型仮設住宅</u>」、公的賃貸住宅（公営住宅、<u>UR</u>賃貸住宅等）等、多様な手法を使った被災者向け住宅等の供給について、内閣府等の関係府省と連携して支援する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
＜平時から準備しておくべき事項＞ ・ 応急仮設住宅については、<u>地方公共団体へのマニュアル作成とそれに基づく訓練の呼びかけや、被災者向け住宅の円滑な確保のための関係団体等と都道府県との間の災害協定締結を支援する。</u> ・ <u>避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。</u> 第9節 施設等の復旧、被災地域の復興 第1 施設等の復旧 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・ 関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。 <u>(新規)</u>	＜平時から準備しておくべき事項＞ ・ 応急仮設住宅については、<u>関係団体等に関する情報提供や地方公共団体への連携を促進する。</u> <u>(削除)</u> 第9節 施設等の復旧、被災地域の復興 第1 施設等の復旧 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・ 関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。 ・ <u>地方管理空港等において、必要に応じ、災害復旧工事やエプロンの利用の調整等に関する業務を代行できる制度を活用し支援を行うものとする。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u> 第2 迅速な復旧に向けた取組 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) ・TEC-FORCE隊員を支援できる民間人材の確保やTEC-FORCEの活動をマネジメントする機能の強化など、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化に努める。 <u>(新規)</u> ・大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成29年1月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。	・緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保等を行うため、港湾法に港湾施設の応急復旧に他人の土石等を活用可能とする制度（応急公用負担）を規定する。 第2 迅速な復旧に向けた取組 (略) ＜平時から準備しておくべき事項＞ (略) <u>(削除)</u> ・近年、激甚化・頻発化する自然災害により、多くの鉄道路線が被災している現状を踏まえ、RAIL-FORCEによる被災状況の把握及び復旧に向けた技術的助言を、より迅速かつ高度に実施するためにRAIL-FORCE隊員の対応能力向上と資機材のICT化・高度化を図る。 ・大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成29年1月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための体制を整備する。	(削除)
(新規)	・「災害復旧事業におけるデジタル技術活用の手引き」により、地方公共団体におけるデジタル技術の導入を促進し、災害復旧事業の迅速かつ効率的な実施を図る。
(新規)	・ライフライン事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、ライフライン、インフラの早期復旧のため、要員の確保や資機材の配備、情報提供方法等をあらかじめ計画しておくなど、復旧体制の充実を図る。
(新規)	・上下水道は発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。
(新規)	・道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、復旧活動が全体としてできるだけ円滑に進むようにするため、復旧見通し、運行予定等の復旧関連情報の共有化の促進に加え、復旧要員の確保等により、あらかじめ復旧体制の充実を図る。
(新規)	・衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	・災害時のがれきや土砂がまちなかに一様に堆積している場合、関係省庁と連携して、被災地方公共団体が一括撤去できるスキームを活用し、被災者の生活や生業の早期再建につながるよう支援する。
<u>(新規)</u>	・被災者の生活再建にあたり、罹災証明書の早期交付のため、住家被害認定調査が円滑に行われるよう、不動産鑑定士の士業団体等に対し、被災地方公共団体や被災者等への支援活動を働きかけるものとする。
<u>(新規)</u>	・令和7年6月に成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」により改正された水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水道事業者と日本下水道事業団との協定の締結等、水道施設の復旧体制の充実を推進する。
第3 迅速な復興に向けた支援	第3 迅速な復興に向けた支援
(略)	(略)
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
(略)	(略)
・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の <u>取組</u> を推進する。	・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備や <u>地方公共団体における事前復興まちづくり計画の策定</u> を推進する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(新規)	・災害発生時の <u>迅速な復旧・復興を可能とするため、地方公共団体等を支援して地籍調査を実施し、土地の境界情報の整備を推進する。</u>
(略)	(略)
第4 担い手の確保・育成	第4 担い手の確保・育成
(略)	(略)
＜平時から準備しておくべき事項＞	＜平時から準備しておくべき事項＞
・令和 <u>6年6月</u> に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、処遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。	・令和 <u>6年6月</u> に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(<u>令和6年法律第49号</u>)に基づき、処遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。
・令和6年3月に中央建設業審議会が改定した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。	・中央建設業審議会が作成・勧告した「工期に関する基準」(<u>最終改定：令和6年3月</u>)及び「 <u>労務費に関する基準</u> 」(<u>令和7年12月</u>)について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。
・実勢を反映した設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準の確保及び国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による施工時期等の平準化のほか、 <u>社会保険への加入促進や、学校での出前授業や建設業の魅力を伝えるポータルサイトによる情報発信等の取組</u> を推進する。	・実勢を反映した <u>公共工事</u> 設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準の確保及び国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による施工時期等の平準化のほか、 <u>若者や女性などの入職を促進するため、教育機関等と連携し、ものづくり産業としての建設業の魅力・やりがいや、改善が進む最新の建設現場の現状などの効果的な発信</u> を推進する。

修正前	修正後
・業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの普及・活用、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。 ・公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する。	・業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの普及・活用、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction2.0」の深化等の取組を推進する。 ・公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する。
<u>(新規)</u>	<u>・被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務、円滑な水防活動等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団等の人材の確保、育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。</u>
<u>(新規)</u> 第10節 強い揺れ・<u>長周期地震動</u>への備え 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等	<u>・自治体支援の拡充のため、地震発生後の大雨時等における自治体の避難情報の発令判断等に助言・支援できる気象防災アドバイザーを育成する。</u> 第10節 強い揺れへの備え 第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等
○日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、<u>マグニチュード（以下「M」という。）7からM</u>	○日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込むプレート内での地震等、<u>M7からM8を超える巨大地震や、地震の揺れが</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
8を超える巨大地震や、地震の揺れが小さくても大きな津波を発生させる“津波地震”と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。 ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、耐震性の<u>不足する</u>住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。 (略) ・エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、<u>P波感知型地震時管制運転装置</u>の設置を促進する。 ・天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための<u>基準強化</u>、既存建築物の改修の促進により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。 ・宅地については、大規模盛土造成地の滑動崩落のおそれのある区域を<u>特定</u>し、住民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を<u>推進</u>する。	小さくても大きな津波を発生させる“津波地震”と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。 ・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）や、耐震化に係る支援の充実により、耐震性の<u>不十分な</u>住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。 (略) ・エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、地震時管制運転装置の設置を促進する。 ・天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための既存建築物の改修の促進により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。 ・宅地については、大規模な盛土造成地の滑動崩落のおそれのある区域を<u>抽出</u>し、住民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を<u>促進</u>する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、<u>これを応急対策にかか</u> <u>る計画に反映するとともに、これらを基にしたハザードマップを作成、公</u> <u>表することにより液状化に対する住民の防災意識向上を図る。</u>	・地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、<u>液状化ハザードマ</u> <u>ップを作成、公表する取組を促進することにより、住民等の関係者間のリスク</u> <u>コミュニケーションの充実を図る。</u>
(略)	(略)
第2 公共施設の耐震化等	第2 公共施設の耐震化等
(略)	(略)
・地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮によ る浸水被害、津波の遡上等から地域を守るため、海岸・河川堤防、水門・樋 門、排水施設等について、<u>地盤の改良等の耐震・液状化対策を推進する。</u>	・地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮によ る浸水被害、津波の遡上等から地域を守るため、海岸・河川堤防、水門・樋 門、排水施設等について、<u>地盤改良等の耐震化・液状化対策を推進する。</u>
・災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場、河川防災ステー ション等の整備を推進する。	・災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場、河川防災ステー ション等の整備を推進する。
<u>(新規)</u>	・<u>地震発生時において、ダム等の機能不全による下流での二次災害の発生を防止</u> <u>するため、ダム等管理設備の耐震化を実施する。</u>
<u>(新規)</u>	
	・<u>高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する施設</u> <u>では、施設被害に伴う死傷者が発生しないよう、施設・設備の耐震化、火災対</u> <u>策、浸水対策及び落下物防止対策を促進する。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	・ <u>地下街等防災推進計画に基づく耐震対策が未完了の地下街における耐震対策を推進し、地下街の倒壊に伴う閉じ込めを防ぐ。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>災害時に系統電力が停止した場合にも一時避難施設や公共施設等の機能を維持するため、建物所有者間等の連携したエネルギー導管、エネルギー供給施設等の整備を推進する。</u>
(略)	(略)
<u>(新規)</u>	・ <u>上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等を推進する。</u>
・ 発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、耐震・液状化対策を推進する。	・ 発災後の救命・救助活動への支援はもとより、被災地への広域的な物資輸送や1日も早いサプライチェーンの回復等による日本経済の復興に資するよう、緊急物資輸送や人流・物流等の重要ルートとなる道路、港湾、航路、空港、鉄道等に関する施設について、 <u>耐震化</u> ・液状化対策を推進する。
<u>(新規)</u>	・ <u>港湾においては、耐震強化岸壁に加え臨港道路、航路・泊地等の一連の施設について、耐震化・液状化対策等により災害時の健全性の確保を図る。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>空港における排水機能の強化等の浸水対策や空港無線施設等（建物）の津波・高潮等の安全対策を行う。</u>
<u>(新規)</u>	・ <u>耐災害性の強化が必要な海上保安施設等について、改修を行う。</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
・標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事 <u>及び耐震・耐波浪対策の計画的な実施をする。</u>	・ <u>航路標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事を実施する。</u>
(略)	(略)
第3 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策	第3 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策
○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震においては、広域において強い揺れが発生することが想定されるため、地震の観測等を強化し、緊急地震速報の <u>精度向上を図る。</u>	○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震においては、広域において強い揺れが発生することが想定されるため、地震の観測等を強化し、緊急地震速報の <u>迅速化・高度化を進める。</u>
<u>(新規)</u>	<u>○地震観測施設の耐災害性の強化を図る。</u>
○日本海溝・千島海溝沿いの地震活動を観測するための体制、 <u>後発地震への注意を促す情報</u> 等を適時・的確に発信・発表するための体制を維持するものとする。	○日本海溝・千島海溝沿いの地震活動を観測するための体制、 <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u> 等を適時・的確に発信・発表するための体制を維持するものとする。
<u>(新規)</u>	<u>○災害発生時においてもデータ品質を維持し安定的に運用するために、電子基準点網等の耐災害性強化対策を推進する。</u>
(略)	(略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する<u>予報及び観測情報</u>を発表する。 ・<u>既存の超高層建築物等のうち長周期地震動による影響が大きいものへの対策の検討を進める。</u>	・<u>長周期地震動による被害の可能性がある場合も緊急地震速報を発表する。また、</u>発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。 ・<u>超高層建築物等に対して、日本海溝・千島海溝沿いの地震による長周期地震動が想定されるエリアにおいて、長周期地震動の影響を考慮した安全性検証を求め、対策を進める。</u>
第4 火災対策 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による強い揺れや巨大な津波により大規模な火災が発生し、最大で日本海溝沿いの巨大地震では約<u>1 0 0</u>棟、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>3, 1 0 0</u>棟が焼失すると想定されている。 そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域においては対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 ・大規模な火災の発生が懸念される密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への共同建替え、避難や消火活動の向上を図る狭<u>隘</u>道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進する。 (略)	第4 火災対策 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による強い揺れや巨大な津波により大規模な火災が発生し、最大で日本海溝沿いの巨大地震では約<u>100</u>棟、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>3,100</u>棟が焼失すると想定されている。 そのため、こうした甚大な被害の軽減に資するよう、深刻な被害を受ける施設や地域においては対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 ・大規模な火災の発生が懸念される密集市街地において、市街地や公園緑地等の整備、延焼遮断帯として機能する幹線道路等の整備、老朽建築物の除却と合わせた耐火建築物等への共同建替え、避難や消火活動の向上を図る狭<u>あい</u>道路の拡幅等、きめ細やかな対策を推進する。 (略)
第5 土砂災害対策	第5 土砂災害対策

修正前	修正後
○地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼしたり、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害<u>危険箇所</u>について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を<u>効果的に高める</u>警戒避難体制の整備等、ハード・ソフト一体となった<u>効果的・効率的な</u>土砂災害対策を推進する。 <u>(新規)</u> (略) 第11節 巨大な津波への備え 第1 避難路・避難場所の確保等 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、襲来する巨大な津波により、最大で日本海溝沿いの巨大地震では約<u>19.9</u>万人、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>10</u>万人が死亡すると想定されている。 そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 (略)	○地震により崩壊する危険性が高く、防災拠点、重要交通網、避難路等に影響を及ぼしたり、孤立集落発生の要因となり得る土砂災害<u>警戒区域</u>について、対策施設の整備を推進するとともに、地域住民の防災力を<u>高めるための積極的・効果的な</u>広報を含めた警戒避難体制の整備等、ハード・ソフト<u>と</u>一体となった効率的な土砂災害対策を推進する。 <u>・地震後の土砂災害による二次災害防止及び復旧・復興を図るため、土木・建設関係事業者と連携して、被害状況把握、土砂災害発生に備えた重機や機材の確保等の応急対策の実施体制を構築する。</u> (略) 第11節 巨大な津波への備え 第1 避難路・避難場所の確保等 ○日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震では、襲来する巨大な津波により、最大で日本海溝沿いの巨大地震では約<u>19.9</u>万人、千島海溝沿いの巨大地震では約<u>10</u>万人が死亡すると想定されている。 そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。 (略)

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
・特に、高台等が近くでない、避難困難地域における津波避難ビル、津波避難タワーの整備を促進する。<u>また、積雪寒冷地においては冬季の積雪等による避難速度低下を踏まえ、避難距離や避難時間を短縮するため、防寒機能付き津波避難タワーや積雪等に配慮した避難路等の整備を支援する。</u> (略) ・道の駅や高速道路の<u>SA・PA</u>等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。 (略) ・避難路沿道建築物及び避難所となる施設の耐震化を促進する。 (略) ・海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、<u>地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を</u>	・特に、高台等が近くでない、避難困難地域における津波避難ビル、津波避難タワーの整備を促進する。<u>なお、津波避難ビル・津波避難タワーの整備・機能向上にあたっては、自治体が行う津波避難タワー等の整備と一体となって行う避難環境維持のための施設整備（非常用発電設備、備蓄倉庫、非常用照明、空調設備、停電時の通信確保等）に対して支援する。更に、積雪寒冷地においては冬季の積雪等による避難速度低下を踏まえ、避難距離や避難時間を短縮するため、防寒機能付き津波避難タワーや積雪等に配慮した避難路等の整備を支援する。</u> (略) ・道の駅や高速道路の<u>SA・PA</u>等への避難者の受け入れのため、避難場所、避難階段の整備や道の駅の防災拠点化を進める。 (略) ・避難路沿道建築物及び避難所として位置づけられた施設の耐震化を促進する。 (略) ・海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援する。

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。</u> <u>・津波警報等発表時には、船舶に対し迅速確実に伝達する。</u> ・住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波情報を引き続き迅速かつ的確に提供する。<u>さらに、聴覚障がい者や海水浴客へより確実に伝達するため、「津波フラッグ」の導入の促進や周知啓発に取り組む。</u> ・部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体となった津波防災地域づくりや<u>避難場所としての高規格堤防の整備を重点的に推進する。</u> (略) ・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成<u>26</u>年9月に策定（平成<u>29</u>年7月改正）。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る手段の一つとして、津波救命艇の普及に取り組む。 第2 津波防災地域づくりの推進 <u>(新規)</u>	<u>(削除)</u> ・住民等の避難に資するよう、<u>海域の地震・津波観測データも活用しながら、緊急地震速報、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともに、その高精度化に取り組む。</u> ・部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体となった津波防災地域づくりや<u>緊急避難場所等にもなる高台まちづくりの整備を推進する。</u> (略) ・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成<u>26</u>年9月に策定（平成<u>29</u>年7月改正）。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る手段の一つとして、津波救命艇の普及に取り組む。 第2 津波防災地域づくりの推進 <u>○津波による甚大な人的被害、住宅・インフラ、経済被害等を減少するためには、将来的なまちづくりと連携した津波浸水そのものを低減させるためのソフ</u>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○津波防災地域<u>まち</u>づくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。 (略) 第3 津波浸水を軽減させる施設の整備等 (略) ・特に、冬期は積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬期においても水門等が確実に作動するよう配慮するものとする。 <u>(新規)</u> (略) 第6 被災想定地域における土地境界の明確化の推進	<u>ト対策・ハード対策を効果的に組み合わせることが重要であり、総合的な対策の充実・強化を図る。</u> ○津波防災地域づくりに関する法律<u>(平成23年法律第123号)</u>のフォローアップ等を踏まえ、推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。 (略) 第3 津波浸水を軽減させる施設の整備等 (略) ・特に、冬期は積雪や凍結の影響により水門等の閉鎖に支障をきたすおそれがあるため、冬期においても水門等が確実に作動するよう配慮するものとする。 <u>・地震時の浸水被害軽減のため、水防体制の強化並びに排水ポンプ、水門等の排水施設や非常用発電装置等の整備及び耐震化・耐水化を進める。</u> (略) 第6 被災想定地域における土地境界の明確化の推進

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
○ <u>迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため</u> 、地方公共団体等を支援して地籍調査を <u>積極的に</u> 推進する。	○ <u>円滑な防災・減災事業の実施や災害発生時の迅速な復旧・復興を可能とするため</u> 、地方公共団体等を支援して地籍調査を <u>実施し、土地の境界情報の整備を</u> 推進する。
第12節 防災力強化に向けた日頃からの備え	第12節 防災力強化に向けた日頃からの備え
第1 防災訓練	第1 防災訓練
(略)	(略)
・ <u>改正災害対策基本法</u> による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。	・災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。
・重要港湾以上の全ての港湾において策定されている港湾 <u>BCP</u> の実効性を確保するため、 <u>BCP</u> に基づく訓練を実施する。	・重要港湾以上の全ての港湾において策定されている港湾 <u>BCP</u> の実効性を確保するため、 <u>BCP</u> に基づく訓練を実施する。
・各空港で策定された空港 <u>BCP</u> に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、訓練の実施等による空港 <u>BCP</u> の実効性の強化に努める。	・各空港で策定された空港 <u>BCP (A2-BCP)</u> に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、訓練の実施等による空港 <u>BCP</u> の実効性の強化に努める。
<u>(新規)</u>	・ <u>道路啓開の実効性を高めるため、道路管理者及び関係者と連携し、具体的行動の習熟及び関係機関の連携強化を図ることを目的として、実践的な訓練を定期的に実施する。</u>
(略)	(略)

修正前	修正後
第2 防災教育の推進 ○<u>NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。</u> ・<u>災害時の写真や動画等の提供、出前講座の実施などを推進。</u> ・特に学校においては、<u>指導計画等の作成支援や授業に活用できる素材や手引き等の提供を実施。</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>	第2 防災教育の推進 ○<u>インフラ整備の重要性の理解促進や住民の防災意識や早期避難意識の向上に資するため、NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。</u> <u>(削除)</u> ・特に学校においては、<u>児童・生徒の防災意識の向上と教員による授業の後押しのため、学習指導要領における学習の單元ごとに対応した指導計画等の作成支援や各地域での授業に活用できる素材や手引き等の提供を実施する。</u> ・<u>防災学習ポータルサイト・防災教育ポータルサイトについて様々な災害に関する写真・動画、地域での取組の良事例の紹介、デジタル教材やデジタルマップ等を用いて児童・生徒の学習を支援する方法の具体例の提示を行うとともに、類似するコンテンツをまとめて整理する等、ユーザー（教員・児童・生徒等）の利便性向上にむけた改良を行う。</u> ○<u>地形分類を整備・公表することにより、地域の自然災害リスク情報を周知し、国民の防災意識の醸成を進める。</u>

第 3 編 地震災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
第1章 災害予防 第1節 津波対策の推進 第16 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設について<u>も相互に機能を補完、代替し、全体として、ライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。</u> (略) 第19 廃棄物処理施設等の整備等の推進 (略) ○北海道においては、<u>水道及び</u>廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、<u>水道施設、</u>廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。 (略) 第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備	第1章 災害予防 第1節 津波対策の推進 第16 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設について、<u>災害・事故時も</u>ライフライン機能を確保できるよう<u>各施設</u>のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。 (略) 第19 廃棄物処理施設等の整備等の推進 (略) ○北海道においては、廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。 (略) 第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
(略) ○<u>無人化</u>施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 第7節 災害発生時における応急工事等の実施 (略) ○必要に応じて<u>無人化</u>施工機械の活用を図るものとする。 (略) 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関	(略) ○<u>遠隔</u>施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 第7節 災害発生時における応急工事等の実施 (略) ○必要に応じて<u>遠隔</u>施工機械の活用を図るものとする。 (略) 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、<u>人工衛星画像の活用</u>により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路

第4編 津波災害対策編

修正前	修正後
する情報が確実に伝わるようＩＣＴ技術を活用し、<u>ビーコン</u>、ＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。	利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようＩＣＴ技術を活用し、ＥＴＣ２．０、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
(略)	(略)
第11節 二次災害の防止対策	第11節 二次災害の防止対策
<u>○水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な浄水施設及び配水施設等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うこと等に対して必要な支援を講ずる。</u>	<u>(削除)</u>
(略)	(略)

第5編 風水災害対策編

修正前	修正後
第1章 災害予防 第1節 風水害対策の推進 第2 河川、海岸、土砂災害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等 (略) (3) 土砂災害に係る対策 (略) ○大規模な河道閉塞等の発生時における土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び同法第31条に基づく関係地方公共団体への緊急情報の通知について、迅速かつ効果的に実施できるよう、関係地方公共団体、関係機関等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努めるものとする。 (略) ○土砂災害警戒区域等のホームページ、標識等による住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、<u>市町村に対しては、土砂災害警戒情報及びメッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報を時系列で提供するとともに、きめ細かな降雨予測や、周辺における土砂災害の発生状況等の情報の提供、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な支援・助言を行うものとする。</u>	第1章 災害予防 第1節 風水害対策の推進 第2 河川、海岸、土砂災害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等 (略) (3) 土砂災害に係る対策 (略) ○大規模な河道閉塞等の発生時における土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査及び同法第31条に基づく関係地方公共団体への<u>土砂災害緊急情報の通知について、迅速かつ効果的に実施できるよう、関係地方公共団体、関係機関等との連携を強化するなど危機管理体制の整備に努めるものとする。</u> (略) ○土砂災害警戒区域等のホームページ、標識等による住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備、市町村に対する、<u>土砂災害警戒情報及びメッシュ毎の土壌雨量指数や降雨情報の時系列の提供、きめ細かな降雨予測や、周辺における土砂災害の発生状況等の情報の提供、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な支援・助言を行うものとする。</u>

第5編 風水災害対策編

修正前	修正後
(略) ○豪雨に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、<u>無人化</u>施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、あらかじめ策定するものとする。 また、これを迅速、効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。	(略) ○豪雨に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、<u>遠隔</u>施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、あらかじめ策定するものとする。 また、これを迅速、効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。
(略) 第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等	(略) 第4 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等
(略) ○道路の冠水による事故を未然に防止するため、アンダーパス部等、車両が水没するなど重大な事故がおきるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の点検、必要な施設の整備、警察及び消防等との連携強化等を図ることで、適切な道路管理に努めるものとする。また、応急組立橋の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進するものとする。	(略) ○道路の冠水等による事故を未然に防止するため、アンダーパス部等や市街地の<u>道路地下構造物</u>において、車両が水没するなど重大な事故がおきるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の点検、必要な施設の整備、警察及び消防等との連携強化等を図ることで、適切な道路管理に努めるものとする。また、応急組立橋の確保や貸与等による地方公共団体への支援を推進するものとする。
(略)	(略)

第5編 風水災害対策編

修正前	修正後
第14 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても相互に機能を補完、代替し、全体として、ライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。 (略) 第17 廃棄物処理施設等の整備等の推進 ○北海道においては、水道及び廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、水道施設、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。 (略) 第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備 (略)	第14 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設について、災害・事故時もライフライン機能を確保できるよう各施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする (略) 第17 廃棄物処理施設等の整備等の推進 ○北海道においては、廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。 (略) 第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備 (略)

第5編 風水災害対策編

修正前	修正後
○複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。 （略） ○<u>無人化</u>施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。 （略） 第4節 防災教育等の実施 第2 防災知識の普及 （略） ○避難指示等が発令された場合の行動についても、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民自身が行えるよう、土砂災害や土砂災害警戒情報等に関する正しい知識、地域の土砂災害の危険性等の正しい知識が必要であり、関係自治体と連携して、これらの正しい知識の普及啓発と、いざというときは、命を守るために自ら判断して行動すべきことを周知する。 （略）	○複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定し、東日本大震災や<u>能登半島地震及びその後の豪雨災害</u>の教訓等を踏まえ、防災計画等を見直し、備えを充実する。 （略） ○<u>遠隔</u>施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。 （略） 第4節 防災教育等の実施 第2 防災知識の普及 （略） ○避難指示等が発令された場合の行動についても、マニュアルに頼りすぎることなく、状況に応じた適切な判断を住民自身が行えるよう、土砂災害や土砂災害に関する<u>防災気象情報</u>等に関する正しい知識、地域の土砂災害の危険性等の正しい知識が必要であり、関係自治体と連携して、これらの正しい知識の普及啓発と、いざというときは、命を守るために自ら判断して行動すべきことを周知する。 （略）

第5編 風水災害対策編

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策 第1 風水害に関する警報等の伝達 (略) ○気象庁と連携し、公表する防災気象情報について、災害の切迫度に応じた5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。 (略) ○気象庁と都道府県が発表する土砂災害警戒情報を、地方公共団体等が活用できるよう周知するものとする。 (略) <u>(新規)</u>	第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策 第1 風水害に関する警報等の伝達 (略) ○気象庁と連携し、避難指示等の発表基準に活用される防災気象情報について、警戒レベルとの関係が明確となるよう、災害の切迫度に応じた5段階の警戒レベル相当として区分し、特別警報、危険警報、警報及び注意報については、警戒レベルに合わせた数字を付記した名称で発表すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。 (略) ○気象庁と都道府県が「レベル4土砂災害危険警報」という名称で発表する土砂災害警戒情報を、地方公共団体等が活用できるよう周知するものとする。 (略) ○高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した海岸において、高潮のおそれがあると認められるときは、気象庁、都道府県と連携して、地方公共団体、関係機関、報道機関等を通じて住民に対し速やかに情報を伝達するものとする。

第5編 風水災害対策編

修正前	修正後
(新規) 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (略) 第1 災害情報の収集・連絡 (略) (3)災害対策用ヘリコプター等による情報収集 ○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、無人航空機、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。 (略)	○<u>河川管理者又は海岸管理者は、その管理する河川又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその状況を関係都道府県知事等に通報するものとする。また、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認められるときは、当該通報に係る事項を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。</u> 第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保 (略) 第1 災害情報の収集・連絡 (略) (3)災害対策用ヘリコプター等による情報収集 ○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、無人航空機、衛星通信システム、監視カメラ、<u>人工衛星</u>等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。 (略)

第5編 風水災害対策編

修正前	修正後
第7節 災害発生時における応急工事等の実施 (略) ○必要に応じて<u>無人化</u>施工機械の活用を図るものとする。 (略) 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 (略) ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、ビーコン、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。	第7節 災害発生時における応急工事等の実施 (略) ○必要に応じて<u>遠隔</u>施工機械の活用を図るものとする。 (略) 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 (略) ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、<u>人工衛星画像の活用</u>により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。

第5編 風水災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
第11節 二次災害の防止対策	第11節 二次災害の防止対策
(略)	(略)
○大規模な河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流等の発生による二次災害を防止するため、地方支分部局等と連携し、土砂災害防止法第29条に基づく緊急調査を実施するとともに、同法第31条に基づき関係市町村及び都道府県に緊急情報を通知するものとする。	○大規模な河道閉塞が確認された場合、これに起因する土石流等の発生による二次災害を防止するため、地方支分部局等と連携し、土砂災害防止法第29条に基づく <u>土砂災害</u> 緊急調査を実施するとともに、同法第31条に基づき関係市町村及び都道府県に緊急情報を通知するものとする。
(略)	(略)

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
第1章 災害予防 第2節 火山災害対策の推進 第2 火山砂防施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等 (略) ○火山噴火による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出やそれに伴う大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、<u>無人化</u>施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、あらかじめ策定するものとする。 また、これを迅速、効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。 (略) 第10 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設についても<u>相互に機能を補完、代替し、全体として、</u>ライフライン機能を確保できるよう<u>水道施設及び下水道施設</u>のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。	第1章 災害予防 第2節 火山災害対策の推進 第2 火山砂防施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等 (略) ○火山噴火による火砕流、溶岩流、泥流等の大規模土砂流出やそれに伴う大規模河道閉塞等の発生時において、被害の拡大防止のため実施されるべき、現地対策本部の迅速な設置、<u>遠隔</u>施工等により実施される緊急工事、必要な資機材の調達、避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を、あらかじめ策定するものとする。 また、これを迅速、効果的に実施できるよう、日頃から関係公共団体、関係機関等との連携を強化するとともに、実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。 (略) 第10 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設について、<u>災害・事故時も</u>ライフライン機能を確保できるよう<u>各施設</u>のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
(略)	(略)
第13 廃棄物処理施設等の整備等の推進	第13 廃棄物処理施設等の整備等の推進
○北海道においては、 <u>水道及び</u> 廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、 <u>水道施設、</u> 廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。	○北海道においては、廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。
(略)	(略)
第3節 危機管理体制の整備	第3節 危機管理体制の整備
第4 応急復旧体制等の整備	第4 応急復旧体制等の整備
(略)	(略)
○ <u>無人化</u> 施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。	○ <u>遠隔</u> 施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。
(略)	(略)
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	第2節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
(略)	(略)

第6編 火山災害対策編

修正前	修正後
第1 災害情報の収集・連絡 (1) 火山災害情報等の把握、連絡 ○火山災害が発生した場合、まず気象庁より火山噴火情報の連絡を受けるほか、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、噴火、降灰、火砕流、溶岩流、泥流等の規模、範囲等について確認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の火山災害が発生した場合、直ちに特定本部等に連絡するものとする。 (略) 第7節 災害発生時における応急工事等の実施 (略) ○必要に応じて<u>無人化</u>施工機械の活用を図るものとする。 (略) 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 (略)	第1 災害情報の収集・連絡 (1) 火山災害情報等の把握、連絡 ○火山災害が発生した場合、まず気象庁より火山噴火に関する情報の連絡を受けるほか、テレビ、ラジオ等の一般情報等により、噴火、降灰、火砕流、溶岩流、泥流等の規模、範囲等について確認するものとする。地方支分部局は、災害対策本部の設置を必要とする規模の火山災害が発生した場合、直ちに特定本部等に連絡するものとする。 (略) 第7節 災害発生時における応急工事等の実施 (略) ○必要に応じて<u>遠隔</u>施工機械の活用を図るものとする。 (略) 第8節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 (略)

修正前	修正後
○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、<u>ビーコン</u>、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。	○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、<u>人工衛星画像の活用</u>により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用しETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。
(略)	(略)
第2 海上交通の確保	第2 海上交通の確保
(略)	(略)
○<u>国土交通省は</u>、被災により港湾の機能に支障が生じ、<u>又は生ずるおそれがある</u>場合において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。	○被災により港湾の機能に支障が生じ、<u>若しくは生じるおそれがある場合又は緊急輸送のために寄港する船舶の隻数が著しく増加することが見込まれる場合</u>において、港湾管理者からの要請があったときには、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を実施するものとする。<u>また、必要に応じ、港湾管理者に対し、要請を行うか否かの判断に資する情報を提供するものとする。</u>
(略)	(略)

第 6 編 火山災害対策編

修正前	修正後
第11節 二次災害の防止対策 (略) <u>○水道については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な浄水施設及び配水施設の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うこと等に対して必要な支援を講ずる。</u> (略)	第11節 二次災害の防止対策 (略) <u>(削除)</u> (略)

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
第1章 災害予防 第1節 雪害対策の推進 第8 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設について<u>も相互に機能を補完、代替し、全体として、</u>ライフライン機能を確保できるよう<u>水道施設及び下水道施設</u>のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。 (略) 第11 廃棄物処理施設等の整備等の推進 ○北海道においては、<u>水道及び</u>廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、<u>水道施設、</u>廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。 (略) 第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備 (略)	第1章 災害予防 第1節 雪害対策の推進 第8 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設について、<u>災害・事故時も</u>ライフライン機能を確保できるよう<u>各施設</u>のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする (略) 第11 廃棄物処理施設等の整備等の推進 ○北海道においては、廃棄物処理に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。 (略) 第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制等の整備 (略)

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
○豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保<u>できるよう</u>、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員、施設、<u>並びに連絡系統</u>などの所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械<u>及び</u>必要な資機材の計画的な整備、<u>除雪機械の貸与等</u>による地方公共団体への支援を行う<u>ものとする</u>。 (略) ○必要に応じて<u>無人化</u>施工機械の活用を図るものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 第7節 災害発生時における応急工事等の実施 (略) ○必要に応じて<u>無人化</u>施工機械の活用を図るものとする。 (略)	○豪雪等に対し、緊急に道路交通を確保<u>するため</u>、迅速かつ的確な除雪活動を実施<u>できるよう</u>除雪機械、除雪要員、施設、連絡<u>体制</u>などの所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械<u>その他</u>必要な資機材の計画的な整備を行う。 <u>また、通常の除雪体制を超える降雪時には、地方公共団体からの支援要請に基づき、国及び都道府県は広域的な観点から必要な支援を実施するものとする。</u> <u>このため、降雪期前においては関係機関と連携し、小型除雪機械の貸与等の支援に加えスクラム除雪の対象路線の選定等道路管理者間の連携について、あらかじめ調整を行うものとする。</u> (略) ○必要に応じて<u>遠隔</u>施工機械の活用を図るものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 第7節 災害発生時における応急工事等の実施 (略) ○必要に応じて<u>遠隔</u>施工機械の活用を図るものとする。 (略)

第7編 雪害対策編

修正前	修正後
第13節 地方公共団体等への支援 (略) 第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等 (略) ○災害対応を円滑に行うため、<u>必要がある場合には</u>、原則として地方公共団体等の要請に応じ、応急復旧用資機材<u>や災害対策用機械の提供を行うものとする。</u> (略)	第13節 地方公共団体等への支援 (略) 第1 情報収集、人員の派遣、応急復旧、資機材の提供等 (略) ○災害対応を円滑に行うため、<u>必要に応じて</u>、原則として地方公共団体等からの要請に応じ、応急復旧用資機材<u>及び災害対策用機械を提供するものとする。</u> <u>具体には、通常の除雪体制を超える降雪時においては、小型又は大型除雪機械の貸与、スクラム除雪その他広域的な観点から必要な支援を行うものとする。</u> (略)

第11編 道路災害対策編

修正前	修正後
第1章 災害予防 第1節 道路災害対策の推進 第4 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設について<u>も相互に機能を補完、代替し、全体として、ライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする</u> (略) 第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制の整備 (略) ○<u>無人化</u>施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。 (略)	第1章 災害予防 第1節 道路災害対策の推進 第4 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設について、<u>災害・事故時もライフライン機能を確保できるよう各施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。</u> (略) 第2節 危機管理体制の整備 第4 応急復旧体制の整備 (略) ○<u>遠隔</u>施工機械の活用に関する体制の整備を図るものとする。 (略)

修正前	修正後
第2章 災害応急対策 第7節 災害発生時における応急工事等の実施 (略) ○必要に応じて<u>無人化</u>施工機械の活用を図るものとする。 (略) 第8節 災害発生時における道路交通の確保等 (略) ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行う I T S スポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、E T C 2. 0 や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるよう I C T 技術を活用し、<u>ビーコン</u>、E T C 2. 0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。	第2章 災害応急対策 第7節 災害発生時における応急工事等の実施 (略) ○必要に応じて<u>遠隔</u>施工機械の活用を図るものとする。 (略) 第8節 災害発生時における道路交通の確保等 (略) ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行う I T S スポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、E T C 2. 0 や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、<u>人工衛星画像の活用</u>により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるよう I C T 技術を活用し、E T C 2. 0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。

第15編 大規模火事等災害対策編

修正前	修正後
第1章 災害予防 第1節 大規模火事等災害対策の推進 第2 都市の防災構造化の推進 (8) 消防活動に資する施設の整備 (略) ○<u>水道管の耐震化、防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。</u> (略) 第5 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設について<u>も相互に機能を補完、代替し、全体として、ライフライン機能を確保できるよう水道施設及び下水道施設のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。</u> (略)	第1章 災害予防 第1節 大規模火事等災害対策の推進 第2 都市の防災構造化の推進 (8) 消防活動に資する施設の整備 (略) ○防災公園等の整備に併せた耐震性貯水槽の整備、水と緑のネットワークの整備、下水処理水の活用等により、災害時の消火用水の確保等を促進するものとする。 (略) 第5 ライフライン対策の推進 ○災害発生時におけるライフラインの確保の重要性から、ライフラインの共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の計画的かつ重点的な整備を推進するとともに、水道施設及び下水道施設について、<u>災害・事故時もライフライン機能を確保できるよう各のネットワーク化、重要幹線の二条化等を上下水道一体となって推進するものとする。</u> (略)

修正前	修正後
第8 廃棄物処理施設等の整備等の推進 ○北海道においては、<u>水道及び</u>廃棄物処理施設に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、<u>水道施設</u>、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 第7節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、<u>ビーコン</u>、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 (略)	第8 廃棄物処理施設等の整備等の推進 ○北海道においては、廃棄物処理施設に係る事業等の計画的な推進を図るとともに、廃棄物処理施設等の整備等を所管省庁と協力して推進するものとする。 (略) 第2章 災害応急対策 第7節 災害発生時における交通の確保等 第1 道路交通の確保 ○道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携、<u>人工衛星画像の活用</u>により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供するものとする。また、必要に応じて他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請するものとする。 (略)

第 16 編 地域防災計画の作成の基準

修正前	修正後
第2章 災害応急対策に関する事項 第1節 災害に関する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項 (略) ○河川、海岸等ごとに予警報及び警告、発令時期及びその方法並びに伝達の方法について具体的に定めること。特に、要配慮者に配慮した伝達の方法に留意すること。 (略)	第2章 災害応急対策に関する事項 第1節 災害に関する予報及び警報の伝達並びに警告の方法に関する事項 (略) ○河川、海岸等ごとに予警報及び警告の<u>発表</u>、発令時期及びその方法並びに伝達の方法について具体的に定めること。特に、要配慮者に配慮した伝達の方法に留意すること。 (略)

以上